

裾野市史研究

口 絵
論 文

小田原藩の農民身分編成について

—稲葉時代を中心に— ……………	厚地 淳司 (1)
国境地帯の中世史 ……………	東島 誠 (29)
富士山信仰における須山口の位置 ……	菊池 邦彦 (47)
書 評『裾野市史』	
第八卷 通史編 I ……………	永原 慶二 (91)
杉村齊さんを悼む ……………	(102)
裾野市史編さん事業の歩み	
1. 裾野市史編さん基本要綱 ……………	(104)
2. 裾野市史編さん委員会条例 ……………	(104)
3. 裾野市史編さん事業機構図 ……………	(106)
4. 歴代裾野市史編さん委員及び関係者 ……	(106)
5. 歴代裾野市史編さん専門委員・調査委員一覽	(107)
6. 現・裾野市史編さん関係者名簿 ……………	(107)
7. 裾野市史編さん事業経過報告 ……………	(108)
8. 刊行図書一覽 ……………	(143)
9. 「裾野市史」総目次・執筆者 ……………	(146)
10. 「裾野市史資料叢書」総目次 ……………	(162)
11. 「裾野市史調査報告書」総目次 ……………	(163)
12. 「裾野市史研究」総目次・執筆者 ……	(176)
13. 「裾野市史だより」総目次・執筆者 ……	(181)
編集後記 ……………	(187)



2001年3月

裾野市史編さん室

裾野市全域絵図（一八七六年 岩崎達生氏所蔵）



小田原藩の農民身分編成について — 稲葉時代を中心に —

厚 地 淳 司

はじめに

寛永末年から寛文・延宝期にかけての時期は、農民の共同体としての村が確立し、幕藩制支配もかかる村に依拠しつつ、これを把握・管理する方式へと転換していく時期であった。したがって、この時期には幕藩制支配の中での村の占める比重が増大していったのである。^①

本稿では、かつて裾野市域を支配していた小田原藩が諸役賦課の基礎調査として作成した家数調査の帳簿類を分析し、そこに見られる農民の身分編成から、一七世紀半ばから後半にかけての小田原藩の領国支配において村の占める比重が増大していく状況を具体的に明らかにしてみたい。

小田原藩が家数調査などを通じて身分編成をおこなっていたことは周知のところであり、家数調査の結果を記録した帳簿類は、相模側の小田原領においてはその存在が確認されている。^② また、裾野市域においても幕府沼津代官領であった御宿村は、市史編さんの過程において一七世紀における農民諸階層がかなり解明されている。^③ ところが、小田原藩領でも駿河側の御厨領については、延宝・貞享期の村明細帳に家数記載の項目が見られる程度であり、寛文期以前の農民身分編成を全般的に知ることのできる史料は、ほとんどその存在を確認できなかった。ところが、今回旧茶畑村名主家の柏木正男氏所蔵文書のうち、慶安四年（一六五一）作成の「御厨領高都合田方畑方反別帳」という史料

を検討したところ、小田原藩が諸役賦課の基礎調査として作成したものであることが判明した。そこで、史料紹介を兼ねて分析結果を報告し、従来より取り上げられてきた延宝・貞享の村明細帳の分析と合わせて小田原藩による農民身分編成を検討してみたい。

さて、小田原藩の諸役賦課や身分編成を取り上げた研究のうち、本稿において取り上げる駿河国御厨領に関しては、内田哲夫氏が現在の御殿場市域に広く残存する延宝期の「村鑑」および貞享三年の「差出帳」を網羅的に検討し、村々が負担した諸役の種類や村々に存在した諸身分を包括的に紹介している。また、原淳二氏は、小田原領の家数・人数調査を検討した上で、諸役賦課基準として、村高を基準に賦課される役高、本百姓という身分を基準に賦課される本役・家並役の二系統が存在することを明らかにし、寛永九年から貞享三年までの稲葉氏の小田原藩領支配を、寛永十七・八年の総検地、および延宝末年を画期として三つの時期に区分して、それぞれの時期における百姓区分と諸役賦課基準との対応関係を明示して、本百姓の階層的な属性や柄在家の歴史的位付けを試みている。

さて、原氏の提示した小田原藩の身分編成・諸役賦課に関する時期区分を示すと、次の通りになる。

(一) 寛永十七・八年総検地までの段階。百姓区分の基本

は本百姓・わき者(脇百姓)であった。この時期の本百姓は天正検地・慶長検地の田畑屋敷名請人で、歴史的にも経営規模でも他を圧倒する初期本百姓といわれるような存在であった。わき者は本百姓に従属する分家や門屋であった。諸役賦課は、所持する石高に応じて本百姓・わき者ともに賦課される役高と本百姓のみ家ごとに賦課される本役であった。

(二) 寛永十七・八年総検地から延宝末年まで。百姓区分の基本は役屋たる本百姓と非役屋たる柄在家・門屋であった。この時期の本百姓は寛永検地の屋敷名請人で、階層的には一般自営農民にまで広がった。柄在家と門屋は寛永検地後新たに高所持者として把握された存在である。このうち柄在家は特定の支配従属関係にないもの、門屋は特定の従属関係にあるものである。諸役賦課は本百姓・柄在家・門屋ともに賦課される役高と本百姓に役屋のみ負担する家並役であった。

(三) 延宝末年以後の段階。百姓区分の基本は本百姓・無田(水呑)となる。本百姓は高所持者、無田は所持高を持たない者であった。諸役賦課は、家並役と役高の二系統である点は従前と変化ないが、家並役が家並高として石高に換算されて賦課され、基準は石高制、方法は村請制へと一元化が進んだ。なお、家並高は本百姓を所持面積等によりいくつかの等級に段階分けし、等級に応じて石高を設定し

て賦課基準とするものである。

原氏の研究により、柄在家の負担した諸役の種類や存在した時期が明確になった。しかし、今回確認された史料により、小田原藩による農民身分編成の変遷、あるいは時期区分を再検討する必要が生じた。そこで原氏の研究を前提としつつも、ここで新たな小田原藩の農民身分編成に関する時期区分も提示してみたいと考える。

一、慶安四年「御厨領高都合田方・畑方反別帳」の分析

本章では「御厨領高都合田方・畑方反別帳」の史料紹介をおこなひ、合わせてその内容について若干の分析加えてみる。

1 史料の状態で記載内容の特徴

旧茶畑村名主家の柏木家所蔵、慶安四年（一六五一）作成の「御厨領高都合田方畑方反別帳」は、小田原藩が諸役賦課の基礎調査として作成したものである。残念ながら破壊損著しく、現在の裾野市域の村々の記載されていたと推定される部分が全く欠落しているため、近世裾野の歴史を直接物語る史料とはいえないが、御厨領における諸役賦課の

ための基礎的調査の一端を理解する上できわめて重要な史料である（以下本稿では「高反別帳」と省略）。この史料の一部をここに掲げてその内容を示しておく。

〔史料1〕

（表紙）

「慶安四年

御厨領高都合田方反別帳

畑方

卯ノ八月十日 御代官

井上小兵衛

（中略）

一 高五百式拾石三斗式升老合

内田高三百八拾八石九斗八升四合 深沢村〇

畑高百三拾三石三斗三升七合

十三 一上田拾三町八反六畝拾九歩

十二 一中田七町六反五畝拾六歩

十 一下田九町六反五畝拾九歩

八 一下々田式町五反三畝八歩

七 一上畑七町式反五畝式拾六歩

六 一中畑五町三反五畝式拾歩

四 一下畑八町四反式畝三步
一屋敷耆町四反七畝耆歩 内右反五畝名主三人

二被下

外二 一野畑貳拾八町七反三畝廿五歩

一役屋敷貳拾三間

一外二拾七間名主・村足輕・隱居・柄在家

(以下略)

塹帳の冊子で、一村ごとに、①村高の合計と田高・畑高の内訳と村名、②石盛・田畑の品位・面積、③「役屋敷」間数と「外二」非役屋敷間数、が記載されている。おそらく御厨領全村分を収録してあったものと推定されるが、破損が著しく後半部分が完全に欠落している。したがって、現在の小山町域および御殿場地域の村々の収録部分のみが現存する。さて、右に提示した深沢村の記載部分を中心に記載内容の特色を具体的に見ていこう。

まず冒頭には村高が記されている。村高の総高、そして田方・畑方別石高の内訳の順に記載されていることが理解できよう。

つづいて面積と石盛が品位・田畑別に記載されている。品位は田方が上田、中田、下田、下々田、の四等級、畑方は深沢村では上畑、中畑、下畑、屋敷、の四等級であるが、

表2より明らかなくとく大胡田村や清後村には下々畑の記載も見られるので全体では五等級である。また、「外二」すなわち村高外の土地として野畑の面積も記載されている。

いっぽう石盛は、深沢村の場合には、上田一三、中田一二、下田一〇、下々田八、上畑七、中畑六、下畑四、屋敷一〇、であるが、表2のごとく田方については村により数値が多少異なる。なお畑方の石盛は村落間での相違は見られない。

最後に家数の記載が見られる。「役屋敷」の間数部分と「外二」すなわち非役屋敷の間数部分の二項目からなることがわかる。かかる項目立ては、「高反別帳」の作成された主たる目的に役屋敷確定、すなわち夫役負担者の確定の含まれていたことを明確に物語っている。ところで、「外二」すなわち非役屋敷として列挙されている身分を表3にまとめてみた。そこで、この表から非役屋敷の種類を確認してみると、名主、村足輕、柄在家、隱居、草切、門、後家、山伏、祢宜、大夫、が挙げられる。

2 正保慶安検地との関連

次に、「高反別帳」の作成過程について検討してみよう。表紙に「御代官 井上小兵衛」の名があり、この人物の手により作成されたことがわかる。井上は、正保四年・慶安元年の御厨領の検地帳にその名を連ねており、「御代官」

という肩書からも明らかのように、小田原藩御厨領代官として一七世紀半ばの御厨領の地方支配に大きく関与していた人物である。

そして、かかる人物が作成したこと、および正保四年（一六四七）から慶安元年（一六四八）にかけての御厨領一斉検地（以下慶安正保検地とする）実施から時期を隔てずに作成されていることから、帳簿の作成に検地との関連が推測される。そこで次に、「高反別帳」と正保慶安検地帳との関係について検討してみたい。

まず田畑の面積に注目して、検地帳と「高反別帳」を比較してみよう。なお、検地帳は『御殿場市史』別巻Ⅱに掲載され「高反別帳」と比較対照可能な村々のものについて取り上げた。その上で、検地帳の田畑面積を表4に、「高反別帳」の田畑面積を表2にまとめた。この二つの表の中から検地帳の「元帳」「改帳」ともに数値のそろっている清後村について、はじめに比較検討してみる。

まず検地帳元帳の数値を見ていくと、上田七町二反五畝一六歩、中田六町七反三畝二歩、下田五町三反七畝六歩、上畑四町六反二歩、中畑三町九反六畝一歩、下畑二町五畝八歩、下々畑一町二反七畝一四歩、屋敷一町三畝八歩、であった。いっぽう検地帳改帳は、上田七町三反六畝四歩、中田六町七反一畝一四歩、下田五町四反九畝八歩、上畑四

町六反二歩、中畑三町九反六畝一歩、下畑二町一反一畝二八歩、下々畑一町二反七畝一四歩、屋敷一町二反三畝八歩、である。また「高反別帳」の数値を見ると、上田七町三反六畝四歩、中田六町七反一畝一四歩、下田五町四反九畝八歩、上畑四町六反二歩、中畑三町九反六畝一歩、下畑二町五反八歩、下々畑一町二反七畝一四歩、屋敷一町三畝八歩、であった。三者の面積を田畑・品位別の内訳を検討してみると、「高反別帳」の数値は、元帳と一致する部分と改帳と一致する部分とが混在しながらも、検地帳と「高反別帳」の数値とはほぼ一致する。同様のことは、塚原村、六日市場村、古沢村の数値からも確認できる。したがって「高反別帳」に記載された田畑の面積が正保四年・慶安元年に実施された検地において確定されたものであることは否定できない。

次に、検地帳の屋敷名請人数と「高反別帳」の家数との関係に着目してみる。検地帳の屋敷名請人数は表5、「高反別帳」の家数は表3にまとめたが、この両者の数字を次の条件により比較検討してみた。（一）検地帳は『御殿場市史』別巻Ⅱに掲載されている現在の御殿場市域の村々のものを検討対象とした。（二）数字が正保慶安検地帳には、正保・慶安期に作成された「元帳」と寛文期に修正の加えられた「改帳」の二種類があり、表5では参考のために「改帳」の数字も記載しておいたが、照合には「元帳」の数字を使

表1 慶安4年各村石高

単位：石

村名	村高	田高	畑高
御殿場	18,680	78,592	107,088
深沢	520,321	388,984	131,337
桑木	90,389	74,211	16,178
新柴	93,492	62,968	28,524
竹下	412,753	330,660	82,093
所領	103,909	77,197	26,705
小山	207,836	163,527	44,309
生土	90,217	69,480	20,377
大堰	251,400	180,866	70,534
中丸	191,994	161,549	30,445
青龍寺	154,812	126,612	28,200
大胡田	494,936	349,818	45,118
下古城	118,668	93,799	24,869
吉窪(吉久保)	160,845	91,843	69,002
菅沼	625,479	516,886	108,593
藤曲	257,607	216,860	40,747
中嶋	66,636	39,804	26,832
柳嶋	133,136	108,416	24,720
湯舟	118,550	103,203	15,347
清後	309,549	231,200	78,349
山之尻	320,034	91,856	128,180
山尾田	51,439	35,647	15,792
塚原	330,285	169,388	160,897
六日市場	112,995	65,488	47,507
古沢	416,337	200,958	165,379
上小林	151,625	39,502	112,123
北久原	212,172	145,539	66,633
仁杉	250,119	93,029	57,090
中畑	184,819	13,473	171,346
印野	16,523	0,000	16,523
印野(北畑)	1,915	0,000	1,915
印野(鶉巢)	?	?	?
下小林	51,210	31,781	20,429
?	78,922	49,449	29,473
一色	430,464	251,398	179,066

注)「高反別帳」より作成

用する。(三)「高反別帳」については「役屋敷」と「外二」
非役屋の合計を家数とする。以上の条件のもとで表5と表
3の数字が比較可能な村々で数字を照合してみた。結果は
次の通りである。青龍寺村が両者とも一四、清後村が検地
帳三〇に対し「高反別帳」二九、塚原村が両者とも二三、
六日市場村が両者とも一一、古沢村が検地帳四七に対し「高
反別帳」五二、北久原村が両者とも二〇、印野が両者とも
八、印野村鴉巢が両者とも一〇、であった。以上のごとく
検地帳の屋敷名請人数と「高反別帳」の役屋・非役屋を合
わせた村内の全ての家数とはほぼ一致することが明らかと
なった。このことから、正保慶安検地における屋敷および
その名請人の把握が前提となつて、慶安四年に「高反別帳」
が作成されたことが確認できる。同時に、検地帳の屋敷名
請人数と「高反別帳」の役屋数とは一致しないことも明ら
かとなり、正保慶安検地における屋敷名請人がすべて役家
ではないことも確認できよう。したがつて、ここで正保慶
安検地について言及するならば、この検地は役家確定のた
めの第一段階の前提的な作業として位置づけることは可能
であるが、役家数の確定と直結させて理解することは難し
いといえよう。

二、一七世紀半ばにおける小田原藩の身分編成

本章では、前章において紹介した「高反別帳」と寛永一
七・八年検地から延宝期までの間に作成された小田原藩の
家数調査に関する史料を合わせて検討することを通じて、
この時期の小田原藩の農民身分編成について考えてみたい。

1 一七世紀半ばの家数調査

寛永十七・八年総検地から延宝期までの段階において確
認しうる家数調査には次のような事例をあげうる。承応三
年(一六五四)の「吉利支丹就御改、在々人馬・家数・牛
二至ル迄名細ニ可相改^①」、すなわちキリシタン改めという形
式での調査、寛文二年(一六六二)の「当寅年西郡・御厨
在々并小田原町中人・牛馬・改様之覚^②」(以下、人牛馬改め
とする。)の発令に基づく調査である。これらの調査に基づ
き作成された帳簿類としては、万治三年(一六六〇)「足柄
上郡山田村家並帳」(以下「山田村家並帳」とする)、寛文
二年「足柄上郡湯触村人馬改帳」(以下「湯触村人馬改帳」
とする)の存在が知られている。

ここにあげた家数調査のうち、承応三年のキリシタン改
めの内容は次のような内容であった。

まず調査体制は、領内を東筋、中筋、西筋、御厨、府内

表2 慶安4年各村区別

単位：小数点以上が畝、小数点以下が法

	上田	中田	下田	下々田	上畑	中畑	下畑	下々畑	屋敷	外二
御殿場	162.28(13)	260.18(12)	231.16(10)	37.10(6)	409.21(7)	185.25(6)	291.07(4)	591.07(10)	内 12.00名主・上畑 8.00 ^ア	御殿前畑
深沢	1.386.19(13)	765.29(12)	966.29(11)	253.08(8)	725.26(7)	535.26(6)	842.03(4)	147.01(10)	内 15.00名主・人二畑下	御殿前畑
桑木	104.13(11)	203.18(11)	392.25(10)		57.18(7)	78.13(6)	96.02(4)	364.00(10)	内 4.00名主・二畑下	御殿前畑
竹下	115.07(12)	142.01(11)	212.10(10)	153.16(6)	68.28(7)	161.13(6)	250.10(4)	40.00(10)	内 5.00名主・二畑下	御殿前畑
所領	1.131.06(13)	826.26(13)	534.26(10)		498.25(7)	198.00(6)	384.06(4)	199.08(10)	内 22.20名主・人二畑下	御殿前畑
小山	266.29(13)	203.28(12)	153.15(10)		内 3.00名主・御前二畑下	内 5.00名主・二畑下	75.08(4)	45.05(10)	内 5.00名主・二畑下	御殿前畑
生土	522.07(13)	506.20(12)	280.10(10)	44.10(6)	146.28(7)	151.16(6)	181.22(4)	内 5.00名主・二畑下	内 5.00名主・二畑下	御殿前畑
大堰	313.28(14)	105.24(12)	103.12(10)	13.20(6)	90.00(7)	80.16(6)	120.07(4)	内 5.00名主・二畑下	内 5.00名主・二畑下	御殿前畑
中丸	756.26(13)	460.15(12)	272.04(10)		620.08(7)	224.18(6)	228.01(4)	39.24(10)	内 6.02名主・二畑下	御殿前畑
青龍寺	560.18(13)	415.21(12)	287.26(10)		178.26(7)	136.18(6)	125.01(4)	47.08(10)	内 10.00名主・御前二畑下	御殿前畑
大胡田	468.02(13)	314.15(12)	380.07(10)		161.25(7)	138.25(6)	103.14(4)	159.10(10)	内 5.00名主・二畑下	御殿前畑
下古坂	1.457.07(14)	959.12(12)	306.23(10)		631.25(7)	582.12(6)	782.09(4)	内 10.08名主・二畑下	内 5.00名主・二畑下	御殿前畑
吉窪	384.15(14)	228.24(12)	125.04(10)	76.20(8)	131.18(7)	87.17(6)	141.02(4)	33.18(10)	内 5.00名主・二畑下	御殿前畑
藤曲	286.08(13)	231.02(12)	147.20(10)		293.11(7)	322.26(6)	622.28(4)	41.22(10)	内 5.00名主・二畑下	御殿前畑
中嶋	2.143.25(15)	1.076.29(13)	540.17(10)	10.13(8)	805.22(7)	308.21(6)	382.05(4)	71.21(10)	内 15.00名主・二畑下	御殿前畑
柳嶋	496.15(13)	254.22(11)	133.01(10)		149.12(7)	63.21(6)	24.28(4)	内 5.00名主・二畑下	内 5.00名主・二畑下	御殿前畑
湯舟	591.00(14)	143.05(12)	158.26(10)		72.20(7)	45.29(6)	97.03(4)	96.10(10)	内 5.00名主・二畑下	御殿前畑
清後	内 4.000 ^ア /川畑	内 4.000 ^ア /川畑	内 3.000 ^ア /川畑		480.02(7)	396.11(6)	205.05(4)	32.05(10)	内 5.00名主・二畑下	御殿前畑
山之尻	454.08(12)	619.08(11)	692.02(10)		620.00(7)	680.12(6)	835.10(4)	103.08(10)	内 5.00名主・二畑下	御殿前畑
山尾田	95.27(12)	118.06(11)	111.11(10)		72.07(7)	114.14(6)	78.01(4)	7.14(10)	内 10.00名主・人二畑下	御殿前畑
塚原	549.06(12)	549.12(11)	430.15(10)		97.29(7)	741.04(6)	978.01(4)	82.15(10)	内 10.00名主・人二畑下	御殿前畑
六日市場	175.11(12)	159.12(11)	269.03(10)		9.21(7)	228.17(6)	605.23(4)	32.04(10)	内 5.00名主・人二畑下	御殿前畑
古沢	1.004.13(13)	564.23(12)	526.03(10)		1.211.02(7)	726.07(6)	566.25(4)	143.22(10)	内 11.26名主・上畑 5.00 ^ア	御殿前畑
上小麻	8.16(11)	99.00(10)	277.23(9)	45.23(8)	176.20(7)	307.22(6)	1.957.29(4)	42.04(10)	内 5.00名主・二畑下	御殿前畑
北久原	383.29(13)	422.08(12)	422.27(10)	0.28	283.08(7)	962.09(6)	415.29(4)	82.22(10)	内 5.00名主・二畑下	御殿前畑
仁杉	376.16(12)	264.12(11)	130.10(10)	84.26(8)	97.27(7)	687.18(6)	996.21(4)	110.07(10)	内 10.00名主・人二畑下	御殿前畑
中畑	31.15(11)		122.03(8)							御殿前畑

注) 1 () 内は石盛 2 「高反別帳」より作成

表3 慶安4年屋敷数

単位：間

村名	役屋敷	非役屋敷及び内訳		屋敷計
御殿場	0	102		102
深沢	23	17	名主・村足輕・柄在家・隠居	40
桑木	7	4	村足輕・草切	11
新柴	8	5	村足輕・門・草切	13
竹下	45	8	名主・村足輕・門	53
所領	6	11	名主・村足輕・門・草切	17
小山	16	10	名主・門・草切	26
生土	16	6	門・隠居	22
大堰	9	5	名主・隠居・門	14
中丸	6	6	名主2間・村足輕	12
青龍寺	10	4	複家・村足輕	14
大胡田	31	8	名主・門・村足輕	39
下古城	8	5	村足輕・門・草切・名主	13
吉窪(吉久保)	9	5	名主・村足輕・柄在家	14
菅沼	29	16	村足輕・名主・隠居・門・草切	45
藤曲	15	9	名主・村足輕・草切	24
中嶋	7	5	名主・門	12
柳嶋	16	12	村足輕・隠居・名主・草切・門	28
湯舟	9	5	村足輕・名主・門	14
清後	20	9	名主・村足輕・門	29
山之尻	22	6	名主・門	28
山尾田	2	1	名主	3
塚原	18	5	名主・山伏・草切	23
六日市場	6	5	名主・門・草切	11
古沢	33	19	名主祢宜・大夫・隠居	52
上小林	9	3	名主・隠居・門	12
北久原	12	8	名主・隠居・門	20
仁杉	22	10	隠居・門・村足輕・名主	32
中畑	26	21	名主・村足輕・門	47
?	4	11	名主・村足輕・門・柄在家	15
印野	2	6	名主・村足輕・隠居	8
印野(北畑)	?	?	?	?
印野(鶯巢)	6	4	村足輕・隠居	10
下小林	2	5	名主・門・草切	7
一色	26	?	名主・柄在家	?
棚頭	5	2	名主・隠居	7
中島	8	?	?	?
二枚橋	12	9	名主・村足輕・間	1
新橋	24	?	名主・村足輕・山伏・隠居・門	?
萩原	25	?	?	?
川嶋田	5	?	?	?
陣馬	2	?	?	?

注)「高反別帳」により作成

表4 正保慶安検地田畑反別表

単位は小数点以上は畝、小数点以下は步

村名	上田	中田	下田	下々田	田計	上畑	中畑	下畑	下々畑	屋敷	畑計	田畑合計	野畑	免租地及び内訳
御殿場(改)	165.12	280.06	302.00	38.24	786.12	419.10	218.17	330.15		574.22	1,543.04	2,339.16		
深沢(改)	1,386.19	758.14	900.21	255.09	3,301.03	709.29	497.12	782.20		211.29	2,202.00	5,503.03	3,307.15	
大堰(改)	754.26	456.22	272.04		1,483.22	628.00	224.18	228.01		45.16	1,126.05	2,609.27		
中丸(改)	560.18	427.28	387.26		1,375.12	171.24	129.00	126.07		75.22	502.23	1,879.05		
青龍寺(元)	468.02	314.15	281.07		(1,063.24)	161.25	(138.25)	103.12		44.01	448.05	1,504.05		青龍寺下田16.00、上田16.20、屋敷2.15
青龍寺(改)	475.08	318.15	301.13		1,095.06	178.15	130.27	100.08		52.10	462.00	1,557.06		
下古城(改)	9.05	45.21	7.16		62.12	21.04	14.06	22.26		4.00	62.06	124.18		
清後(元)	725.16	673.02	537.06		1,935.24	460.02	396.11	205.08		103.08	1,292.13	3,228.07		
清後(改)	736.04	671.14	549.08		1,956.26	460.02	396.11	211.28		123.08	1,319.03	3,275.29		
山之尻(元)								371.18			371.18	371.18		寺屋敷妙伝寺21.15、林正寺3.10
山之尻(改)	454.08	616.08	692.07		1,762.23	599.01	678.12	835.10		161.02	2,273.25	4,036.18		
山尾田(改)	95.27	118.06	111.11		325.14	70.07	114.14	78.01		9.14	272.06	597.2		
塚原(元)	549.06	549.24	430.15		1,529.15	976.29	741.04	978.01		88.15	2,784.19	4,314.04	150.06	
塚原(改)	549.06	549.12	430.15		1,529.03	981.23	740.16	978.01		86.25	2,787.05	4,316.08	539.17	
六日市場(元)	175.11	159.12	269.03		603.26	90.21	228.17	605.23		32.04	957.12	1,561.08	207.28	
六日市場(改)	175.11	159.12	272.03		606.26	90.21	228.17	605.23		32.04	957.05	1,564.01	207.28	
古沢(元)	1,004.03	570.19	530.23		2,105.25	1,214.05	728.19	566.05		143.25	2,652.24	4,758.19	83.11	屋敷大士庵4.20、春敷2.00
古沢(改)	1,010.07	564.23	542.03		2,117.03	1,192.02	725.19	562.29		159.12	2,640.02	4,757.05		
北久原(元)	383.29	421.29	450.20		1,256.18	283.08	362.29	415.29		83.26	1,146.02	2,402.20	217.00	
仁杉(元)													705.26	
仁杉(改)	383.24	276.22	133.28		901.18	916.14	669.11	1,014.09		158.29	2,759.03	3,660.21		
中畑(改)	31.15		131.27		163.12	788.22	1,304.18	1,357.00		178.16	3,628.26	3792.08	9,269.03	

(注) 『御殿場史』別巻IIにより作成

表5 正保検地帳にみられる屋敷名請人数

単位：人

村名	元帳	改帳	村名	元帳	改帳
古塚	47	48	川嶋田	15	
原	23	23	杉名沢	11	13
六日市場	11	11	神名場	5	5
青龍寺	14	14	保土沢	17	17
中丸		18	板妻	6	16
大堰		17	永塚	15	20
清後	30	30	中畑		50
下山古之尻		1	中畑荻原塚	2	3
山尾田		37	畑飯	11	11
柴怒田		4	川柳	11	11
上小林	16	22	印野	8	9
御殿場		16	印野鶯巢	10	16
深沢		105	印野北畑	2	2
東田中		48	印野荻原		10
東田中二の岡	4	52	竈新田	54	57
新橋野		37	萩		8
萩原		4	沼田笹塚	10	11
二枚橋	32	34	沼田笹	1	2
西北田中		27	二子大久保	12	14
北久原	20	32	二子大久保	2	3
仁杉		22	中大坂		22
		42	大神	12	16
					116※

注) 1 各村検地帳より作成 2 元帳は正保4～明暦元年 3 改帳は寛文3年 4 神山村は延宝5年

寺社方・町中の調査区域に区分した上で、それぞれの区域に改人を三人ずつ派遣している。御厨へは関川弥惣右衛門、沢治右衛門、そして代官の場左次右衛門が改人として派遣されている。

つづいて「在々改様之覚」に記載されている調査項目を列挙してみると、「吉利支丹宗門之事、其所々ニ而庄屋方より手形取可申候事」、「浪人之事」、「他国之者生国在所之事」、「男女年之事」、「諸職人之事」、「商人之事」、「医者・伯樂之事」、「山伏・神主・道心者・虚無僧」、「柄能見及候者」、「出生不知者并不審成者」、「牛馬数之事」、「家数之事、役致し候家・隠居家・から在家書分可申事」をあげうる。キリシタン手形の庄屋からの徴収にはじまり、浪人、他国からの移住者、性別・年齢、職人、医者・白樂(馬医)、山伏・神主・道心者・虚無僧などの宗教者、その他特別な事情のある者を報告させている。そして、特に注目すべきは、家数については「役致し候家」、「隠居家」、「から在家」を分類して記載するよう指示していることである。キリシタン改めとはいいながら、役家数の確定が主要な目的であったことを推察させる記述である。

寛文二年正月九日の「人牛馬改」は、調査内容については承応三年のキリシタン改めとほぼ同一内容である。ただし、基本的な身分上の区分が、「本百姓・から在家之事」と

なっている点で異なる。

また万治三年「山田村家並帳」に記された肩書きには、名主、組頭、肩書きなし、山廻りや藪廻りを勤める本百姓、隠居、商人、柄在家、御餌さし、山伏、祢宜、門前、門屋が見られる。一方、寛文二年「湯触村人馬改帳」では、名主、本百姓、柄在家、門屋、神主が記されている。

最後に今回取り上げた「高反別帳」を従来より知られていたこれらの家数調査に関する史料と比較して明らかに変わったことについてまとめておきたい。

「高反別帳」の記載内容には「役屋敷」と「外二」¹³⁾非役家の間数記載があり、ほぼ同じ時期に小田原領において作成された家数調査の帳簿類と同様に諸役賦課帳簿としての性格を有することがわかる。そして、「外二」¹⁴⁾非役家の項目に見える諸身分を改めて見ると、名主、村足軽、柄在家、隠居、草切、門、後家、山伏、祢宜、大夫、があげられ、ここから特殊な身分である村足軽、後家、山伏、祢宜、大夫を除外すると、名主、柄在家、隠居、草切、門を一般的な身分呼称として指摘しうる。

「高反別帳」の作成時期は、慶安四年（一六五二）である。これは従来より知られていた小田原領の万治三年（一六六〇）作成の「山田村家並帳」、寛文二年作成の「湯触村人馬改帳」よりも古い。さらに、『永代日記』に記載された

承応三年のキリシタン改めや寛文二年の人牛馬改めの実施記事にも先行する。小田原藩領では寛永期の作成とされる「小田原領西筋村々高ノ帳」¹⁵⁾に次いで古い史料となる。したがって、「高反別帳」は現在確認しうる限りでは小田原藩における「柄在家」呼称の初見史料であるといえる。このことは、原氏が寛永検地による本百姓把握が柄在家の設定をもたらしたとして、寛永検地を「柄在家」呼称の開始の画期とする見解を、より明確なたちで証明する根拠となる。さらに、この「柄在家」呼称の史料上の初見が「役屋敷」¹⁶⁾非役家とともに「高反別帳」という諸役賦課を目的とする史料に登場していることは、柄在家が本来的には役家と同様に諸役賦課の必要性から設定されたことを意味していることを改めて明示している。

従来、役家と柄在家が並記されている史料は、先にもあげた『永代日記』中の承応三年のキリシタン改めの記事にある「家数之事、役致し候家・隠居家・から在家書分可申事」という記述のみであった。しかし、「高反別帳」の存在が明らかになったことにより、役家と柄在家が村方において同時に存在したことを示す史料の根拠がより補強された。すなわち「高反別帳」は、小田原藩の役家や柄在家の設定という政策が村方にまで貫徹したことを示す重要な史料なのである。

2 本百姓と役家

さて、前節において取り上げた家数調査に関する史料を見ていく中で注目すべきは、史料上において慶安四年から万治三年段階までの間、「本百姓」の呼称が使用されていないことである。慶安四年の「高反別帳」では「役屋敷」、承応三年のキリシタン改めでは「役致し候家」、万治三年の「山田村家並帳」では具体的な呼称記載なし、といずれも「本百姓」という呼称が使用されていない。このことは、この時期に本百姓が役家⇨諸役賦課の対象としては把握されていなかったことを示している。

従来は「役屋敷」⇨役家の存在を明記する史料が『永代日記』にある承応三年のキリシタン改めの記事のみであった。このため役家を本百姓と明確に区別すべきことが重視されず、このキリシタン改めに現われた役家や万治三年「山田村家並帳」の「肩書きなし」の家の記載と、寛文二年の「人牛馬改」や「湯触村人馬改帳」における本百姓の記載との差異に対しては関心が払われなかった。かかる事情から、原氏は、承応三年のキリシタン改めの「役致し候家」と万治三年の「山田村家並帳」の「肩書きなし」をともに本百姓と理解して、寛文二年の人牛馬改めにある「本百姓」と同一のものと解釈している。しかし、今回「高反別帳」より「役屋敷」の表記が確認できたことにより、小田原藩

がこの時期、すなわち慶安四年から万治三年に家並役賦課対象として把握したのが本百姓ではなく、「役屋敷」⇨役家であったことは明白となった。

ここで疑問となるのが、本百姓と役家とを同一の存在として理解すべきかという問題である。そして、この問題は本百姓という身分の属性をいかに把握すべきかという問題に密接に関わってくる。

本百姓という存在が、①屋敷を名請され、田畑すなわち石高を所持する、②諸役を負担する、③百姓株を所持する、という属性を有することは承認しうるであろう。

ところで、従来の本百姓身分をめぐる研究のうち、役家体制論や役身分論においては本百姓の持つ属性のうち役負担者としての側面に着目した議論が展開されてきた。したがって、後藤陽一氏が役家⇨百姓⇨「初期本百姓」と理解したごとく、役家と本百姓とを無条件に同一視している。

一方、吉田ゆり子氏は、後藤氏の役家⇨百姓⇨本百姓という見解を批判して、名寄帳登録人⇨年貢負担者のうち、百姓身分で夫役負担能力のある家⇨役家であり、厳密に言えば役家と本百姓は同義ではないとされている。

改めて、前章において明らかになった、正保慶安検地帳の屋敷名請人数が、「高反別帳」の「役屋敷」数と「外二」⇨非役家数との合計に等しく、「役屋敷」⇨役家のみ数とは

乖離している事実、そして本章において明らかになった、請役賦課において慶安四年から万治三年の史料においては「本百姓」という呼称の使用されていない事実をふりかえるならば、「本百姓」と「役家」とは本来的に由来の異なる呼称であることが考えられる。

ところで、諸役賦課において「本百姓」呼称が使用されない場合があるということは、「本百姓」呼称が本来的には諸役負担に由来するものではなく、「本百姓」の本来的な意味が家並役という役を負担する者を指すものではないことを示唆しているといえよう。一方、諸役賦課関係の史料から「本百姓」が消えている時期においても、年貢割付状の宛所には「名主・百姓」が使用されている。このことは、「本百姓」という呼称が、本来的には、検地を通じて、田畑屋敷名請人¹⁹年貢あるいは高掛かり役負担者として把握された存在すなわち高所持者であったことを示しているものと考えられる。反対に「役家」という呼称はいままでもないが諸役賦課に由来するのである。

そして、かかる解釈から、「本百姓」呼称が諸役賦課に關する史料から消滅した事情が次のようなものであると考えられる。

寛永検地以前の段階での本百姓は、草分直系の系譜を持ち経済的規模でも他を圧倒していた存在であったため、検

地において把握された本百姓と特定の身分や従属関係にある者を除外した後に本役である家並役系統の役を負担すべき存在として把握された役家と同一の存在として把握することが可能であった。ところが、小田原領における寛永検地や御厨領における正保慶安検地を通じて、本百姓に該当すべき特定の従属関係のない田畑屋敷名請人の中に、家並役負担者ではない階層が含まれることとなった。このため、検地を通じて把握された本百姓と家並役負担者たる役家との間に乖離が生じた。そこで、小田原藩では家数調査においては、検地を通じて把握された本百姓身分を把握することを放棄し、家数調査では、検地において把握された田畑屋敷名請人のうち、家並役負担者を役家、それ以外を柄在家・門・隠居と区分して把握する方向へ転換することになった。この結果、家数調査では本百姓という呼称が消滅し、役家・柄在家という区分に再編成されたものと考えられる。

ところで、このように史料を再検討してみるならば、「本百姓」という呼称が諸役賦課帳簿に再び現われた寛文二年段階の画期性が浮かび上がってこよう。諸役賦課においてはじめて本百姓―柄在家という区分が使用されることとなったためである。かかる本百姓呼称の復活は、従前の役家を単に本百姓と読み替えたものでなく、小田原領において実施された万治寛文検地による本百姓の再把握を受けてのも

のであると思われる。そして、小田原藩が特定の家を役家として把握して諸役賦課をおこなう方式を放棄し、田畑屋敷名請人⇨高所持者⇨年貢負担者たる本百姓を役負担者として把握しはじめたことを意味する。かかる変化の背景には、諸役賦課が年貢と同一基準の石高制に一元化したことが考えられる。

3 役家・柄在家呼称の成立

それでは役家・柄在家といった呼称が何故に設定されたのか。その成立の背景について考えてみたい。

まずここで柄在家なる存在がいかなるものであったのかを確認しておこう。

柄在家は、小田原藩が一七世紀の稲葉氏支配下の限定された時期に設定した農民の身分上の区分である。原氏は小田原藩の柄在家について、従来の研究より、①本質規定は諸役賦課基準に基づく百姓区分としての「無株」百姓層にある、②近世初期検地での田畑屋敷等の名請の有無がその区別の指標になる、③本百姓同族集団以外の百姓である、ことを指摘した上で、「小田原藩の諸役賦課基準編成上からの検討が不十分なため、本百姓に対比される柄在家の歴史的位置付けに成功しているとはいえない。さらにある時期藩によって設定された本百姓や柄在家規定が、村内におい

て大きな問題を起さずに受け入れられた合理的理由についても明らかにされてはいない。」と評価して、寛永末年より延宝末年までの時期に用いられた百姓区分であり、特定の従属関係にない高所持者すなわち年貢負担者でありながら、本役としての家並役系統の諸役を負担しない存在であったことを明らかにしている。²⁰⁾

では、「役屋敷」⇨役家、「柄在家」呼称が何故に設定されたのかについて、役家・柄在家呼称の成立に注目して考えてみたい。原氏は、柄在家設定の理由について次のように説明している。すなわち、寛永検地において従属関係のない田畑屋敷名請人を小田原藩では年貢・諸役の中核百姓として維持しようとした結果、本役としての家並役を負担する存在であった本百姓は階層的には自営農民一般に広がりつつ、その数は固定化された。このため高持ではありながら家並役を負担しない階層として柄在家設定の必要性が出てきたというのである。²¹⁾

しかし、ここまでの考察から、原氏が本百姓として理解した階層の農民は、むしろ役家と理解すべきであり、氏が柄在家設定の理由としてとらえた本百姓数の固定化は、むしろ家並役負担者としての役家数の固定化として理解すべきである。したがって、役家数固定と田畑屋敷名請人⇨高所持者⇨年貢負担者としての本百姓の階層的広がり、すな

わち本百姓の積極的取り立ての矛盾こそが柄在家設定の理由である。²³⁾

ところで、小田原藩の役家と柄在家の設定は、かかる矛盾すなわち諸役負担者数の固定化と積極的な年貢負担者の本百姓への取り立ての矛盾への対応策として出てきたものである。したがって、役家という身分設定自体が家を特定して諸役を賦課する方式の破綻の始まりともいえる。本稿の小田原藩の事例は、摂津上瓦林村の役人―柄在家の設定や、徳島藩や岡山藩が、役家を中核とする族縁的な家集団を形式上一つの複合大家族のして把握して、家数を固定化してしまふ政策と同じ背景をもつものと考ええる。²⁴⁾

本章の最後に、一七世紀半ばにおける小田原藩の農民に對する身分編成について概括しておこう。(一) 検地―石高所持―年貢賦課を基礎とする「百姓」身分としての把握と家数調査―役家設定―諸役賦課を基礎とする「役家」身分としての把握の二系統に分離した状況にあること、(二) この二つの系統が百姓の積極的取り立てと役家数の固定というかたちで矛盾を呈していること、(三) この矛盾を解消すべく「柄在家」が設定されたこと、(四) そして、この矛盾は役家制的な諸役賦課の限界、すなわち諸役賦課基準の石高制への一元化の必然性をはらんでいる、(五) したがって、「柄在家」設定そのものが、諸役賦課基準の石高制への一

元化の第一歩ともいえる。

三、一七世紀後半における身分編成―延宝・

貞享の村明細帳の分析から

本章では、延宝期以降の段階の村内身分について見ていく。ただし、これから明らかにしていくように、この段階のはじまりを原氏は延宝末年としているが、自身も論文において明らかにしたごとく、²⁵⁾ 現実には寛文末年から延宝初年にかけてなしくず的に諸役賦課の石高制への一元化や百姓・無田といった身分区分への移行も始まっていたのである。

1 無田身分の出現

御厨領では延宝期に村明細帳が作成されている。この中に家数の記載があり、ここから村内諸身分を知ることができさる。

まず、記載例として延宝五年(一六七七)作成の下和田村明細帳²⁶⁾を示しておく。

〔史料2〕

一 百姓家数合三拾八軒

内

壹軒 御鳥見

貳軒 村足輕

七軒 本百姓

貳拾貳軒 小百姓

五軒 無田

壹軒 名主

記載されている身分には、鳥見・村足輕・本百姓・小百姓・無田・名主が見られる。そして、ここから見出だせる身分上の基本区分は、本百姓―小百姓―無田、である。

原氏によれば、寛文末年の飢饉を契機に従来の本百姓層が没落した結果、延宝末年以降柄在家などを含め単に従属関係のない高持百姓を本百姓とするようになったという。しかし、ここで見たごとく、延宝五年段階において、すでに無田が出現しており、氏が主張されたよりも早い段階において、本百姓―無田体制が現れていたものと考えられる。諸役賦課の対象が拡大し、これに対応して諸役賦課は村全体にて行う村請制化が進行し、賦課基準もこれにより適合した石高制に収斂されていく。

2 本百姓・柄在家区分の変質

一方、同年作成の茶畑村明細帳の場合には、下和田村の場合と異なり、柄在家の呼称が未だに使用されている。ま

ず村明細帳の家数の記載部分を見ておこう。

〔史料3〕

一百姓家数合百貳拾壹軒

内

貳軒 名主

三拾七軒 本百姓

貳拾三軒 中百姓

四拾壹軒 柄在家

壹軒 村足輕

壹軒 白樂

壹軒 白樂

壹軒 白樂

壹軒 白樂

壹軒 白樂

壹軒 白樂

九軒 草切

壹軒 草切

壹軒 草切

壹軒 草切

壹軒 草切

身分としては、本百姓・中百姓・柄在家・村足輕・白樂・医者・桶屋・定使・草切・組頭といったものが見える。これらの基本的な身分上の区分は、本百姓―中百姓―柄在家・草切、であり、慶安四年段階に非役家身分の中核であった

「柄在家」呼称が引き続き使用されている。しかし、その意味合いは慶安段階とは異なっている。すなわち、慶安段階では領主に対する役負担の有無、ないしは種類を表示すべく本百姓や柄在家呼称を使用しているのに対して、延宝段階に入ると本百姓や柄在家の呼称が、村共同体の成員たることを表示する意味合いが強くなっている。

慶安四年の「高反別帳」においては、非役家として「外二」の項目に一括して記載されるのみであった村足軽や白楽といった身分に「本百姓之内」「柄在家之内」などという村の一般成員を示す肩書きが付されている。かかる肩書きが付された事情としては、身分決定の第一の基準が領主に對する諸役負担者たることから、村共同体の成員たること、いいかえるならば村に對する諸役負担者たることへと變化したことが考えられる。したがって、身分決定の過程も、慶安段階においては、まず第一に領主に對して特定の役を負擔すべき身分を村の共同体成員から排除し、その次に残された一般成員に對して本百姓・中百姓・柄在家・草切といった身分を決定するというものであったが、延宝段階になると、特定の役を負擔すべき身分であっても、まず第一に村共同体の成員たることを明示すべく一般成員と同列に本百姓・中百姓・柄在家・草切の身分を決定し、その次に負擔すべき特定の役の種類に基づいて様々な身分呼称が付

される、という村共同体の基準優先へと變化したものと考えられる。また、身分呼称の持つ意味も、延宝段階以後は、領主に對する役儀の種類を表示する意味合いよりも、村共同体内部における各家の格式・地位・役割を表示する意味合いが強くなったもの²³と考える。

3 本百姓と中百姓・小百姓・無田

つづいて貞享三年（一六八六）作成の佐野村・二本松新田の村明細帳²⁴の記載例をここに掲げよう。

〔史料4〕

名主	式軒	組頭	四軒
本百姓	三拾四軒	村足軽	壹軒
一当村家数七拾貳軒	内隠居	六軒	鍛冶
	無田	貳拾八軒	紺屋
	医者	壹軒	塗師
	定使	壹軒	酒屋
			壹軒

本百姓―無田といった区分になっており、貞享三年段階では表6のごとく、完全に「柄在家」呼称は消えている。最終的にこの地域の百姓区分は本百姓―無田・水呑という完全に石高制な諸役賦課に照応する、経済的階層制に移行したことがわかる。この段階における身分設定は小田原藩側の一方的な身分編成ではなく、村共同体が主体的に身分

設定をおこなっている。このことは、先に示した下和田村では小百姓、茶畑村では中百姓という村独自の呼称が見られことから読み取れよう。

ところで、本百姓と中百姓・小百姓・無田の区分基準はいかなるものになろうか。

まず、本百姓と無田との区分基準について考える上で手掛かりとなるのが、天和二年（一六八二）から同三年にかけて作成された「人別帳」である。現在内容を確認することのできるのは、現在の御殿場市域の中山村・萩蕪村・駒門新田のものである。まず「人別帳」の記載内容を確認する。一例として駒門新田の「人別帳」の一部を次に掲げる。

〔史料5〕

一高七石三斗五升九合八勺

六右衛門

此反別耆町五反五畝拾七歩

内

田方式石四斗八合三勺

下田耆反式拾五歩

此反別三反拾六歩

下々田耆反六畝拾七歩

新田三畝四歩卯ノ年

見出し

畑方四石九斗五升式合五勺

中畑三反拾五歩

此反別耆町式反五畝耆歩

下畑式反四畝四歩

下々畑六反五畝拾式歩

屋敷五畝歩

外二新田・野畑耆丁耆反六畝廿九歩

人数拾三人内男七人・女六人・馬三疋

全体の構成は、①本百姓、②無田、③入作、④石高・田畑面積合計、の四つの部分からなる。そして、個々の家単位に①所持高、②田畑・品別別の所持面積、③男女別人数・馬数、が記載されている。

「人別帳」に記載された個々の家の所持高をまとめたのが表7である。中山村では屋敷所持には全く関係なく所持高二石以上の者を本百姓、二石未満の者を無田としている。駒門新田でも、やはり屋敷所持には全く関係なく、こちらは所持高一石以上の者を本百姓、一石未満の者を無田としている。萩蕪村では田畑に所持高を有する者を本百姓、田畑を所持せず屋敷のみ所持する者を無田としている。この三か村の事例からは、(一)屋敷名請人であることを全く問題外として、単純に所持高が一定基準以上を百姓、以下を無田とする場合、(二)屋敷以外の名請地の所持高の有無を区分の基準とする場合、の二つの場合に分類できる。このように、本百姓と無田とを区分する基準が村ごとに不統一であり、村に主体的に両者を区分する余地のあったことが確認される。一方で、本百姓と無田を区分する際の唯一の基準が所持高となっており、それ以外の条件は全く問題と

表7 点和期所持高階層構成

村名	中山村						駒門新田						萩蕪村					
	内訳		無田		入作		無田		入作		無田		入作		無田		入作	
所持高	名主	本百姓	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし
20石以上																		
19石代																		
18石代	2																	
17石代																		
16石代	1																	
15石代																		
14石代																		
13石代	1																	
12石代	2																	
11石代																		
10石代	1																	
9石代	3	1				1												
8石代	2																	
7石代	2						1											
6石代	3	2										1						
5石代	2	3					2					1						
4石代		1						2										
3石代	2	2					5											
2石代		1				2	4											
1石代			1	1		2	4											
1石未満			1	3	1	3			3	2								
所持高なし			4※												5※			

注) 1 中山村の※は借屋敷 2 萩蕪村の※は屋敷のみ名語、田畑所持なし 3 単位は人

されていない。いわゆる本百姓―無高の経済的階層制への移行が諸役賦課に即していえば、諸役賦課の基準が特別の由緒などを有する家に対するものではなく、完全に各家の所持する石高に対するものに一元化されたことを表現しているといえよう。

ところで、内田氏は、無田について、鉄砲所持調べに現われる鉄砲所持者の所持高に着目して無田の鉄砲所持者の所持高が皆無であることから、所持高のない農民としている^②。原氏も無田を「その具体像は明らかではないが、無高の百姓（水呑）」という存在で再生産が可能であった^③として、一般的な無高・水呑と同一のものと推測している^④。しかし、ここで確認したように、一定水準以下であるとはいえ、屋敷や所持高を有する場合もあり、無高や水呑とよばれる農民とは若干異なる。むしろ一般的には小百姓とよばれる階層の農民の含まれる場合もありえよう。したがって、相対的な村内における地位を無高と同一視することは可能であるが、全く同一のものであるともいいがたい^⑤。

一方において、小百姓と無田が厳然と区別されていることもまた事実である。次に示す事例は、無田の者が小百姓への昇格を願い出た際に提出された一札である。

〔史料6〕

一札

一私儀是迄数年来無田ニ御座候処、私方より先年別家仕候由右衛門・直左衛門義小百姓ニ御座候二付、本家ニ御座候得者小百姓ニ相成度御願申上候処、格別之御世話ヲ以此度御上様江御伺之上御願被下置候処、以御慈悲村方江も御掛合之上願之通被 仰付難有仕合ニ奉存候、右ニ付五人組内江も申談候処、故障一切無御座候、尤此義者全ク御役方并ニ五人組衆中厚キ御世話ヲ以御願相叶申候ニ付、後年ニ至り候而も疎二者奉存間敷候、依之一札奉差上候、為後日仍而如件

茶畑村中丸

文政九戌年正月

願人 与祖右衛門

村御役人中様

一私儀右同斷無田ニ御座候処、先年より舎護神宮抱主ニ御座候ニ付小百姓ニ有之哉御取調被下度奉願上候之処、小百姓源四郎抱与御座候段右者私先祖ニ相違無御座是迄宮支配仕候、右ニ付何卒小百姓ニ被成下置候様奉願上候処、以御慈悲村方一同江も御掛合之上御上様江御願被遊、小百姓ニ被成下置難有仕合ニ奉存候、右ニ付五人組内江も申談候処、故障ノ筋一切無御座候、尤此義者御役方并ニ五人組衆中厚キ御世話ヲ以御願相叶申候ニ付、後年ニ至り候而も疎二者奉存間敷候、依之一札奉差上候、為後

日仍而如件

茶畑村中丸

文政九戌年正月

願人 宇 八

村御役人中様

〔史料6〕は、時代はかなり下るが文政九年正月に、無田であつた与祖右衛門、宇八の兩人が小百姓昇格を願ひ出て、これが許可された際に、村役人に対して提出した一札である。史料から次のことがらが読み取れる。まず第一に、いくつかの手続きを経てようやく無田が小百姓へと昇格することが読み取れ、無田と小百姓との区別が厳然と存在していることが改めてわかる。第二に、具体的にいかなる手続きを経たのかということが読み取れる。史料より読み取れる限りではあるが、①「願人」（小百姓への昇格希望者）が村役人へ出願、②村役人が小田原藩へ上申、③小田原藩からの許可、④「願人」と五人組との相談と許可、といった経過をとっている。そして決定の過程において村や五人組が極めて大きく関与していることがわかる。その一方において藩当局は村からの上申を追認する程度の関与しか見られない。すなわち、小百姓という身分決定における村の比重が極めて大きいのである。第三に、小百姓への昇格の理由である。与祖右衛門の場合には別家した者が小百姓であることを根拠に小百姓昇格を願ひ出ている。ここには本家・

分家関係という家相互の個別的な関係が理由として出されている。宇八の場合は祖先が小百姓であったこと、そして神社の抱主であることを理由に願ひ出ており、これも家固有の由緒が理由となっている。ところが、手続きの中で兩人とも諸役負担に関することにはふれていない。無田や小百姓といった身分決定において小田原藩の賦課する諸役負担の問題が希薄化しているのである。

以上より、小百姓と無田との区別が厳然としたものでありながら、その身分決定においては村が決定的に重要な役割を果たし、領主による身分編成が大きく後退していることが明らかとなろう。

4 諸役賦課の石高制への一元化

最後に諸役賦課基準が石高制へ一元化されていく過程について検討してみたい。原氏によれば、延宝末年以降に諸役負担基準は石高制に収斂していくといわれている。このことを村明細帳に見られる諸役免除に関する記述から確認してみる。貞享三年（一六八六）の「佐野村・二本松新田指出帳」⁽³⁶⁾を事例として取り上げてみる。

〔史料7〕

一村中江村継御伝馬高三拾石御引被下候、但浮役差上申候
一持高之内六拾石、諸役名主式人二御引被下候、但糠・

藁・縄・薙代懸り申候

一持高之内壹石五斗、二本松新田組頭壹人二御引被下候、
但糠・藁・縄・薙代懸り申候

一持高之内拾石、村足輕壹人二諸役御引被下

村内において小田原藩の指定する特定の役を負担する身分の者については、次のような基準により諸役賦課が軽減された。村継伝馬が村全体で三〇石、名主は二人で六〇石であるが、公文名村の場合「一村高之内三拾石、名主壹人二諸役御引被下候」であることからわかるように一人あたりでは三〇石、二本松新田組頭が一石五斗、村足輕一人につき一〇石、という分量が、諸役負担の基準となる所持高から差し引かれる形式で軽減された。反対に所持高から免除高を差し引かれた残りの部分の百姓役については、負担が義務付けられた。また、名主の諸役免除のうち糠・藁・縄・薙代は免除対象とはならなかった。

慶安段階では、かかる特定の役や身分に対する諸役免除は、役家制的基準によつて、「外二」⁽³⁷⁾非役家⁽³⁸⁾諸役免除の家に区分することによつておこなわれていた。ところが延宝・貞享段階では、村継などの特定の役や名主や村足輕などの特定の身分に応じて、諸役負担基準としての所持高から三〇石、あるいは一〇石という一定量の負担部分を軽減することによつて諸役免除がおこなわれている。このこと

は、特定の役や身分を勤める者が免除されるべき諸役の賦課基準が、慶安段階では、役家制的基準により賦課されていた諸役―本役・家並役系統の諸役―が、延宝・貞享段階では、石高制的基準により賦課されるように変化していることを表わしている。

また、特定の役や身分を勤める者であっても所持高から免除高を差し引いた残りの部分の諸役については負担を求められたことは、諸役が、直接に領主に対する負担ではなく、村共同体の一員という資格において、所属する村に対して、例外なく分担すべきものとして意識されていたことを表わしている。

それでは、このような所持高から一定量を差し引く諸役減免方式が現われ始めたのはいつごろのことであろうか。延宝八年の古沢村鑑に、「一名主役高三拾石宛六年以前卯年より御引取被下候ニ付、残高二而御役相勤申候」という記述がある。名主の諸役免除が三〇石という石高基準へと移行したのが、「六年以前卯年」すなわち延宝二年であることがわかる。したがって、延宝二年ころから諸役賦課基準が石高基準に一元化され始めたことが推測される。原氏によれば、諸役賦課の石高制への収斂とこれにともなう村内身分の百姓・無田への移行の画期は延宝末年のこととされているが、少なくとも諸役賦課の石高制への一元化について

は、延宝初期にまで遡及しうるのではなからうか。²⁹⁾

むすびにかえて

まず、本稿において明らかになったことは、おおよそ次の通りである。

(一) 「高反別帳」は、小田原藩における、役家・柄在家・門・隠居体制を明記した初見史料であり、役家や柄在家という存在が村方において確実に存在したことを示す、すなわち小田原藩の役家設定が村方にまで貫徹したことを示す唯一の史料である。

(二) 「高反別帳」は、記載されている田畑の反別、および役家・非役家を合わせた家数が正保慶安検地帳の屋敷名請人数と一致する。したがって、正保慶安検地を前提に作成されたことが明らかとなった。しかし同時に、「高反別帳」の役家数と正保慶安検地帳の屋敷名請人数との間にはズレがある。したがって、「高反別帳」の役家は本百姓ではないことも明らかとなる。

(三) 「高反別帳」には役家と同時に柄在家も見られるが、この役家と柄在家が設定された背景には、一七世紀半ば小田原藩のとった役家数の固定化と百姓の積極的取り立てとの矛盾があった。

(四) 延宝・貞享期の村明細帳の百姓区分は、基本的に本百姓と無田となり、両者を区分する基準は所持する石高の多寡となる。かかる所持高基準の区分への移行の背景には諸役負担基準の石高制への一元化があげられる。

(五) 村明細帳の家数の項目にある職人身分などの肩書きに見られる「本百姓之内」などの記載から判断するならば、延宝・貞享期になると、農民の身分決定は小田原藩に対する役負担を表示する側面が薄れ、村共同体が主体となつて、村共同体の成員たることや村共同体での地位を表示する側面が強くなる。

(六) 本百姓・無田区分への移行の契機となつた諸役賦課基準の石高制への一元化は、名主引高の開始期から判断するならば、延宝初期段階にはすでに始まつている。

つづいて、本稿により明らかにされたことをもとに、小田原藩の農民身分編成の変遷について概括しておきたい。

(一) 寛永検地以前。本稿では検討できなかったが、原氏が明らかにされたごとく、村内において圧倒的な経済力を有し、草切の系譜を持つ有力な農民を本百姓として把握する。本百姓以外の農民は脇百姓として把握される。

(二) 寛永検地から万治・寛文初期まで。農民は、年貢負担者としては百姓、家並役系統の夫役負担者としては役家、非役家としては柄在家・門・隠居などと把握される。すな

わち、検地・年貢賦課を通じた百姓と家数調査・家並役賦課を通じた役家・柄在家・門・隠居、という二つの基準に分離するのである。

(三) 寛文二年から延宝初期まで。農民は基本的には本百姓・柄在家として把握され、再び一つの基準に一本化される。

(四) 延宝初期以降。農民は、本百姓・無田という区分により把握されるようになった。これは所持石高という全くの経済的階層区分であり、かかる区分への移行の背景には諸役賦課の石高制への一元化があげられる。

役家制・石高制による諸役賦課が石高制へと一元化されていく過程については、小農自立の結果、村落内部における諸役負担の平等化が求められた結果である。しかし、小農自立の側面ばかりではなく、本稿において見てきたように領主側の年貢収取と諸役賦課との間の矛盾 \parallel 役家数の固定化と百姓の積極的取り立てとの矛盾も諸役賦課の石高制への一元化や村請制化への契機の一つとなつたともいえる。そして、かかる領主支配の矛盾が、領主側が農民の村の機能に依拠する支配への転換の具体的要因の一つにもなつているのではなからうか。

最後に、残された課題を提示して本稿をむすびたい。本稿では、百姓の身分的区分に焦点をあててきたが、百姓以

外の身分の人々の身分編成や諸役賦課の問題、あるいは百姓身分の人々においても、役の種類と家並役系統と役高系統の分類、村共同体内部における諸役徴収の方法の問題については、全く手付かずに終わった。この点については、他日を期するところとしたい。

註

- (1) 水本邦彦『近世の村社会と国家』第二部所収の各論文。(東京大学出版会、一九八七年)。
- (2) 寛永期「小田原領西筋村々高ノ帳」(『南足柄市史』二、四頁)、万治三年(一六六〇)「足柄上郡山田村家並帳」(『神奈川県史』資料編四、七八七頁)、寛文二年(一六六二)「足柄上郡湯触村人馬改帳」(『神奈川県史』資料編四、七九三頁)。
- (3) 関根省治「近世初期徳川検地と東駿河」(『裾野市史研究』創刊号、のち『近世初期幕領支配の研究』一九九二年、に所収)、柴雅房「近世初期の村政について―御宿村を事例として―」(『裾野市史研究』八号、一九九六年)。
- (4) 『村鑑』に見る御厨のむらむら―江戸時代前期の領主と農民』(『御殿場市史研究』3号、一九七七年、のち同『小田原藩の研究』内田哲夫論文集刊行会、一九九六年に所収)。
- (5) 「本百姓と柄在家―相州小田原藩における近世的本百姓体制の成立―」(『国史談話会雑誌』三五号、一九九五年)。
- (6) 井上小兵衛の署名の知られる検地帳は次の村々のものである。杉名沢・永塚・萩蕪・中清水・二子・大坂・山尾田・下古城・塚原・御殿場・東田中・仁杉・西田中(『御殿場市史』八)、菅沼・竹之下・吉久保・下古城・上古城・大胡田(『小山町史』七)。
- (7) 『永代日記』承応三年二月二十日。
- (8) 『永代日記』寛文二年一月九日。
- (9) 『神奈川県史』資料編四、七八七頁。
- (10) 『神奈川県史』資料編四、七九三頁。
- (11) 寛永一七・八年総検地から延宝期までの段階の家数調査については、原氏註(5)論文において検討されている。
- (12) 『南足柄市史』二、四頁。
- (13) 原氏註(5)論文。
- (14) 原氏註(5)論文。
- (15) 役家体制論の研究史については水本邦彦「役家体制論」(『国史大辞典』第一四卷)を参照。
- (16) 高木昭作『日本近世国家史の研究』(岩波書店 一九

九〇年)

(17) 『封建領主制の確立』(有斐閣 一九五七年)

(18) 補論『本百姓』論(『兵農分離と地域社会』校倉書

房、二〇〇〇年)。

(19) 原氏註(5) 論文。

(20) 原氏註(5) 論文。

(21) 原氏註(5) 論文。

(22) なお、付け加えるならば、本百姓と役家とが実態として重複する事実を否定するものではない。ただ役家・柄在家と本百姓とを、特にその成立を区別して考えるべきであるということである。

(23) 大島真理夫『近世農民支配と家族・共同体』(御茶の水書房、一九九一年)に紹介された事例。ただし大島氏は上瓦林村の事例については、家格制の一例として取り上げている。

(24) 原氏註(5) 論文。

(25) 『裾野市史』三、四三号。

(26) 原氏註(5) 論文。

(27) 『裾野市史』三、四四号文書。

(28) したがって、すでに当初領主により設定された本百姓・柄在家が変質して、大島真理夫氏が「家格型」の展開(『近世農民支配と家族・共同体』(前掲))と呼ぶ

村独自の身分階層に転化してしまっているのである。

(29) 『裾野市史』三、四六号文書。

(30) 天和二年「萩蕪村人別持高判形帳」(『御殿場市史』

三、七六〇頁)、天和三年「駒門新田人別帳」(『御殿場

市史』三、八一〇頁)天和三年「中山村田畑名寄人別

書上」(『御殿場市史』別巻Ⅱ、二〇六頁)。

(31) 天和三年「駒門新田人別帳」(前掲)。

(32) 註(4) 内田氏論文。

(33) 註(5) 原氏論文。

(34) 水本邦彦「前期村方騒動と小百姓―畿内を素材として―」(『講座日本近世史』三、有斐閣、一九八〇年、のち『近世の村社会と国家』(前掲)に所収)においては、領主側の「小百姓」理解は、高所持者であり、村役人でなく、個別的隷属雇用関係になく、手工業者や「かわた」ではない存在であること、また鬭争主体として現われた「小百姓」が自らを指し示す場合は、初期本百姓↓小高持↓小高・無高という変遷が見られることを明らかにしている。

(35) 『裾野市史』三、二〇七号文書。

(36) 『裾野市史』三、四六号文書。

(37) 貞享三年「公文名村・稻荷村差出帳」(『裾野市史』三、四八号文書)。

(38) 『小山町史』近世史料編二、五九号文書。

(39) ところで、原氏は家並役・役高の二系統をあげ、石高制への収斂を家並役の家並高、すなわち家並役の石高への換算をもって、諸役賦課基準の石高制への収斂の指標としている。しかし一八世紀末ごろの御厨領の村入用帳などを見ていくと、村内部における諸役賦課基準は家並役・門役・高役の三種類である。このうち、家並役は村内の各家を何段階かに等級分けして等級に応じて一定の諸役賦課量を決定するもの、高役は所持高に応じて諸役賦課量を決定するもの、門役は村内の各家が一軒ごと一律に一定量を負担するというものである。

〔付記〕本稿は静岡県地域史研究会一九九七年一月例会における報告をもとに作成したものである。会場において御助言いただいた方々に末筆ながら謝意を表します。

(あつち じゅんじ・調査委員・県立沼津東高等学校教諭)

国境地帯の中世史

はじめに

国境地帯の中世史——という、いささか捉えどころのないタイトルを付けたことには、それなりの訳がある。国境とは国と国とを界まがうものであるが、国境を問題にするということは、取りも直さず国家とはなにか、を考察することにはほかならない。先に発表した論文「都市王権と中世国家——畿外と自己像^①」が「四方国」思想を取り上げたのは、そのような関心からである。(同一性とその外部)という問題は、先ごろ流行し、しかしながらどれを取っても同工異曲というほかない、いわゆる〈国民国家〉論のためにだけ供されているわけではない。

国境地帯の中世史を論じるということは、じつはそれ自体、日本中世における国家の単一性を前提する思考に対しての、根源的な懐疑から発せられる性格のものである。し

かし他面、そのような立場に立つ場合には、軽々に「日本中世における」と言うこともまたできない。国家の単一性を認めないのであれば、「日本中世」という表象自体、ありえないからである。

国境地帯の中世史という、このいささか捉えどころのないタイトルは、したがって、右のような認識に立つ限り、避けようのないものである。

ここで一点注意を喚起しておきたい。それは本稿が、国境地帯ではなく国境地帯を問題にしていることである。そもそも歴史的概念としての「国境」や「境界」は、単なる境界線を表すとは限らない。歴史的概念としての「国境」「境界」は、今日的な感覚と比べればはるかにゾーンのな含意を持っており、「くあたり」というような、特定の場所を漠然と指すことも少なくない。こうした中世的な領域認識のあり方には注意しておきたい。

東 島 誠

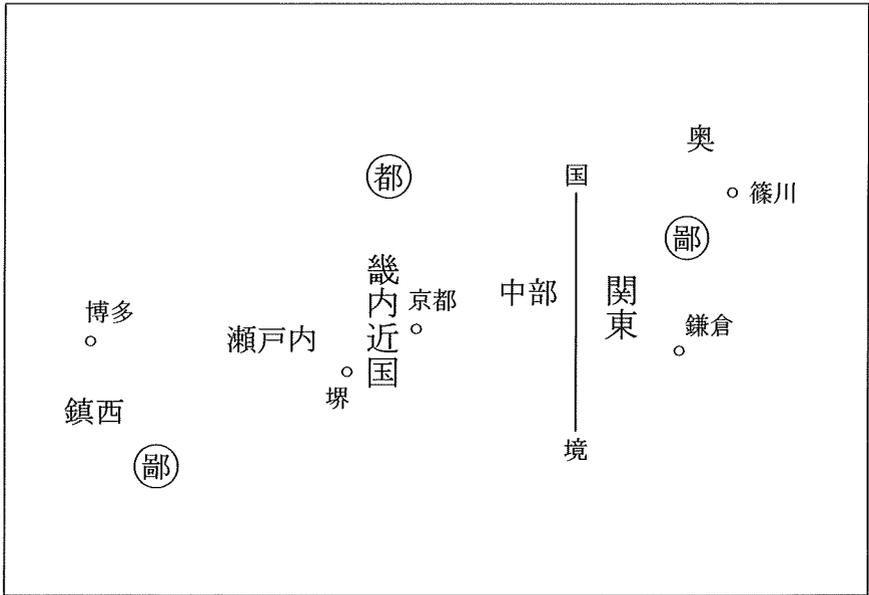


図1 三宝院満済の「国境」認識（本郷和人作成）

取り上げようとするのは、現在の静岡県東部、駿河国と伊豆国の国境地帯である。この地域は、早くに相田二郎が注目したように、有数の交通要所として知られるが、駿豆境を問題にするのは、たんに一地方のローカルな国境であるばかりでなく、じつは室町時代には、駿河国以西が室町幕府の管轄、伊豆国以東が関東幕府（鎌倉府）の管轄と認識されていたからである（図1参照³）。したがって駿豆境は、二重の意味において国境であり、およそ列島の東と西を論ずる場合には、まず注目しなければならぬ地帯であることは、言うまでもなからう。

本稿はこうした関心のもと、この国境地帯の中世史が、戦国末期にどのように幕を下ろし、それとは別種の、単一性を仮構するような均質な編制原理によって、いかにして代替されていったのかを、明らかにしていきたいと思う。

I 北条氏における〈向こう側〉の表象

天正九年（一五八一）、武田氏と北条氏の間には勃発した、いわゆる戸倉合戦は、現駿東郡清水町下徳倉の北条方の支城であった徳倉城の城将、笠原新六郎が、武田方に内応した合戦として、『北条記』『甲陽軍鑑』などの軍記に名高い。この地域を巡っては、すでに前々年の天正七年以来の前哨

戦があり、武田氏が沼津に三枚橋城を築いて敵対してきたのに対し、北条氏は泉頭城を築城してこれに対抗している。その後、翌天正八年にかけて黄瀬川を隔てて睨み合いを続ける状況であった。

北条氏の徳倉城は、こうした膠着状況のなか、天正九年に「新城」として築城されたものであったが、内応策が功を奏して、直ちに武田方の手に落ちた、というわけである。そこで次の二つの史料を比べてみたい。

A 十三日之一輪、今十五参着、令披見候、仍駿州徳倉之模様、無是非候、委細石卷左馬允可申候、向此地押詰、築地利候、聽可為出来候、恐々謹言、十一月十五日 氏直(花押)

(擦消)

「北見喜右衛門尉殿

富岡六郎四郎殿

富永久太夫殿

B 於貴国当時珍物候鱧三懸送給候、云遠来云芳志、賞翫不_レ少候、仍北条氏政治家臣松田尾張守二男笠原新六郎、豆州戸倉地在城、不慮属_二当手、励_二忠勤候之条、彼国大半属_二本意候、然者小田原衆令_二出勢候之間、当口出馬、去廿日至敵陣前、乘懸無_二可討果所存候之処、取_二入于大切所蟄居候之間、不_レ及_二了簡候、但

於_レ備_二三方任_一存分候条、可_レ御心安候、委曲自_レ是、可_レ申候、恐々謹言、

十一月廿二日

勝頼(花押)

上杉殿

同じ城郭を指して、これを失った北条氏の側では「駿州徳倉」と言い、これを籠落した武田氏の側では「豆州戸倉」と言っている。伊豆国主北条氏から見ればトクラは駿河であり、駿河国主武田氏から見ればトクラは伊豆であった。北条氏と武田氏の双方ともが、この城をいわば(向こう側)の世界への玄関口と認識していたことは、興味深いのではない。特に北条氏の場合、この地域の表象に関しては、いささか意識過剰ですらあった。

C 駿河領泉之郷井領免并定使給、自_二前々一定分悉請取、田畠不_レ荒様_二可_二申付_一者也、仍如_レ件、

己巳

卯月廿七日

(虎朱印)

山角

奉_レ之

杉本八郎左衛門とのへ

秋山善右衛門とのへ

ここで注目されるのは、同じ清水町域の泉郷が、「駿河国」ではなく「駿河領」と呼ばれている点である。これは、実際に同地が伊豆国主北条氏の統治下にありながらも、永

祿十二年（一五六九）四月当時、駿河国主がなお今川氏であり、そこに二様の国境意識が重畳していたからにほかならない。今川領国最末期のこの時期でさえ、あくまでこの地域は、〈向こう側〉として表象されていたのである。そしてこうした「駿豆各別」へのこだわりは、元龜二年（一五七二）末の甲相一和によって武田氏が駿河国主となつて以降も、持ち越されていたようである。

D庄左近同心給之内、駿州泉郷百姓窪田十左衛門、捧目安付而、豆州弥勒寺中野一右衛門召出遂糺明畢、然而人返之事、前々者豆州之者候共、駿豆各別之時駿州へ相移、其俣拘来、去巳歳駿州当方分国ニ落着、翌年午歳以譜代之筋目、弥勒寺へ許容、非分候、無相違可召返旨、被仰出者也、仍如件、

天正六年戊寅（虎朱印）

十二月廿日

評定衆 下総守 康信（花押影）

泉郷百姓 窪田十左衛門

ここから窺えるのは、「駿豆各別」状況下に駿河国に移った者の所屬については、容易に北条氏の手出しができないという、奇妙なまでの原則である。巳歳、すなわち永祿十二年閏五月に北条国王（氏直）が今川家を継承したことに

よつて駿州泉郷が北条分国に包摂されたからといって、「各別」時に成立した支配隷属関係は、否定されえないのである。

しかし、すでに今川氏なきいま、なぜ北条氏はかくも「駿豆各別」にこだわるのだろうか。じつは右の史料Dには、ある大きな言い落としがあることに注意しなければならぬ。それはまさに、この天正六年段階にあつては、永祿十二年以前と同様、ふたたび「駿豆各別」状況にあつたということである。逆に言えばこの相論は、「駿豆各別」ではなかつた時期、すなわち永祿十二年閏五月〜元龜二年末の間に起こっているのである。

この相論の発端は、史料Dの後段に見えたとおり、午歳、すなわち元龜元年（一五七〇）に、北条氏が豆州弥勒寺側の主張を容認してしまったところにある。それゆえ窪田が訴え出て、翌元龜二年四月に次の朱印状が出たのである。この史料に「駿州」泉郷と見えないのは偶然ではない。

E 泉郷百姓窪田十郎左衛門者、欠落之事

卯歳欠落、豆州みろく寺ニ有之

老人、女梅、同子老人

午八月欠落、同所有之

老人、女乙

午六月欠落武州府中ニ有之

老人、丹

巳九月欠落、豆州狩野内立野二有之
 老人、善三郎、親子三人

以上七人

右、欠落之百姓、縦雖_レ為_レ不入之地、他人之者拘置儀、
 為_二曲事間、任_三国法、領主・代官_二申断、急度可_三召
 返_二者也、仍如_レ件、

(虎朱印)

辛未
 卯月廿日

奉之
 江雪

庄新四郎殿¹⁰

問題が天正六年まで扱れたのは、偏に史料Eの直後、元
 龜二年末に甲相一和が成立したことによって、武蔵国の武
 田氏領が北条氏に、駿河国の北条氏領が武田氏に割譲され
 たからである。これにより駿河国は、名実ともにふたたび
 (向こう側)となってしまうたのである。

II 今川氏における周縁性

では駿河国の側から見て、(向こう側)はどのように映じ
 たのだろうか。じつは駿河国の側からすると、国境の(向
 こう側)より手前に、はるかに大きな懸案が横たわってい
 た。それは端的に、駿河府中から見て、東部地域があまり

に遠い周縁の地であった、ということである。天文六年(一
 五三七)、今川義元が武田信虎の息女を娶って同盟すると、
 北条氏と敵対することとなり、北条氏綱の駿河国東部への
 侵攻を招くこととなった。いわゆる河東一乱である。以後
 断続的に合戦が繰り返され、今川氏はこの地域の保全に腐
 心することとなる。今川氏が天文二十年代に行なった駿河
 東部地域の検地は、従来から郡単位の大規模一斉検地とし
 て注目されているが、まさにそれと同じ時期に、今川氏は

遠 江 守 護 権	駿 河 守 護 権	駿 河 郡				
		鮎 沢	佐 野	木 瀬 川	阿 野	原 中
橋 引 池 懸 菊 河 河 本 間	岡 手 興 浦 原	北 条 時 頼	佐 野 の 地 頭			甲 斐 国 守 護
北 条 朝 直						

図2 『宗尊親王鎌倉御下向記』にみる宿駅担当

思わず「駿
 東郡」とい
 う郡名を創
 作すること
 となった。¹¹
 古代以来の
 「駿河郡」
 を、北条氏
 の側が「河
 東(郡)」と
 呼び、今川
 氏が「駿東
 郡」と呼ん
 だしまった

表1 関東管領山内上杉氏と佐野郷遵行

	年・月・日	文書名	宛所	出典
①	1375(応安8)・3・22	関東管領宅間(山内)上杉能憲奉書	狩野介入道 (+土肥兵衛入道)	2-252
②	1384(至徳元)・9・5	関東管領山内上杉憲方奉書	土肥参河守	2-258
③	1384(至徳元)・9・5	関東管領山内上杉憲方奉書	河村兵部少輔入道	2-259
④	1384(至徳元)・12・5	関東管領山内上杉憲方奉書	土肥参河守	2-260
⑤	1384(至徳元)・12・5	関東管領山内上杉憲方奉書	河村兵部少輔入道	2-261

[注] 出典は、『市史』の巻数一号数である。

の、両者の領域感
 覚を如実に反映して
 いる。北条氏の関心
 が(外なる内部)に
 向けられていたとす
 れば、今川氏の関心
 事は、絶えず(内な
 る外部)にあった。
 今川氏を悩ました
 東部地域の周縁性は、
 じつは古く鎌倉時代
 に遡るものであった。
 図2は建長四年(一
 二五二)三月、宗尊
 親王が將軍として鎌
 倉に下向した際の各
 宿駅における接待役
 の担当者を図示した
 ものである。これに
 よれば、駿河郡域の
 みは駿河守護の担当
 からはずれ、現地の

表2 『裾野市史』押書一覧

	年・月・日	文書名	論所	請負内容	請負先	出典
i	1382(永徳2)・2・16	大高成氏押書	佐野郷	年貢毎年200貫文	円覚寺	2-257
ii	1395(応永2)・6・1	信広押書	佐野郷	不干涉	円覚寺	2-268
iii	1398(応永5)・9・27	大森彦六入道 押書	佐野郷	(内容不詳)	円覚寺	2-273 所引
iv	1406(応永13)・7・1	大森頼春押書	伊豆国府中 関所	関の請料毎年150 貫文	円覚寺	2-282
v	1416(応永23)・10・15	矢部伊勢入道 法立押書	佐野郷	年貢毎年150貫文	円覚寺	2-293

[注] 出典は、『市史』の巻数一号数である。

地頭や隣国甲斐
 国守護の援助を
 得ていることが
 わかる。さらに
 南北朝期には石
 塔義房が一時期
 駿河守護代、つ
 いで守護であつ
 たことが知られ
 るが、発給文書
 の論所は、沼津
 郷・土狩郷であ
 ることから、駿
 河郡域の分郡守
 護であったと見
 られ、駿河郡域
 には、駿府を中
 心とする秩序か
 ら見て別の磁場
 が働いていたこ
 とが推定され
 る。その後も表

1に見るとおり、駿河郡佐野郷の鎌倉円覚寺への「沙汰し付け」において、駿河守護今川氏に施行されず、関東管領山内上杉氏自らが遵行していることから見て、伊豆国守護でもあつた管領山内上杉氏が駿河郡域の分郡守護権を有していたことは間違いない、駿河郡域は隣国伊豆国に準じた扱いを受けていたことがここに明らかとなる。しかし関東管領の管下でありながら、鎌倉円覚寺の同地からの收取にはよほど困難が伴つたらしく、表2に挙げたとおり、押書のような誓約文書が纏まつて見出される。そして、ちょうどこれと時期を同じくして、応永年間に入ると駿河守護今川氏の勢力が駿河東部の佐野郷にも及ぶようになり、守護半済をめぐるトラブルが持ち上がっている。表2の事例iiがそれである。問題は関東公方足利満兼の手には負えず、鹿苑院主絶海中津、すなわち室町幕府に解決を仰ぐにいたっている。

F 円覚寺領駿河国佐野郷事、為当寺造营料所、自去応安八年一至于今、寺家知行無相違候之処、当国守護人今河上総入道令押領候、無相違之様、令執申給候者、可目出候、恐惶敬白、

五月三日

満兼（花押）

鹿苑院侍者御中

ではなぜ、この時期に守護今川氏の介入が可能となつた

のか。それはちょうど当該期が、伊豆国守護山内上杉氏が関東管領職を離れていた時期（一三九二〜一四〇五）に当たっていることによるものである。ただそれにしても今川氏の東部地域への干渉は、この時点では「押領」行為と見なされた点は興味深い。

駿河守護今川氏が容易に介入できない周縁部、それが駿河郡であつた。しかし京都の室町幕府からすると、それはまことに都合の悪いことであつた。はじめにも述べたとおり、駿豆境は、室町幕府と関東幕府（鎌倉府）の管領権を分かつ「国境」地帯でもあつたからである。関東公方足利持氏の動きが不穏となればなるほど、最前線にあたる駿河守護権の安定性が求められるのである。

しかるに永享五年（一四三三）、今川氏は範忠の家督相続を巡る内紛に揺れていた。そこで室町幕府は、狩野介ら駿河国内の反範忠勢力の反発を抑えるために、翌六年、駿河国内にもう一人の守護を立てることにしたのである。

G 一、駿河国半国山東事、今河左衛門佐入道入国、毎事無二等閑可被致忠節之由、被仰出候、恐々、

八月十九日

狩野介殿（以下略）

右の山東とは、狩野介が在所とした安倍山以東を指す。

將軍義教は、範忠に「安部山御判」を与えてその面目を保

つとともに、これより以東に別人（今川貞秋）を立てることとで、事態の收拾を図ったのである。

かくして安倍山以東の山東、富士川（潤井川）以東の河東、そして駿東郡の創作という具合に、駿河国東部を指し示す呼称は、その周縁的性格により、常に再生産され続けていったのである。

Ⅲ 徳川氏における東方への志向

山東、河東、駿東という東方の概念の重畳関係について、コンパクトにまとめた模式図が図3（有光友學作成）である。この図の駿河国の部分は、基本的に拙筆『清水町史』の所説に沿う形で作成されているので、これを参考に供したい。ここでは山東が二重に記載されているが、上位概念の山東が、前節に見た今川貞秋の山東半国守護のそれである。下位概念の山東とは、天正年間に俄に史料に登場する領域概念であり、高草山西部の山西との対で見られるようになる。あわせて図4をご覧いただきたいが、駿州山東を冠する地名としては、「庵原西方」「下足洗郷」などが検出され、山の東とは言うものの、実際に指し示す地域は駿河東部ではなく中西部であった。ではなぜ天正年間に入って殊更に山の東が問題になるのか、という点で注目されるの

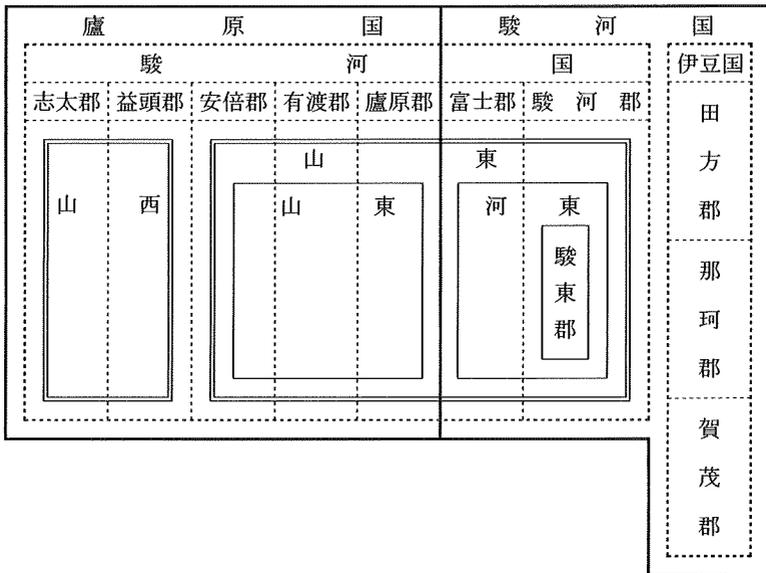


図3 駿河国・伊豆国模式図（有光友學作成）

が、次の史料である。

H一、今度氏真就駿河入国、為牧野城番、其方相添依
申付、駿州山東知行半分宛行事

付、国役等之儀者其方申付可相勤事

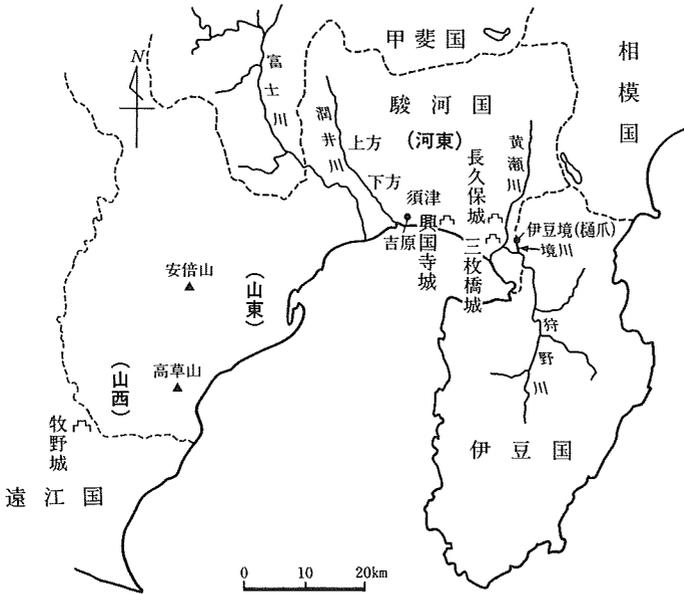


図4 河東勤進圖と伊豆境

一、山東無二篇間者、山西知行半分出置事

(後略)

これは、天正四年(一五七六)三月、遠江国主徳川家康が、当時武田氏領国であった隣国駿河国に対し、前国主今川氏真という旧い権威を持ち出すことよって版図拡大を狙ったもので、遠江―駿河の国境地帯に位置した牧野城(諏訪原城)を衛る家臣松平家忠・康親に対し、山東に知行を宛行おうとしたものである。しかしながらこの段階では第二条に見るごとく、山東ですら容易に手中に収めがたく、実際には山西どまりであった。この徳川氏の東方への志向が成就したのは、武田氏が滅び、織田信長が横死した天正十年(一五八二)のことであり、家康は翌年二月に次のような文書を発給している。

駿州於河東、式万五千貫文余、同河東二郡之郡代之事、右、年来在東境、目苦勞仕、致忠節候間、彼知行分之内、山川・海上・野地共、一切公方綺無之、所宛行不可有相違、縦以来増分雖申出、自其方相改可致所務、然者郡職之事申付候上者、於沼津諸公事等、可有異見者也、仍如件、

天正十一年

二月十八日

家康(花押)

松平周防守殿

表3 八幡神社（清水町）所蔵歴代將軍朱印状一覧

將軍名	発給年・月・日	西暦	国郡村名	備 考
①家康	慶長7・12・10	1602	駿河国駿東郡木瀬河	※家康の征夷大將軍就任は、慶長8年2月。
②秀忠	元和3・3・17	1617	駿河国駿河郡木瀬河	
③家光	寛永13・11・9	1636	駿河国駿河郡黄瀬川	※③と④の間に村名表記の変わるの のは、正保国絵図の作成(1644) によるものと考えられる。
④家綱	寛文5・7・11	1665	駿 州駿河郡八幡村	
⑤綱吉	貞享2・6・11	1685	駿河国駿河郡八幡村	
⑧吉宗	享保3・7・11	1718	駿河国駿東郡八幡村	※吉宗以降は、將軍の代替りに一 兩年後れる形で安堵されている。
⑨家重	延享4・8・11	1747	駿河国駿東郡八幡村	
⑩家治	宝暦12・8・11	1762	駿河国駿東郡八幡村	
⑪家斉	天明8・9・11	1788	駿河国駿東郡八幡村	
⑫家慶	天保10・9・11	1839	駿河国駿東郡八幡村	
⑬家定	安政2・9・11	1855	駿河国駿東郡八幡村	

宛所は沼津三枚橋城主松平康親である。「年来東の境目に在りて苦勞仕り」とあるように、康親は家康の東方への版図拡大計画に功績大であった。したがってここに見る「河東二郡之郡代」の設置は、山西から山東領有を経て、ようやくして河東を含む駿河一国を手中にしたことへの、祝儀的な意味合いが強いと言える。しかもこの当時、すでに康親は死期を迎えつつあり、それだけにこのIは、老将の武功を誇る印象深い文書となっている。

この「河東二郡之郡代」の設置に見られる家康の東方への志向は、家康がかつての今川義元と全く同様にこの地域を「駿東郡」と呼称したことにもよく表れている。表3はいまだ「駿東郡」の呼称が制度化されておらず、一般には用いられていなかったにも拘らず、家康のみがいち早くこの「駿東郡」の新呼称を用いていた、ということを示すものである。一方で「駿河郡」と言う旧郡名表記が、吉宗期に「駿東郡」に一本化して以降もなお根強く社会に残り、降って明治初年においてさえ見られることを考えると、「駿東郡」の新郡名の使用は、まさに戦国のしぎを削ってきた家康の現実感覚から発せられたものと言うほかないだろう。「駿東郡」とは、家康の飽くなき東方への志向を約言したものであったのである。

IV 河東の間隙化とその終焉

以上であらましこの国境地帯をめぐる周辺諸勢力の布置が明らかとなったが、ここで改めて注目したいのは、北条氏が「駿豆各別」ではないと認識していた時期の問題である。表4は、河東という領域、より厳密に言えば潤井川と境川の間での勸進を認めた文書の一覧であり、図5は、永禄十一年末の河東の状況を示したものである。表4は発給者の別によって三つの時期に区分され、今川氏の勢力が弱まった第二期には、葛山氏のような間隙の権力が(㉔)を発給するにいたり、駿河国が武田氏の手に戻ると(h)が出される、という具合である。今川氏が東方の保全に意を注いでいた第一期、徳川氏が東方まで版図を延ばしえた第三期、の間に挟まれたこの第二期は、まさに「河東の間隙化」と言うに相応しい時代であった。

この「間隙化」の時代を生んだ原因は、ひとえに今川氏が乱発した不入権文書と入部権文書の錯綜にある。

J (印文「義元」)

富士大宮風祭神事米之事

右従宇流井河東者限伊豆境、在々所々并諸寺諸社門

前、諸給主・鍛冶・番匠・山造、其外之輩、縦雖有

入之印判・々形、為神慮之間、自其在所之代官以

表4 勸進許可文書の三段階

	発給年・月・日	西暦	文書名	宛所	文書群名	出典
(a)	天文21・8・16	1552	今川義元朱印状	春長	宮崎善旦氏所蔵文書	3-2141*
(b)	弘治2・6・21	1556	今川義元朱印状写	五社別当	『駿河志料』86	3-2345*
(c)	弘治3・11・11	1557	今川義元朱印状	春長	宮崎善旦氏所蔵文書	3-2592*
(d)	永禄3・8・9	1560	今川氏真判物	春長坊	宮崎善旦氏所蔵文書	3-2812*
(e)	永禄4・8・23	1561	今川氏真朱印状	五社別当	富知六所浅間神社文書	3-2963*
(f)	永禄4・9・12	1561	今川氏真朱印状	春長	宮崎善旦氏所蔵文書	3-2971
(g)	永禄10・11・5	1567	葛山氏元朱印状	矢部将監他	矢部さち子氏所蔵文書	3-3246*
(h)	天正4・12・26	1576	武田勝頼判物	春長	宮崎善旦氏所蔵文書	4-1027
(i)	天正11・10・23	1583	牧野康成黒印状	矢部清三郎	矢部さち子氏所蔵文書	4-1685*
(j)	天正11・10・24	1583	松平康次黒印状	矢部清三郎	矢部さち子氏所蔵文書	4-1686*
(k)	天正11・11・26	1583	松平清宗判物	矢部	矢部さち子氏所蔵文書	4-1696*

〔注〕出典は、『静岡県史』の巻数一字数、*は『市史』または『市史研究』12号に収載。

案内者、如先規以相定器物、無相違、毎年可請取之、若於違乱之族者、可加下知者也、仍如件、

弘治參年

十一月十一日

春長⁽²⁹⁾

「たとい不入の印判・判形有りといえども、神慮たるの間」とは、何とも乱暴な論理である。今川氏が自ら発給した文書間の矛盾を解消するには、「神慮」というような、高次の合理性を持ち出すほかなかったたのである。そしてこのような諸権利の錯綜関係を表現するものとして、「河東諸勸進」なる概念が登場するにいたる。

(如律令印)

K 川東諸勸進之事

右、五社造宮以前、堅令停止之、縦以印判、雖レ成其勸、可相押之、然間、五社勸進事、雖レ為河東并寺社領不入地、可勸進之旨、所任先印判、仍如件、

永祿四年

八月廿三日

五社別当⁽³⁰⁾

このような「勸進」の「諸勸進」化という事態は、同じ十六世紀の京都においても確認されるが、様々な階層の世俗的利欲がこの集材システムに絡んで錯綜し、その総和が

今川氏によって「諸勸進」と言う語に集約されたとき、もはやこの地域を巡る利欲社会は歯止めもなく動き始めたのである。その最たるものが次の史料(表4の(g))であった。

「吉原湊渡船破損之間、修理之事被仰付候、任御印判之旨、河東領中并私領共、以老升勸進可令修理之、縦雖帶免許之判形・印判、不レ可及異儀、若於難渋之輩者、重而可加下知、為其自此方奉行老人指添者也、仍而如件、

(印文「萬歳」)

永祿十丁卯

霜月五日

矢部将監殿

鈴木新右衛門殿⁽³¹⁾

ここに見るように、吉原を拠点に参詣の道者や往来の商人を相手にした問屋(宿泊施設)や渡舟業を営む商人矢部氏が、河東という広域での勸進を認められたことは、矢部氏の業務に、より高次の合理性Ⅱ公益性が認定されたからにはほかならない。

表4の第二期は、まさに御用商人が躍進した時代であった。右の矢部氏は間もなく北条氏御用を勤めるにいたるが、

一方今川氏は、吉原湊における矢部氏と全く同様の存在であった山中氏を、沼津湊において確保している。それが図5であるが、北条氏・今川氏の両者とも、河東というエリアにおいて、分国から最も遠い位置に御用商人を獲得している点が興味深い。そして注目されるのは、永禄十一年末段階の図5には記載されていないが、葛山氏と同様の存在として、高田氏が間もなく見出される点である。大岡庄間屋にして沼津湊の渡舟業を営む山中氏は、じつは高田氏の被官であった。高田氏は永禄十一年末の武田氏の駿河侵攻に与したことで武田氏から葛山氏と同格の厚礼でもって遇されており、甲相一和後の慌しい時期に、早速問屋支配の安堵を受けている。

M大岡之庄問屋之事、從前々被拘來候、困茲改而
 御印判被得御申候、則披露候之處ニ、御取紛故、御
 印判遅々候、帰府之刻、必可被下置候、彼問屋之儀、
 無御印判共、無異儀可被申付之旨、御下知候、
 為其一筆進之候、恐々謹言、

壬申
 八月廿一日
 高田能登守殿(32)
 御宿所
 土屋
 昌統
 花押

この高田氏は古く『常在寺衆中記(勝山記)』大永六年条

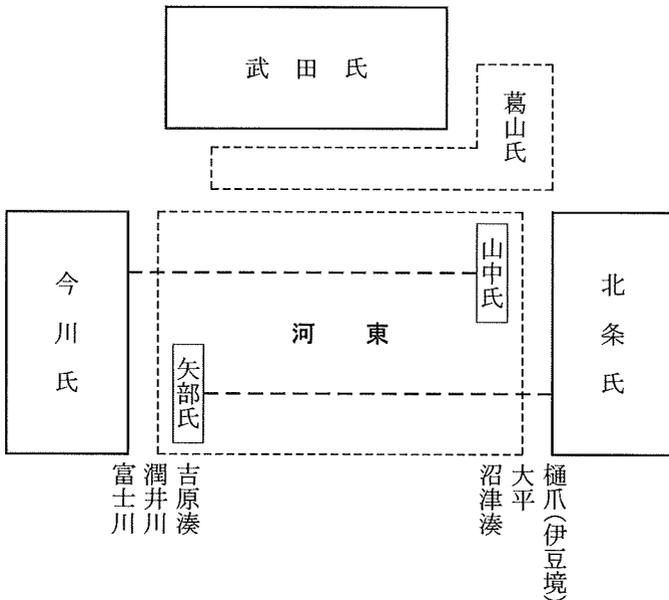


図5 永禄11年末の河東

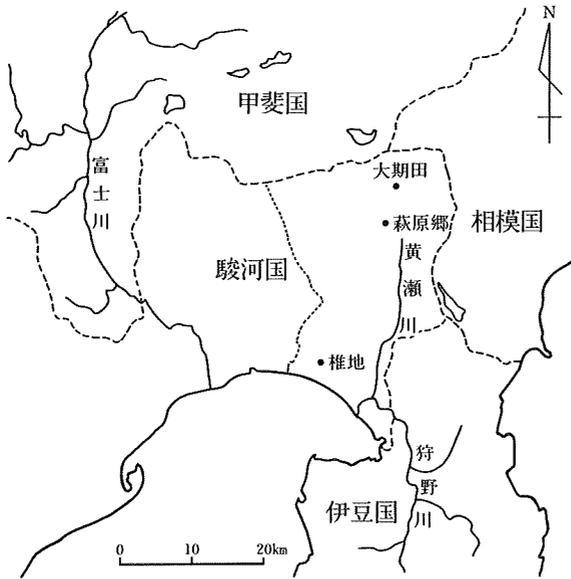


図6 間隙の権力高田氏の知行地分布

に、籠坂ふもとの梨木平の合戦で「高田一族皆打死」「三島ノ高田マテモウチ死」と見え、駿河東部に広汎に勢力をもっていたらしい。元龜三年五月二日付武田勝頼判物に見える知行地を地図に落とすと、じつに図6のようになる^③。しかも同日一斉発給された宛行状で判物が用いられたのは、高

田氏と葛山氏だけであった。

かくしてこの第二期に、河東は商業交通圏として大いに活性化した。戦国大名権力の支配が安定化しない〈間隙的〉状況こそが、間を往来する商人としての矢部氏や山中氏、間を支配する権力としての葛山氏や高田氏の流通支配を可能ならしめたのである。

しかしこの〈間隙的〉状況は、すでにみた徳川氏の東方制覇によって終焉を迎えることになった。徳川氏は長久保城・三枚橋（沼津）城・興国寺城の三城を拠点として、河東地域をブロック化し、それぞれの城主に行政を委ねるにいたったのである（図4参照）。次に引くのは天正十七年（一五八九）二月五日、駿河国で地震があり、これら三城に被害のあったことを示す記事である。

N五日癸未癸雨降、（中略）申刻に大地震震候、するか川東興国寺・長久保・沼津城のへい二かい門迄そんし候^④、

実際には河東には、この三城のほかにも、例えば天正十年八月に築城された得倉城があったはずなのだが、河東にあっては、何よりもこの三城が中核的地位を占めていたらしい。したがって矢部氏のような商人も、この三ブロックの城主から、個別に営業権を認可してもらう必要があった。

○吉原湊渡舟破損修理之事、拙者知行中巻升勸進之儀、如^⑤先例之不可^⑥相違、若於^⑦難渋、猶可^⑧申付者也、

仍如レ件、

天正十一

拾月廿三日

矢部清三郎殿³⁶

康成

P 吉原湊渡舟依³⁷修理、沼津之知行分之内、壱升勸進之事、如³⁸先規、不³⁹可⁴⁰相違、若於⁴¹難涉之輩者、猶可⁴²申付者也、仍如⁴³レ件、

天正十一

十月廿四日

矢部清三郎殿³⁷

Q 吉原之渡舟修理之儀ニ付而、知行分壱升勸進之事、不⁴⁴可⁴⁵有⁴⁶異儀、候、違乱之者候者、可⁴⁷申付者也、仍如⁴⁸レ件、
(追筆カ)

「未」

十一月廿六日

清宗(花押)

矢部殿³⁸

以上三点は、それぞれ長久保城主牧野康成、三枚橋(沼津)城主松平(松井)康次、興国寺城主松平(竹谷)清宗が発給したものである。見てのとおり三点ほぼ同文であり、マニュアルどおりの画一的な行政文書と言ってよい。かつて葛山氏から史料Iを得て、河東という広いエリアで縦横に勸進する権利を得た矢部氏も、ここにいたって画一的な

官僚行政の論理に従わざるを得なくなったのである。

徳川氏による「河東二郡之郡代」設置から、河東三城主による許認可の個別化という新しい支配論理は、かくして着実に、中世的な国境地帯の空隙を埋め尽くしていったのである。

おわりに

本稿では国境地帯の中世史と題して、畿内政権と関東政権を分かつ国境地帯であった駿豆境の性格を、これらマクロな意味での両中心の磁場のあり方を意識しつつ、現実はこの地帯に對峙した東西両勢力の自己認識と他者認識のあり方から掘り下げてみた。東の勢力からみた駿豆国境地帯は、北条氏の〈向こう側〉の表象に見られるように、〈外なる内部〉であった。現実には統治可能なエリアであるにもかかわらず、システムの外部であることが殊更に意識されたのである。他方西の勢力から見た駿豆国境地帯は、今川氏における周縁性、として要約しうるような、〈内なる外部〉であった。明らかにシステムの内部にありながら統治不能である、というディレンマが、中世後期を通じて繰り返されてきたのである。こうした〈外なる内部〉と〈内なる外部〉の綱引きは慢性化し、戦国期において、国境地帯の〈間

隙)としての裂け目を大きくした。今川氏の弱体化に伴う河東の間隙化の進行は、この地域にまれに見る交通の活性化を促し、ここでは様々な階層の世俗的利欲が交錯し、それを統御する高次の合理性Ⅱ公益性の観念も誕生しつつあった。

しかるに、この間隙化という事態は、ひたすら東方のフロンティア開拓を目指した徳川家康の第三の論理によって、書き換えられることとなった。徳川家康によってもたらされた駿豆国境地帯のブロック化と、画一的な官僚行政の導入は、間隙としての河東の終焉、国境地帯の中世史の閉幕をも意味したのである。

註

- (1) 東島誠『公共圏の歴史的創造——江湖の思想へ』(東京大学出版会、二〇〇〇年) 第二部「王権表象としての結界」所収、初出一九九八年。
- (2) 相田二郎『中世の関所』(吉川弘文館、一九八三年、初版一九四三年)。
- (3) 図1は本郷和人『満濟准后日記』と室町幕府(五味文彦編『日記に中世を読む』吉川弘文館、一九九八年)による。ただし、こうした国境認識は満濟ひとりのものではなく、たとえ同時期の『看聞日記』からも窺うことができる。

(4) 泉頭城築城の経緯に関する、より精密な事実関係については、東島誠執筆『清水町史』資料編Ⅲ(古代・中世)(清水町、一九九九年)一九九・二〇四・二〇五号を参照。なお、以下同書からの引用は、たんに『清水町史』と略記する。

(5) トクラ城築城の経緯に関する、より精密な事実関係については、『清水町史』二一五号解説を参照。

(6) (天正九年)十一月十五日北条氏直書状(二見初右衛門氏所蔵文書、『清水町史』二一九号掲載写真)、『裾野市史』第二巻、資料編古代・中世(裾野市、一九九五年)八八五号。以下『市史』二一八五号と略記。

(7) (天正九年)十一月廿二日武田勝頼書状(上杉家文書、『清水町史』二二二号掲載写真)、『市史』二一八八一号註(8) 而言及。

(8) 永祿十二年卯月廿七日北条家朱印状(秋山文夫氏所蔵文書、『清水町史』一四八号掲載写真)、『市史』二一六五七号。

(9) 天正六年十二月廿日北条家朱印裁許状写(『判物証文写』今川二、『清水町史』一九八号掲載写真)、『市史』二一八四三号。

(10) 元龜二年卯月廿日北条家朱印状写(『判物証文写』今川二、『清水町史』一七五号掲載写真)、『市史』二一七四三三号。

(11) 山中(山室)恭子「中世のなかに生れた『近世』——戦国大名今川氏の場合」(『史学雑誌』八九編六号、一九八〇年)。なお、有光友學「戦国期領主権力の態様と位置——今川領国

葛山氏の場合」(有光編『戦国期権力と地域社会』吉川弘文館、一九八六年)も指摘するとおり、山室が北条氏型検地の葛山氏検地を今川氏の事例として数えている点については、修正の必要があるろう。

(12) 天文廿年九月廿一日今川義元判物(定輪寺所蔵文書、『市史』二一五〇四号)が駿東郡の初見である。

(13) 天文六年三月七日北条氏綱書状(相承院文書、『市史』二一四四六号)、および『快元僧都記』天文六年三月四日条(『裾野市史研究』一二号、二〇〇〇年、『資料編』古代・中世補遺)補二九号。以下、『市史研究』補二九号と略記参照。

(14) 図2は東島誠「関・渡・宿の展開」(『裾野市史』第八巻、通史編I、裾野市、二〇〇〇年)二四三頁の図表2-22による。

(15) 東島誠「内乱の時代と大森・葛山氏」(『裾野市史』第八巻、通史編I)一三九-一四〇頁。

(16) 表1は前掲註(15) 拙稿一四六頁の図表2-5による。

(17) 表2は前掲註(15) 拙稿一四九頁の図表2-7による。

(18) (年未詳、花押型により応永六-九年)五月三日関東公方足利満兼書状(円覚寺所蔵文書、『市史』二二七六号掲載写真)。

(19) (永享六年)八月十九日室町幕府管領細川持之奉書写(足利將軍御内書并奉書留、『清水町史』八六号掲載写真)。家永遵嗣『室町幕府將軍権力の研究』(東京大学日本史学研究室、

一九九六年)三三六頁の所説などにより、『市史』二一三二六号に永享十年と推定して掲載したが、正しくは永享六年である。『清水町史』八六号解説参照。

(20) 『満濟准后日記』永享六年七月廿日・廿二日条。

(21) 図3は有光友學「駿河国駿東郡と葛山氏」(『武田氏研究』二二号、二〇〇〇年)による。

(22) 図4は東島誠「租税公共観の前提——勸進の脱呪術化」(前掲註(1) 拙著所収)八〇頁による。

(23) 「山東」地域の比定については、『清水町史』四八七頁コラムを参照。

(24) 天正四年三月十七日徳川家康判物(光西寺所蔵松井文書、『清水町史』一九四号掲載写真)、『市史』、『市史研究』未収。

(25) 天正十一年二月十八日徳川家康判物(光西寺所蔵松井文書、『清水町史』二三五号掲載写真)、『市史』二一九〇五号。

(26) 表3は前掲註(22) 拙稿七八頁による。

(27) 表4は前掲註(22) 拙稿七九頁による。

(28) 図5は前掲註(22) 拙稿九一頁による。初出は前掲『清水町史』六七〇頁。

(29) 弘治三年十一月十一日今川義元朱印状(宮崎善旦氏所蔵文書、『清水町史』一一九号掲載写真)、『市史』二一五四六号。

(30) 永祿四年八月廿三日今川氏真朱印状(富知六所浅間神社所蔵文書、『清水町史』二二九号掲載写真)、『市史』二一五七二号。

(31) 永禄十年霜月五日葛山氏元朱印状（矢部さち子氏所蔵文書『市史』二一六二一号掲載写真）。

子氏所蔵文書、『清水町史』二四二号掲載写真。『市史研究』補七二号。

(32) 元龜三年八月廿一日土屋昌統書状写（『駿河志料』九十三、沼津駅家文書、『清水町史』一八四号掲載写真）。『市史』二一七七八号。

（ひがしじま・まこと 東京大学史料編纂所研究機関研究員）

(33) 図6は『清水町史』一八二号（高田國生氏所蔵文書）掲載地図による。

(34) 『家忠日記』天正十七年二月五日条（『清水町史』二四八号掲載写真）。『市史』二一九三七号。

(35) 『武徳編年集成』天正十年八月十二日・十四日条（『清水町史』二三三三号掲載写真）。なお、北条氏の徳倉城は、笠原新六郎の裏切りで武田氏の手に渡つてのち、天正十年二月に北条氏によって攻め落とされ、廃城となつた。その半年後の八月に徳川氏が新たに築造した「得倉」城についての確実な所見としては、翌天正十一年のものだと推定される九月一日本多重次書状写（角屋文書、『市史研究』補六九号）がある。

(36) 天正十一年十月廿三日牧野康成黒印状（矢部さち子氏所蔵文書、『清水町史』二四〇号掲載写真）。『市史研究』補七一号。

(37) 天正十一年十月廿四日松平（松井）康次黒印状（矢部さち子氏所蔵文書、『清水町史』二四一号掲載写真）。『市史』二一九一四号。

(38) 天正十一年十一月廿六日松平（竹谷）清宗判物（矢部さち

富士山信仰における須山口の位置

菊池邦彦

目次

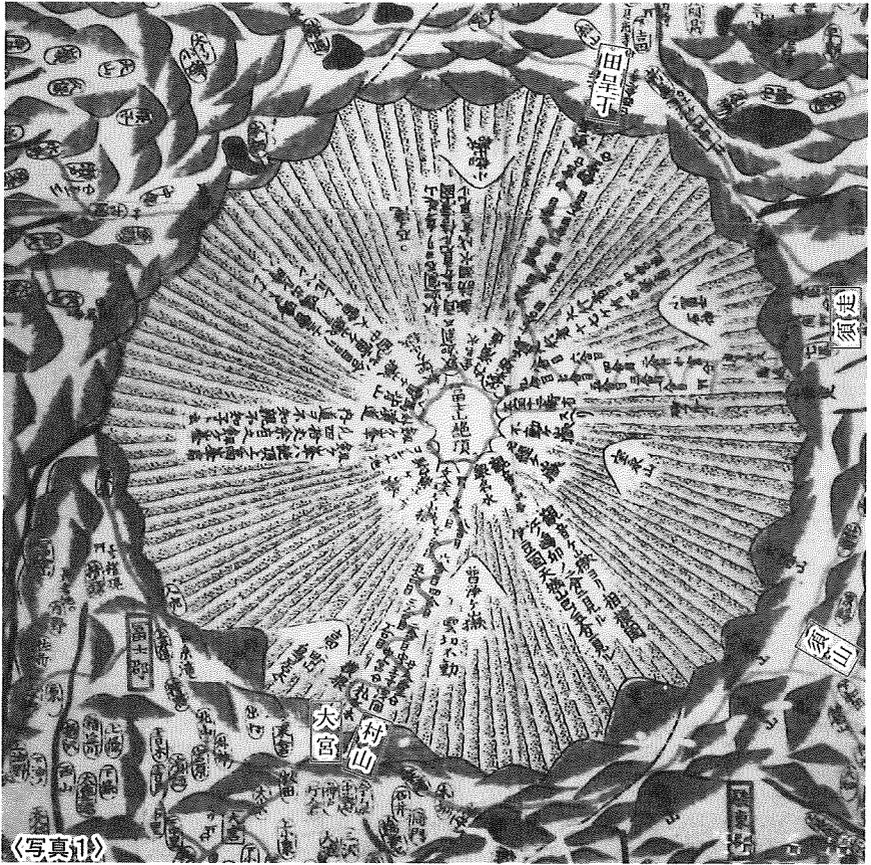
はじめに

- 一 須山口の始まり
- 二 御師という職分
- 三 近世の須山村
- 四 須山口登山道
- 五 須山口の記録と図像
- 六 庚申塔と御縁年
- 七 須山村の宿帳
- 八 富士峰と須山口
- 九 須山口の終末と再生
—おわりにかえて—

はじめに

近世後期に出版された『富士見十三州輿地全図』¹⁾は、同時代に出版された富士山関連絵図の中でも、比較的ポピュラーな絵図で、書籍などにもよく取り上げられている。それは富士山を中心に、富士を眺めることの出来る十三の国々を取り上げて、中心となる富士登山ルート²⁾を地名入りで紹介している所に特色がある。その画面は大きく、現在裾野市立富士山資料館に展示されているものを実測すると、縦一五六センチ・横一七六センチと、実に立派である。

しかし、その図を細部にわたって検討すると、奇妙なことに気がつく。それは、富士山周辺の登山口の内、この図に描かれているのは、北の吉田口、東の須走口、南の村山口のみであることである。そこには、吉田口からの曲がりくねった登山道が八合目で須走口からの登山道と合流して



いることや、須走口に向かって真っ直ぐに下りる「砂フルイ」と呼ばれる直降下ルート、また村山口からの途中には「女人堂」も描かれ、須山口の頂上にあるはずの銀銘水が村山口の「富士絶頂」の入口になっている。北の川口（口）や南の大宮口のように、近世には導者の通過点として、登山口としての役割が低下するとされる場所もあるが、先の三つの口に互して活動していた須山口が、何故かこの図から抜け落ちていたのである。よく見ると、須山は川口や大宮と同じく地名としては記載されている。しかし、奇妙なことに登山口としては扱われず、各合目や道の表示もないのである。

周知のように、富士山の登山口は、近世においては六口といわれ、須山口は南口または東口と称された。そこには駿河国駿東郡須山村（現在静岡県裾野市須山地区）が信仰登山口集落として所在し、近世後期には神主一（渡辺家・祝一（渡辺家）・御師十一（土屋家・杉山家）が存

在^②していた。

また、確かに須山口は一七〇七（宝永四）年の富士山噴火の影響を最もひどくうけ、登山道がしばらく廃絶に近い状態になっていたともいわれる。しかし、それも一七八〇（安永九）年には回復したことが、ライバルである須走口の史料から確認されている。③当然、この「富士見十三州輿地全図」が出版された一八四三（天保十四）年には、須山口は復活しており、富士山登拝を行う導者も数多く須山口を訪れていたはずである。

本稿は、何故「富士見十三州輿地全図」において須山口が描かれなかったのか、という疑問に直接答えるものではない。しかし、近世における須山口の情況やそこを通過して行った人々の事例をいくつか紹介することによって、富士山信仰登山における須山口の位置を再確認しておきたいのである。

一 須山口の始まり

今から五百年ほど前の一四八三（文明十八）年十月、京都から東国に下った一人の僧侶が現在の静岡県裾野市や沼津市のあたりを逍遙し、いくつかの歌を詠んだことがその旅行記『廻国雜記』に記録されている。④彼の名は道興法親

王、道興准后ともいい京都聖護院の門跡である。その中に、次のような一節がある。

（あしたか山をながめ、かつら山を越えて）「すはま口といふ所より富士のふもとに至りて、雪をかき分て、よそにみし富士の白雪けふ分ぬ 心のミちを神にまかせて」という歌を詠んだというのである。ここで注目されるのは、須山（「すはま」と表記されているが、現在の須山であることはまず間違いないであろう）の地名が見えること、しかもその地名に口という文字が付いていることである。これは、もうすでにこの頃には須山が古くからの富士山登山道の登り口の一つであったことを示す貴重な証拠である。須山は深山とも呼ばれるが、その言葉は早くも『吾妻鏡』の一九（建保七）承久元）年二月十五日の条に、「阿野時元が多くの軍勢を率い、深山に城郭を構えた」と見えており、この「深山」が特定の地名をさすとすれば、その集落の形成は道興の時代から少なくともさらに三百年ほどはさかのぼるものと思われる。

裾野市内からは間近に仰ぎ見る霊峰富士は、多くの人々がその姿を愛し、富士見という地名が思いがけない遠方に広く分布することから、遠くからもその姿が臨まれていたことがわかる。このような富士の姿は、古くから霊山としての信仰を生み、遠望するだけでなく、頂上をきわめるこ

とが修行となり、信仰の証となった。先に見たように中世には既にその登り口が確立しており、道興の歌に神という言葉が含まれていることも示唆的である。近世にはいると富士講の発展もあつて益々その信仰の裾野は拡がった。まさに三国一の山富士山が誕生したのである。

その近世における登山道の登り口を北側からあげると、次のようである。北口・南口などの名称は様々に使われている。駿河からの登山口を総称して南口・表口、甲斐からの登山口を北口・裏口と称する場合もあれば、より細かく東口・南口・北口と区別する場合もある。下は御師や坊の数である。年代により変化しており、ここでは一例として示した(〈図表1〉参照)。

川口 甲斐国都留郡川口村(山梨県南都留郡河口湖町)

北口・裏口 御師一二八

吉田口 甲斐国都留郡上吉田村(山梨県富士吉田市)

北口・裏口 御師八六

須走口 駿河国駿東郡須走村(静岡県駿東郡小山町)

東口・表口 御師十七

須山口 駿河国駿東郡須山村(静岡県裾野市須山)

南口・表口・東口 御師十二

村山口 駿河国富士郡村山村(静岡県富士宮市)

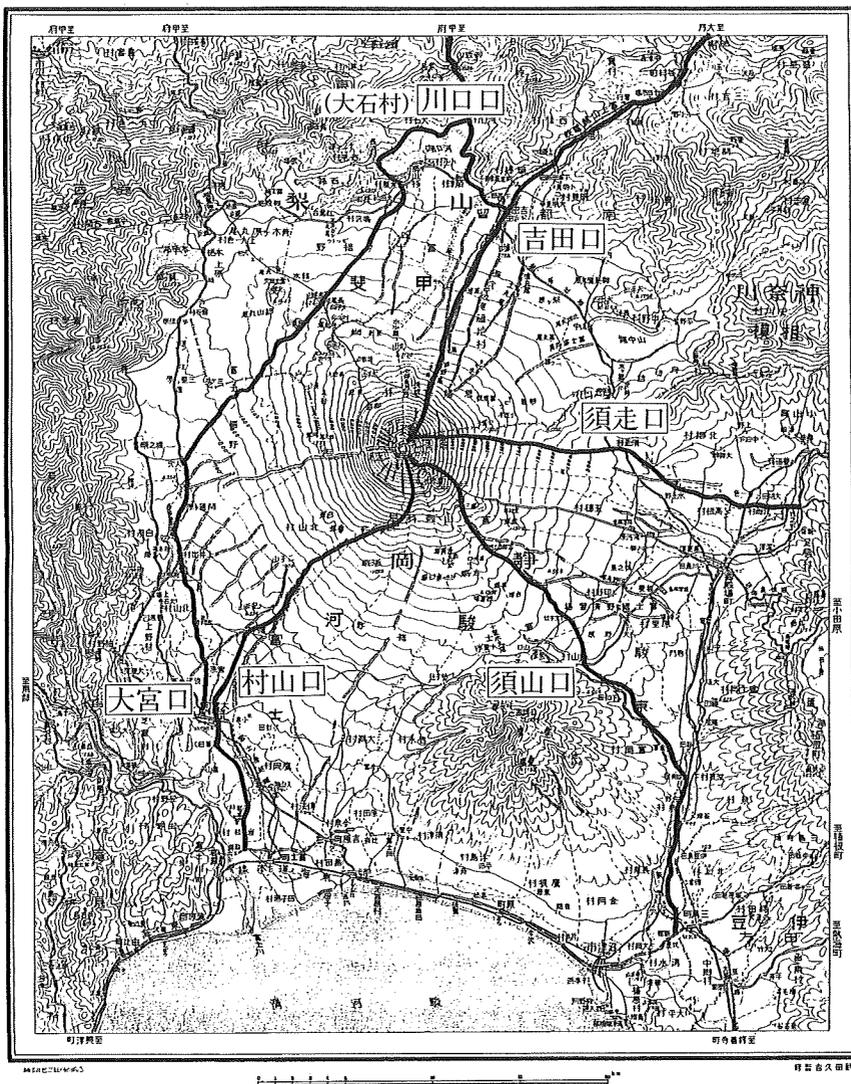
南口・表口・西口 尊者坊 三

大宮口 駿河国富士郡大宮村(静岡県富士宮市)

南口・表口・西口 尊者坊 六

これらの登山道は、禪定(ぜんじょう)道とも言い、長い歴史的経過の中から形成されたと考えられ、それぞれの特色と共通点も持っている。川口口は、甲府から御坂峠を越えて来る古い登山口で、湖畔の船津から御胎内をくぐつて小御嶽に至り吉田口の五合目に合流する登山道を有していたというが、いつの頃からか廃れて、船津から吉田口に合流するようになった。吉田口は近世富士参詣の最も盛んな登山口で、特に富士講の講社の組織化に成功した影響は大きい。東にあたる須走口は、宝永の噴火により一時壊滅的な打撃をうけたが、その火山灰の上に新たな町並みを形成し、信仰登山口集落として再生した。このため耕地はほとんど存在しない。一七七六(安永五)年の須山村の願書では、「須走村之義者富士山参詣之助成而已ニ而渡世送り候村方ニ御座候」と評している⁶⁾。現在の富士宮市に所在する村山口は、富士修験の拠点として中世以来繁栄したが、登山道が險阻であることから敬遠され、近世中期以降衰退した。これらの中で、大宮口は『延喜式』神名帳に載る古社、富士山本宮浅間神社を有し、富士山の八合目よりも上の権利を主張するなど、表口として富士登山口第一の格式を有する。しかし、その地理的位置は登山道が結局村山口に合流

図表1 富士山登山道と登山口



するため、大宮に寄らずに直接村山口に参詣する導者もあり、近世初頭には代官井出志摩守が直接村山口に行かぬよう大宮への参拝を促す禁制を出している。この富士宮口登山道の特徴は、一方が村山口方面と合流するとともに、他方は甲斐国に伸びていることである。これは、大宮の神主は富士登拜にあたりいったん甲斐国都留郡大石村（山梨県南都留郡河口湖町大石）の山名主宅に立ち寄り、そこで精進潔斎を行って後、富士山に向かうことになっていたのである。

二 御師という職分

一方、各登山口の共通点の一つは、登山道の登り口に信仰登山口集落が形成され、そこに御師と呼ばれる職分が成立したことである。御師とは「御持師」の略語とも言われるが（『広辞苑』）、富士山信仰に限らず、伊勢神宮、大山阿夫利神社など古来の信仰を各地域に広め、在地の人々を特定の信仰に組織する役割を担う宗教者である。彼らは導者（一般には「道者」と表記されるが、少なくとも富士山信仰に関する近世史料にはほとんど「導者」と書かれているので、ここでは「導者」と記す）と呼ばれる参詣者を組織し、自己の属する宗教的聖地に誘う働きをした。

その御師の数を見てみると、年代により各村とも変動があるが、川口村が圧倒的に多く、一六〇五（慶長十）年段階の十二坊から一八一〇（文化七）年には一八八人となっており、一説には一四〇人ともいう。上吉田村の御師は、一八一四（文化十二）年に八六、明治初年の「地券一筆限帳」には一〇一家の記名があるという。この帳簿については、御師は七八戸ともいう。須走村では一七四九（寛延二年）に新たに五人の導者宿経営者を御師仲間に入れ、合計十七人に固定することを約しており、以後この数が維持された。須走村の者は、また富士山頂薬師嶽に十数軒の石室を所有していた。村山郷の戸数の変動は著しい。『駿河国新風土記』（一八二七・文政十年）によれば、二百年ほど前（寛永年間）六百戸ほどであったが、六、七十年前（宝暦・明和年間）は七十戸ほどになり、現在（文政十年）は三坊以外に山伏三・神主一・民戸二のみとなってしまったという。その中心は池西坊・辻之坊・大鏡坊の三坊であった。大宮口の導者坊は中世には三十ほどあったというが、近世には統合がはかられて六坊となり、やがては五坊に減少したという。

これに対し、須山村には知られる限り近世を通し十二家（人）の御師が存在した。御師の数については、安永訴訟（後述）の一連の文書中に、十二軒・十三軒・神主一人・

御師十二軒」と出てくるが、その違いは次の内訳にある神主一人・祝一人・御師十一人を、どのように分類するかによるものと思われる。祝を御師に入れれば十二人、神主を入れると十三人となる。一八四五（弘化二）年も同様に神主・祝各一人、御師十一人である。ただし、名義だけの御師もあつたようで、実際に活動していた数はかなり少なく、数人程度であつたとも思われる場合がある。

『駿河志料』（二八六一年＝文久元年成立）には、次の記載がある。

〔神官〕神主渡邊 対 馬 祝 渡邊 隼 人

〔御師〕 土屋 平太夫（八太夫） 同（土屋）伊太夫

同（土屋）久太夫 同（土屋）仙太夫

同（土屋）半太夫 同（土屋）新井坊

（新井太夫）

杉山 大宮坊（健太夫） 同（杉山）幸太夫

同（杉山）長太夫 同（杉山）三郎太夫

同（渡邊）善太夫

巫女 二員

神主・祝は渡邊姓、御師は土屋姓・杉山姓である。最後の善太夫は『駿河史料』では杉山姓のように記すが、一八四五（弘化二）年の史料では渡邊姓で、近年の聞き取り調査でもこちらの方が正しいようである。祝（ほおり）は祝

部とも書かれ、神主を補佐する存在として神官に分類されているが、渡邊隼人の名義は当初御師株として認識され、一七八八（天明八年）年に売買されている。この証文には、「永代売渡申富士山御師株名前之事」という題が付けられているが、これはちょうど天明飢饉の時期である。それによると旦那場は深良村・御宿村・久根村・公文名村・茶畑村（以上裾野市）・伊豆佐野村（三島市）の六か村で、これを購入したのが名主の惣治郎（惣次郎とも表記）である。また、別の史料では、その活動範囲を伊豆・駿河（特に御厨地域）としている。

惣治郎は一七七六（安永五）年の願書には百姓代としてあらわれるが、四年後の安永九年には名主となって須山口の「富士導者道筋」の普請願い、郡境裁許絵図の扱いなどの案件に取り組んでいる。このような惣治郎の活躍は、それまでの名主の既得權益（炭焼きと導者宿の独占など）の惣百姓への配分と、村政・村財政の開示を求める惣百姓側の要求を背景とした須山村内部の村落構造の変化の反映でもある。須山村における名主家はまた、村内では群を抜いた経済力を有し、富士導者の誘引についても積極的に活動したと思われる。

この中に巫女（みこ）二名が書き上げられているのも注目される。これは、一八〇六（文化三）年に京都吉田家か

図表2 須山口神主・御師諸家と京都吉田家神道裁許状

No.	年月日	西暦	内容	宛名(職分)	発給者
1	寛政8. 2. 14	1796	神道裁許状	渡辺隼人祐(御師)	神祇管領長上従二位下朝臣
2	"	"	六根清浄太稜	源 正 直	神道管領
3	文化3. 11. 18	1806	神子神道裁許状	朝 比(神子)	神祇管領長上従二位下朝臣
4	文化10. 4. 11	1813	神道裁許状	渡辺対馬正(神主)	神祇管領長上従二位下朝臣
5	"	"	"	土屋仙太夫(御師)	神祇管領
6	文化10. 4.	"	祝号許可	渡辺隼人祐(御師)	神祇管領長上家公文所
7	"	"	浅沓許可	渡辺隼人祐(御師)	神祇管領長上家公文所
8	文化14. 正.	1817	四組木綿手纏懸用状	藤原由成(御師)	神祇管領長上家公文所
9	"	"	"	藤原等英(御師)	神祇管領長上家公文所
10	"	"	"	藤原金重(御師)	神祇管領長上家公文所
11	文化14. 正. 15	"	六根清浄太稜	藤原由成(御師)	神道管領
12	"	"	参詣次第	"	神道管領
13	"	"	中臣稜	"	神道管領長上卜部朝臣
14	文政2. 2. 5	1819	"	源 真 文(祝)	神道管領長上卜部朝臣
15	"	"	神道裁許状	"	神祇管領長上侍従下朝臣
16	弘化2. 11.	1845	太々神楽執行許可状	神主渡辺対馬他	神祇管領長上家公文所
17	弘化2. 11. 10	"	四組木綿手纏懸用状	藤原安達(御師)	神祇管領
18	"	"	"	藤原惟成(御師)	神祇管領
19	"	"	"	藤原直好(御師)	神祇管領
20	"	"	参詣次第	藤原直好(御師)	神道管領
21	"	"	"	藤原惟成(御師)	神祇管領
22	"	"	六根清浄太稜	藤原直好(御師)	神道管領
23	嘉永6. 3. 6	1853	神道裁許状	渡辺隼人介(祝)	神祇管領長上正三位侍従下朝臣
24	"	"	中臣稜	源 千 船(祝)	神道管領長上卜部朝臣
25	文久4. 2.	1864	浅沓許可	渡辺隼人介(祝)	神祇管領長上家公文所

※杉山郁実家(8・11・12・13・20・22)

土屋正彦家(5・18・21)

渡辺篤太郎家(1・2・3・6・7・14・15・16・23・24・25)

富士山資料館保管(4・9・10・17・19)

渡辺隼人祐(介)＝源正直(寛政8年)・源正(文化10年)・
源真文(文政2年)・源千船(嘉永6年)

渡辺対馬正＝源満(文化10年)

土屋仙太夫＝藤原道直(文化10年)・藤原惟成(弘化2年)

杉山幸太夫＝藤原由成(文化14年)

土屋新井坊＝藤原等英(文化14年)

土屋新井太夫＝藤原安達(弘化2年)

杉山長太夫＝藤原金重(文化14年)

ら「神子朝比(朝日)」に対し赤地錦千早舞衣紅切袴の着用と神事神楽を許す神道裁許状が与えられており、この文書が渡邊家に伝わることから、須山浅間神社における神主―祝―巫女という祭祀諸役の整備が行われたものと思われる(〈図表2〉参照)。

このことは、御師の身分の權威付けとも関係している。これは京都の吉田家からの神道裁許状が一七九六(寛政八)年以降発給されていることと共に、一八一―(文化八)年には仙洞御所の岩倉三位から「御膳水一器」が下賜され、富士山上の神水が献上される関係が形成されたことである。寛政八年の神道裁許状については、須走村の方から吉田家に対し須山村の御師には発給しないよう圧力が加えられたが、(〈図表2〉)によれば、寛政八年以降も須山口御師と吉田家の関係は続いている。

三 近世の須山村

ここで、江戸時代の須山村の様子を見ておこう。須山は巢山・珠山・素山・陶山など様々に表記される。また、近世の史料では度々「深山村」(みやまむら)と出てくる。たとえば「元禄郷帳」(「沢山村」のようにもみえる)・「天保郷帳」などはいずれも深山村と記す。延享元年に巡見使に

差し出された絵図にも「駿東郡御厨深山村絵図」とあり、一七七六(安永五)年から九年にかけての訴訟の際幕府に提出された文書もすべて深山村と表記されている。須山と深山の表記の相違については、例外も多いが、これらのことから、「深山村」と記されるのは、全体に公的文書、小田原藩や幕府など領主側に提出される文書の場合が多いようである。本稿では、原則として須山村に表記を統一して記しておく。ちなみに、須山村は一六三二(寛永九)年に駿河大納言徳川忠長が失脚して以降、一七〇八(宝永五)年から一七一六(享保元)年の期間幕領になる以外は、ほとんど小田原藩領であった。

一六八六(貞享三)年の須山村明細帳によると、村高一四九石二斗余、反別二六町四反余はすべて畑方で、その半分は下畠と屋敷である。この数字から見ただけでは、いかにも土地に恵まれない寒村のように見えるが、ここに家数一一一軒(名主二・組頭二・本百姓六四・村足軽三・無田四〇)、人数七〇五人(男三八七・女三二六・出家二)の人々が暮らしていたのである。牛が三〇頭、馬は一二〇頭もある。このことは、単に土地の善し悪しや面積からだけでは計り知れない山村の生活の豊かさを示すものである。その一つは、須山の地が交通の要衝として、東海道吉原宿方面から十里木を経て須走や相州方面への通路をなしていた

ことである。御厨地方には「馬船」という言葉がある。²⁴文字通り荷を付けた馬が船のように荷物を運搬したのである。畑のみの須山村では、これらの牛馬は、農耕用というよりは、運搬の用途に多く使われたであろう。村明細帳には、農間余業として沼津・三嶋、または瀬古・吉原（いずれも富士市）など東海道の宿場への薪の売買があげられている。また、「富士山南方寺（司）」として駿州・豆州からの富士山参詣導者の賄い宿をし、この両国に檀那場を持ち、毎年檀那廻りをしていると出ている。これは先の御師の存在を示すものである。富士山参詣の信仰登山口集落であることは、御師だけでなく一般の村人もその恩恵にあずかっていた。たとえば、時代は下るが、一八〇〇（寛政一二）年の御縁年の四年前にあたる一七九六（寛政八）年五月の「富士山須山口掟取極連判帳」²⁵では、全十一か条にわたって導者案内の心得などが記されている。内容をあげると次のごとくである。

- ① 須山口掟取極（寛政八年五月二八日）
- ② 富士山導者道の繕いと道刈りは、これまで通り怠りなく行う。
- ③ 国元から決まった御師の名前を指名してきた導者を、別の御師の所へ案内してはならない。
- ④ 先達や強力の者が、決められた賃銭の他、「御山祝イ」な

どと称して強請りがましいことをしてはならない。もしこれに違反する者は、御山稼ぎを差し止める。

- ④ 石室・茶屋などで商いをする者は、値段を釣り上げたりせず、諸色の値段はその年の相場とよくよくてらし合わせて決めること。

- ⑤ 御山案内の者は導者を大切にし、山中に「やりはなし」にしたりせず、下山の際は必ず連れ下りること。

- ⑥ 導者を石室に泊める際、他の合目の石室に泊めるなどの最良をしてはならない。

- ⑦ 登山中の導者に万一死者が出た場合は、村中相談して同行の導者に掛け合い、然るべき取り計らいをする。

- ⑧ 駄ヶ馬場の導者駄賃は、先例の通り籤取りとする。

- ⑨ 駄賃稼ぎに出た場合、旅人に対しがさつな行いをせず、特に酒代などをねだったり、馬士仲間喧嘩をしない。もし、奉公人を駄賃稼ぎに出す場合も、よく言い含めること。

- ⑩ 山内の石室については、二合目・四合目・五合目・六合目・八合目の五つの石室は、登山道が開き初めの石室で、その頃は導者数も少なく、損失の多い年も将来のためと山仕舞いまでは導者の用を足してきた。このため、今後繁盛して石室が増えても、この五か所の石室の営業に差し障りが起こらぬよう、新しい石室を作る時には、村方

はもちろん、この五つの石室の小屋主とよく相談をしてから作ること。

⑪夏中は諸人が入山するので、石室や茶屋でばくちの勝負をせぬよう念を入れること。

以上、十一箇条について、下浅間宮の神前で取り決められている。その署名者の連印は百五名で、これに十二名の御師・神主一名と村役人数名を加えれば一村全員に相当する。すなわち、村を挙げて導者の登山に関わって収入を得る体制ができあがっていたのである。それは、御師だけでなく、先達・強力・馬士・茶屋・商品の売買など、富士山をとりまく観光産業が成立していたことを意味している。

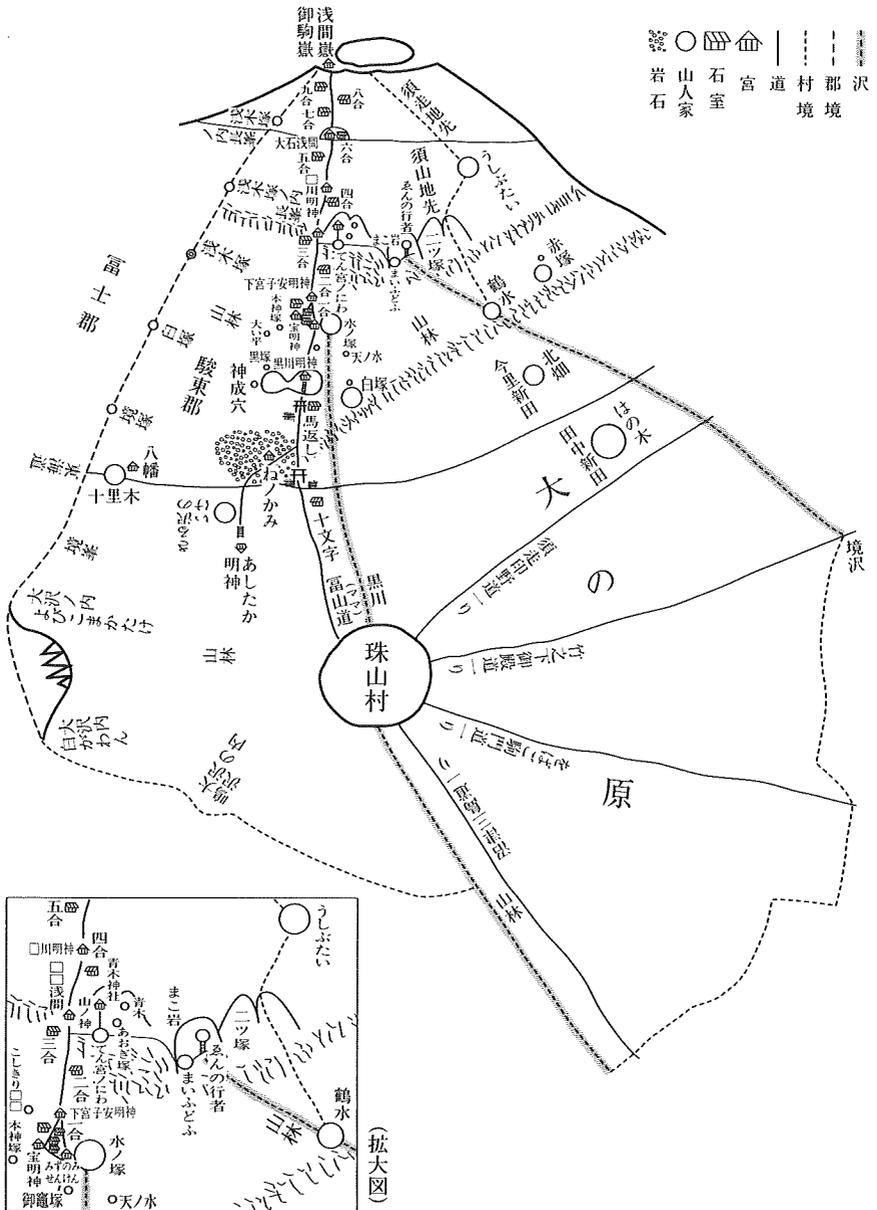
四 須山口登山道

それでは、近世の須山口から富士山に至る道はどのようなルートを通って山頂に至ったのだろうか。富士山をとりまく六つの登山道の内、宝永噴火の被害を最も大きくうけた須山口登山道は、しばらく活動停止状態であったとされる。このため、宝永四年以前の登山道を復元する手がかりは極めて少ないのだが、同年に須山村から幕府の寺社奉行所に提出された宝永山噴火の被害を書き上げた文書には、素描ながら噴火以前の登山道を記した地図が付されていて

貴重である。²⁶ この本文については、日付が宝永四年霜月二十九日で日まで書かれ、差出人が須山村組頭五名、宛先が寺社御奉行所様であることを除けば、他の内容は宝永噴火を記録したという土屋伊太夫の文書とそっくりである。その中に富士登山道の図が朱と墨で描かれ、折り込まれ添えられているのである(図表3)。

図の点線は須山村の境界を示すが、左側(西側)は富士郡と駿東郡の郡境にもなっている。一六六九(寛文九)年富士郡六十七か村と郡境を争った須山村は勝訴し、裁許状と奉行八名の裏印を有する大判の絵図を下された。²⁷ この時の郡境である。須山村の本村は「珠山村」と表記され、図の中央に大きな丸で描かれている。富士参詣の導者は、村内浅間神社頭に参詣・祈願し、社の横から登山道に入つたという。須山村には五本の道が集まっており、標高六百メートルほどに位置するこの村が、交通の要衝であったことを示している。このうち、南の下和田村方面(図では「沼津三島道一り(里)」と表記)から来た道は村を通り抜ける。「富(土欠か)山道」と書かれ、まっすぐ山頂へと向かっている。この道が枝郷十里木(標高約九百メートル)の方から来た道(東海道とあるように、吉原宿に通じる)とぶつかったところが十文字の辻である。ここには大鳥居が建てられ、番小屋のような建物が見える。ここを左に(西に)

図表3 宝永4年噴火以前の須山口富士山登山道



富士山資料館保管

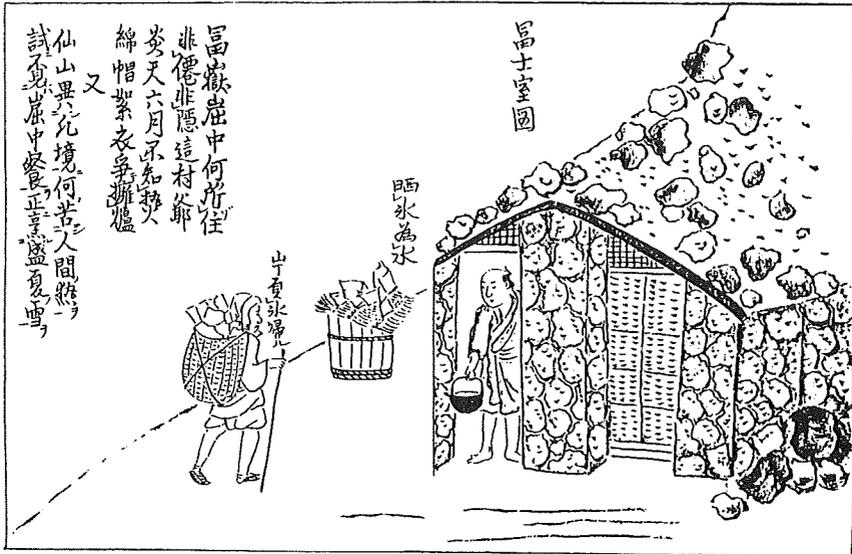
行くと愛鷹明神、鳥居をくぐってすぐ左の岩だらけのガレ場には子ノ神が祀られている。この先の黒川明神・黒塚の手前には二の鳥居があつて、脇の小屋に「馬返し」とあるので、馬背による登山もここまでである。黒川明神の先には水ノ塚があるが、ここは水呑浅間神社のある水場で、水ノ塚から下には沢が続いている。

このすぐ上に一合目の石室があり、頂上に至る九合目まで合計九つある。石室は木の小屋の屋根と三方を大きめの岩石で固めたものである（図表4）。宝永の噴火後はせいぜい五つほどになってしまふが、この頃は各合目に所在した。

また、三合目と六合目には浅間社が見え、六合目を横切るように道が等高線状に走っている。これは「中道廻り」と称する山腹を一周する習俗にともなう通路である。ここを登ると、山頂には宮が赤で描かれ、浅間嶽・御駒嶽とある。

この図からは山頂の様子がわからないので、百年以上後の山頂図ではあるが、『富岳寫眞』（木版、一八四五年）弘化二年刊、後述）を参考にすると、須山口は「須山銚子口」と書かれ、そこに玉井があり、柄杓ですくおうとする人物が描かれている。これが銀明水であろう。いかにも涼しげにのどを潤すという命名である。この富士山上神水は一八〇九（文化六）年以降須山村渡辺隼人祐から京都の仙洞御所や岩倉家などの公家に献上されている。

図表4 富士室図（『富岳雪譜』所収）



しかし、このように整った参詣道は、一七〇七（宝永四）



〈写真2〉 富士山頂上図
手前が須山銚子口、玉井は銀明水と思われる

年十一月の宝永山の噴火により壊滅する。宝永の噴火口が、須山口登山道の途中に出現したため、登山道自体がその区間吹き飛ばされてしまったのである。諸登山道の中で宝永の噴火の被害を一番受けたのが須山口登山道であったといえよう。登山道は、その後何度か復興がはかられたようである。噴火後の一七四四（延享元）年の村絵図では、宝永山の裾のあたりに導者道と書かれ、そこから山頂手前にかけて五つの石室が描かれている。これは、寛政年間の「須山口掟取極連判帳」にいう二・四・五・六・八合目の五か所の石室であると思われる。しかし、噴火以前のような完備した登山道は、しばらく復興を見ることはなかった。

五 須山口の記録と図像

さて、このような須山口のルートを、導者たちは実際どのように登って富士山頂に至ったのであろうか。近世にはいくつかの旅行記が記録され、その記述から地元の村方史料には残らない須山口の情景が描かれている。次に、筆者の目に入った近世の刊行物に見られる須山口の様子を二、三紹介しておこう。

1 野田成亮『日本九峰修行日記』²⁰

日向（宮崎県）佐土原の当山派修験野田泉光院が、廻国

中須山口から富士山に登った記録である。

一八一七（文化一四）年六月十三日、伊豆修善寺から三島明神などに納経し、須走口から富士山（不二山とも表記）に登るつもりで伊豆島田村（裾野市）にさしかかった泉光院は、先達てから顔見知りの雲州（島根県）の武平という者に呼び止められ、「巢山口」（須山口）からの登山を勧められ、伊豆島田村の藤蔵宅に二泊して、十五日辰の上刻（午前七時頃）須山口から登り始めた。

須山村から三里の所に丹生明神の宮があり、ここが一合目で、ここからが富士の内とされ、富士禪定の者を改める場所である。山役として一人三二文徴収されるが、廻国者は免除されたという。このあたりは不二松が生えているが、そこから二十丁ほど登った二合目からは砂ばかりの山となり、二合目から八合目まではそれぞれに「室戸」と称する「穴」がある。これは、石垣の上に天井をつけて砂をかけた岩穴のようにしたもので、広さは一五、六枚敷くらいあり、六月朔日から七月二十九日まで番人を一人ずつ置いて登山者の休息所としている。飯・餅・酒・茶などを供す。泉光院たちは五合目まで登ったが、あまりにも寒風激しく、昼過ぎに五合目室戸に宿している。

翌十六日も晴天で、朝日は眼下に出るように見える。これまで砂ばかりであったが、七合目から小石が少しあり、

八合目から上は大石混じりではなはだ險阻である。昼時にようやく「銚子口」に着く。ここにも室戸があり、手洗水が湧いている（銀銘水と思われる）。廻りが六尺、深さ八、九寸ほど。それから泉光院は「御鉢廻り」をして諸所に納経をし、再び初めの銚子口の室戸で休憩した。

下りは、先の登山道の少し脇を一気に下った。一足に九尺（三メートル近く）ほども下った。草鞋は新しいものを二枚重ね履きにして下ったが、それでも二合目で見ると皆切れていた。登りは一日だが下りは半時であった。

それから宝永山を見学して、須山村に着いたのは夜になっていた。一夜の宿を乞うと、即座に一宿が許された。

泉光院は、帰路再び伊豆島田の藤蔵方で休み、十九日に東海道に出ている。

この記録は修験者泉光院のものであるところが貴重である。当初、須走口に向かうつもりが、顔見知りの雲州の者が須山口を知っており、泉光院もここから登ることとなった。一合目の丹生明神の宮に山役銭を徴収する役所が設けられており、三二文の徴収がある。また、下りは須走と同様に一気に山を下っている。寛政の頃の室は五つであったが、一八一七（文化十四）年段階では各合目に設けられている。

十六日の条に記された「見下せは三千世界丸裸か」とい

う句が印象的である。

2 作者未詳『五山駅程見聞雜記』

一八三八（天保九）年七月に江戸をたつて遠州掛川に赴き、江戸に戻るまでの記録。途中の富士登山の様子が挿し絵豊富に描かれている。

三嶋明神に参詣し、それより富士山に向かう。中程に右に「甲州街道」がある。佐野村（裾野市）で一泊。七月十八日につま先登りで須山村に向かう。

須山村では、神職土屋平太夫家の表門より玄関に至ると、近くの神職が神楽を奏する太鼓が聞こえる。理由を聞くと、参詣人が当村に入ってきた際、神職一統に知らせるための太鼓であるという。程なく五、六人が帳面を持参して「参詣の御方ハ何国の何某」と訪ねるので、「東都の某」と答えると、帳面を繰り返し見て、「此方に参詣の例なし」とて皆帰ってしまった。

そこで土屋家では、「問合の事済ぬれば我家の客なり」といつて座敷へ通し、「神酒頂戴」と称して吸い物・硯ふた・取り肴などを出し、本膳まで取り揃えてある。ただし、皆精進料理である。珍しいのは山梨と違って、南天の実のようなものを三杯酢に漬けたものが出た。富士山に生ずるものであるという。

案内者を強力と呼ぶ。神職の定書を見ると、

覚

一 御山役 六十文

一 強力 四百文

一 一拾一ツ 百文

一 一綿入一ツ 百文

一 御清め 十五文

右、当所定二御座候、已上

六月 富士山年行事

と書いてあった。このうち綿入れを借りる。白い綿入れである。ここから富士山一合目まで三里である。

十文字・馬返し、これは上方口と違って三か所の内の難所である。

一合目は小室という山の入口で、小さな番屋に役人がいる。丹生大明神の宮もある。御師の平太夫からの書付をこの番人に渡すと、手形が引替に渡され、その木戸が開けられて登山できる。まず岩穴に入る。これを胎内潜りという。二合目あたりまでは小さな草木があり、三合目は少し小山に登るようなもの。四合目より上は禿げ山で折々大小の巖がある。薄黒い小石混じりの山を「千鳥あゆみ」に登る。五合目辺は少しの風も人の妨げとなり登りがたい。五合目で日が暮れたので、室の番屋に泊まる。糶の室のような所で、屋根に石を並べ、大風にも崩れない用心をしてい

る。四、五十人くらいは宿泊している。水は雪を溶かし、飯を炊き、みそ汁を参詣人に出す。一夜を明かしたが、「只恐しき事、言葉に尽しがたし」。

朝日の昇るのを拝み、六合目あたりは九月頃の季節、七合目から八合目は霜月頃、九合目以上は極寒の如し。ただし、寒暖は少しの間に変わるもので、しかと定め難し。次第に路は急になり、巖石に取付き登る。頂上の上り口に半鐘がある。叩いてみると音声発し難し。一山中の住居の人は皆山麓の村々より人夫に雇われ、それぞれ株のようになっていて、「当年は何番室何程と入札にて代金定るよし」。参詣人の善悪によって登山が叶わずというけれど、大方の人は高山に慣れずに自然と気分が悪くなるものである。

頂上で巡拝し、山より少し離れて宝永山が見える。これは宝永年中に焼け出たものでこの名がある。元の道にかかり、金剛水といって一尺四方の穴がある。貝杓子で水を汲み出す。頂上ではこの水を食用に使う。諸所に道造りの働化人がいる。参詣人を見つけると、室から出て来て賽銭をねだる。たまたま施さない人がいると、悪口を言いかける。「斯る清浄の御山に居てさへかかるわざをとてわらひぬ。八合目より二合目迄は大わらんじをはき下り下る事車の如し。奇々妙々にして足の留まる処なし」。元の道にかかり、強力を帰し、これより東海道をさして行く。夕方になった

ので、十里木村に一宿する。

この記録では、須山の集落に導者が入った場合、合図に太鼓が打たれて各御師が集まり、各自の宿泊帳に該当する人物であるかどうかチェックされる。該当しなければ導者の入った御師家が世話をするシステムである。本膳まで取り揃えた精進料理が出され、各種料金表も掲示されていた。山の入口で御師家の書付を渡すと、手形が引替で渡されるなど、入山にあたっての制度がよく分かる。

3 和久田寅『富岳雪譜』

一八〇三（享和三）年、和久田寅が友人二人と須山口から登山し、須走を下り、小田原を経て江戸に帰るまでの記録。行程は吉原宿から十里木を經、陶山（＝須山）から登山する。行程の叙述はきわめて詳細である。若干の挿絵がある（図表4）。

4 『富岳寫眞』〈写真2〉

一八四五（弘化二）年刊。1〜3が旅行記であったのに対し、本史料は「写真」とあるように絵画が中心である。吉原宿から須山村を經て富士山に登山した際の経験を元に作成されたと思われる。このため、吉原から十里木に至る見取り図や、「十里木村人水戴頂之図」・「須山村童子請銭於参詣之人図」・「一合目夜中木立之図」・「須山口到絶頂之図」など、須山村を中心とした富士登山の紹介となっている。

絵も美しく彩色されている。

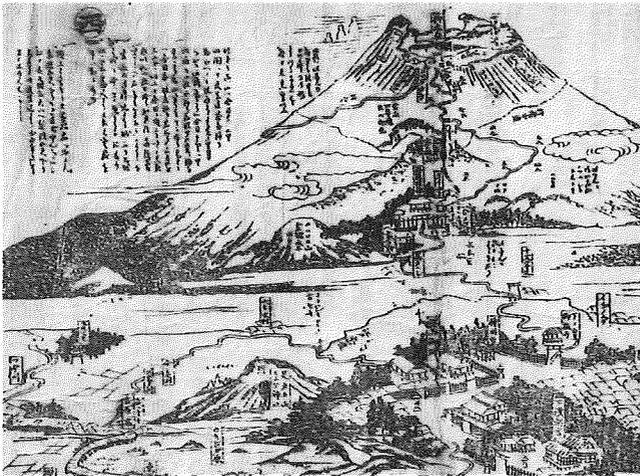
5 作者未詳『富士山須山口略絵図』（富士市立博物館所蔵）

近世には、各信仰登山口集落は導者を誘うために様々な工夫を行った。特に御縁年の際は、次節に述べるように、交通の要衝に建て札を建てるとともに、木版の引き札を出している。客引き競争ではどちらかというとおとなしい須山口も、この『富士山須山口略絵図』の存在から、引き札を出していたことが確認される。須山村のものとしては、今のところ唯一の引き札である。残念ながら年代は未詳である。

刷りがあまり良くないので細部については後考を俟つが、上部から富士山・須山の集落・東海道の宿駅という三段の構成である。中央の須山の集落は、下浅間宮を中心に背後の家並みが密集しており、それに向かい合うように御師の家が立派に描かれている。ここから十文字辻・馬返し・弁当場を経て富士山に登拝するのであるが、山の入口の丹生明神には関所のような柵があり、御胎内も見える。背後の宝永山を東側にぐるっと回るような形で登山道は頂上を目指している。頂上は本座とされ、向かって左側には、三人の菩薩のような人物が描かれている。目を一番手前に描かれた三嶋・沼津などの東海道の宿駅に転ずると、そこからは、二本松・石脇・千福・御宿・今里・下和田を通過して須

山に至るルートが記されている。東海道から多くの導者を誘引しようとする、須山御師達の願の現れであろう。この他、西の吉原宿からも十里木を通過して須山に至るルートが描かれている。

このような富士山南側の富士登山案内図については、荻



〈写真3〉 富士山須山口略絵図（富士市立博物館所蔵）
中央に下浅間宮と須山御師の屋敷が描かれている。
須山口登山道の存在を宣伝するための印刷物

野裕子の研究によると村山修験が深く関わっていたといわれるが、須山村側でもそれへの対抗上、案内絵図の作成が行われたものと思われる。

六 庚申塔と御縁年

1 庚申縁年と導者

富士山はいつ頃出現したのだろうか。昔の人々は神々しくそびえる富士山に、このような素朴な疑問を持ち、その答えを神武以来六代とされる孝安天皇治世の申歳（庚申年）と考えた³⁶。実際の庚申御縁年の思想がいつ頃形成されたのかは今後厳密に説明される必要があるが、六十年に一度めぐってくる庚申の年は富士山の御縁年として参詣する人々に特ににぎわい、地元の信仰登山口集落も活況を呈した。この庚申の年を契機に、富士登山者（導者）は急増するのである。

近世の富士山信仰では、一六二〇（元和六）年・一六八〇（延宝八）年・一七四〇（元文五）年・一八〇〇（寛政十二）年・一八六〇（万延元）年が御縁年にあたる。また、六十年は長いので、その間の申年を「間の申」と称し、一七一六（享保元）年など縁年に準ずるものとして導者の増加が期待された。これ以外に近世には「丑の御縁年」もあつ

たという³⁶。なお、この庚申縁年は近代に入っても意識されたことは言うまでもない。

これをさらに六十年ないし一二〇年さかのぼると、一五六〇（永禄三）年・一五〇〇（明応九）年に至る。後者については、『勝山記』の明応九年の庚申年の項に「此年六月、富士へ道者参ル事無限、関東乱ニヨリ須走へ皆々道者付也」とあるのが有名である。この一節については、戦乱によって北口に赴くべき道者が、東口にあたる須走口に集中したとする説に対し、「付く」を接尾語的にとらえて「兵乱によってにわかには富士道者となるものが増えた」という解釈もあるが、庚申縁年を考慮すれば、「道者」の登拝は当然で、それが兵乱によって北口から東口の須走方面に変更されたと解するのが自然ではなからうか。

必ずしも富士道者と確定できないが、その後一五二五（大永五）年には、葛山氏堯が御厨領内を通過する「三山道者」に対し、新道を通らずに二岡神社前（御殿場市）を通るよう指示し、その二年後の一五二七（大永七）年には同じ二岡神社に「道者関一所」（の権益）を寄進している。このような道者関については、一五六三（永禄六）年三月、永禄七年五月、永禄八年四月にも関連記事が見られる。また、永禄十一年の文書には、「道者問屋」なる言葉もある³⁹。

この他、御縁年だけでなく、むしろそれ以外の例が圧倒

的に多いのであるが、甲州側で調査された造仏年の一覧には、一四四〇（永享一二）年・一五六〇（永祿三）年の縁年に作成された仏像が含まれていることは偶然ではないであろう。

2 近世の御縁年

① 延宝八年の御縁年

初めの元和六年は近世初頭で史料に恵まれないが、次の一六八〇（延宝八）年の縁年については、いくつかの史料が残っている。須山村ではこの御縁年にあたり、当時の領主稲葉家小田原藩から営業元手金とでもいうべき「導者賄米」二十俵と「富士導者賄之支度」八両を借用し、同年七月・八月に代金返済がなされた際の受取状写がある。七分には「金一割半之勘定」（十五パーセントの利子・金二分と銀六匁）を付けた返済も行われている。この返済金受取証文は三木半右衛門・大嶋傳右衛門という小田原藩の役人と思われる人物によつて須山村名主に充て出されているが、いずれも七月二十七日・八月六日という時期に返済されていることに注目したい。これは六月朔日の山開きをうけ、その後の二か月間の活動による収入が返済に充てられていると考えられるからである。たとえば金八両の富士導者賄支度の元金も、二月から七月までの六か月分の利子を合わせ、元利とも七月二十七日に返済されているのである。

② 宝永の噴火と登山道の復興

ところが、一七〇七（宝永四）年十一月の宝永山の噴火は、須山村をはじめ信仰登山口集落に大きな影響を与えた。その被害は富士山東部におびただしい降灰をもたらし、須走村では耕地や集落が壊滅的打撃をうけた。しかし、これを契機に須走村では信仰登山口集落としての性格を強め、登山道も凸凹が灰に埋まって歩きやすくなるなど、災い転じて有利に事が運ばれたのである。

けれども須山口については、降灰や噴石で登山道や石室が埋まるとともに、宝永山の火口が登山道上に出現したため、登山道自体が壊滅的な打撃をうけた。その被害は六つの登山道の中で随一であった。以後しばらく須山口にとつては冬の時代が続く。

この間、一七四〇（元文五）年の御縁年があったが、この時は名主祖八が中心となり、登山道の復興をはかり、導者を迎えたようである。それから四年後の一七四四（延享元）年の村絵図では、十文字のあたりに導者道と書かれ、そこから山頂手前にかけて五つの石室が描かれている。これは、寛政年間の二・四・五・六・八合目の五か所の石室に相当するものと思われ、一応登山道としての体裁は整えられたものと思われる。しかし、平年の参詣者はきわめて微々たるものであったようである。

一七七六（安永五）年七月、たまたま他村の裁許の吟味に差添人として出席した須山村の者が、「深山口」の現状について尋ねられ、「七拾年已前砂降以後八道不宣、当時者登山無御座候」と失言してしまふ事件が起こった。これは富士大宮と須走、吉田が山頂八合目以上の支配権をめぐる争論の際、一六六九（寛文九）年の富士郡・駿東郡両郡境論の裁許絵図の提出を求められ、絵図吟味の場に差添人として居合わせた須山村組頭平兵衛がこのように「失言」したのであるが、それは当時の須山村の人々の率直な気持ちであつたろう。失言を訂正する村方の表現は「稀三者登山致候者有之候」であつた。この一件は、須山口自体の消滅を恐れた村方が必死に「失言」の取り消しをはかり、同年九月には決着に至る。

しかし、この事件は須山村の人々にとつて登山道の伝統の大切さを再認識させ、その復興のきっかけとなる事件であつた。証人として呼び出された先の争論の裁許が一七七九（安永八）年末に出されると、翌年から須山村は積極的に小田原藩に登山道復興のための普請許可を願ひ出ている。こうした村方の意欲が、やがてめぐつて来る寛政の御縁年の盛況を用意したものと思われる。

③寛政の御縁年

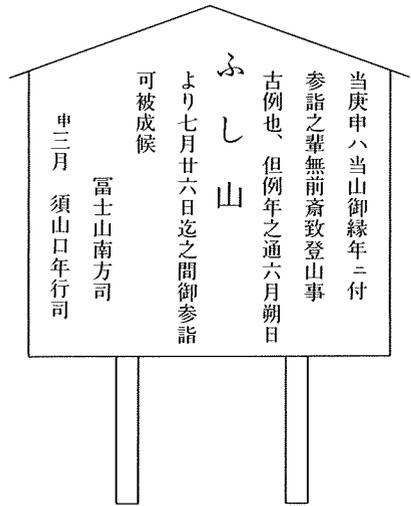
それから二十年後、一八〇〇（寛政十二）年の御縁年が

めぐつて来た。村方は先の一六八〇（延宝八）年の証文を由緒として、今回も大久保家小田原藩から同様の借入を企てた。その願書によれば、当年は御縁年で諸国から多くの導者が参詣するが、その賄支度の元手金三十両を三月から八月まで借用したい、というのである。この時は、小田原藩の「御勝手御不如意」を理由に断られたが、借金返済証文も由緒に読み変えるしたたかさを村方は持っていたといえよう。その際、参詣登山は六月朔日から七月二十六日までとなつている。いまの曆に換算して、寛政十二年六月朔日は西曆一八〇〇年七月二十二日、七月二十六日は九月十四日にあたる。六月二十日頃より二十九日にかけて特に多くの導者が訪れた（史料では「殊、六月廿日頃より同月廿九日迄大賑合」と書かれている）とあるが、それは今の曆で八月十日から十九日という八月中旬のことであつた。

ところで御縁年にはいくつの特典があつた。そのひとつは、縁年を告げる建札にも「参詣之輩、無前齋致登山」とあるように、通常登山前に行うべき数日間の精進潔齋を、縁年に限り免除するというものである。また、特に御縁年の年は、普段禁じられている女人登山が途中までとはいへ認められた。

ここでは寛政十二年の縁年の様子を、「富士山一件日記」を中心に見てみよう。

図表5 寛政12年御縁年立札



〔『市史』3一二八六号〕

- (1) 三月上旬 縁年の立て札建立の許可を、小田原藩に申請し、認可をうける(三月八日)。名主茂右衛門帰村(三月九日)。これは宣伝の意味が大きい。七か所とは、村内と次の六か所である。
- 十文字(アザ十文字、印野村分) 木瀬川村(駿東郡木瀬川村)
 十里木新田(須山村の枝村) 三島宿宮の前(三島大社前)
 佐野村の辻(駿東郡佐野村) 大仁村(三島在大仁村)
- (2) 三月十二日 佐野村・木瀬川村・三島宿に酒一升宛持参、挨拶。
- (3) 四月十日 立て札を佐野村名主・木瀬川村名主・三島宿

問屋中の立ち会いのもとに立てる。

- (4) 六月二日 富士大宮に対し、須山口頂上石室と役銭などにつき、三か条の定書に従う旨を約す。他に導者切手による勘定引替などを取り決める。

- (5) 六月二十一日 庚申縁年の特典の一つは、普段認められていない女人登山を特別に許可することであった。ところが、この年は六月に曇天が打ち続いた。これを女人登山が原因と考えた須山村を含む組合十四か村は、その制限を申し出た。すなわち、最近の天候不順(史料では「朦々敷御天気」とある、霧が出たのであろうか)は女性が山頂の御室摩胡岩(馬上石)まで参詣するため、それを止めてもらいたいというのである。今から見ると大変滑稽にも思えることであるが、当時の人々は真剣であった。金沢村に十四か村の村役人が集まり、須山村に申し入れたのである。困惑した須山村は、同じく女人登山を行っている須走村に対し、須走村同様に取り扱いたい旨、聞き合わせた。須走村はこれに答えて、郡中から頼まれたので六月十九日から女人の御室までの登山を止め、下浅間宮まで戻している。来月二十日頃まで女人を富士参詣道へは差し留める、と答えている。
- 女人登山は天候の都合で横やりが入ったが、寛政の縁年は総じて須山村にとって成功であった。同年八月、戸川勝

蔵に対し、須山口からの当庚申縁年の登山者は五三九八人（内女十八人）であることが報告された。女性の数が少ないのは、先の登山制限によるものであろう。ともあれ、須山口からの導者は、富士山の諸口のうち、甲州側の吉田口に次ぐ人数を集めたとも評されている。

なお、須山富士浅間神社には寛政十二年六月の縦三七・五センチ、横一八八センチ、厚さ二センチで同一サイズの立派な木製（杉）の俳額が二枚奉納されているが、これはその日付けからも富士山縁年の山開きを記念したものと考えてよいであろう。

④万延元年（＝安政七年）の御縁年

寛政の御縁年からさらに六十年後、一八六〇（安政七＝万延元）年に再び御縁年がめぐってきた。導者の登山は、もちろん平年も行われてはいるが、この年は格別である。

この御縁年により多くの導者を誘うべく、各登山口は獲得競争に奔走したようである。寛政の御縁年に五千余人の導者を獲得した須山口は、万延の御縁年に向けて、いくつかの手だてを講じた。

一つは、御縁年と須山口の存在を示す立札の場所である。それは、これまでの七か所の一部を若干移動させつつ、新たに吉原宿を加えることがはかられた。

当村（渡邊隼人門前燈籠のきわ） 佐野村（下原辻）

沼津宿（日吉山王大門きわ） 三島宿（明神社御垣のきわ）
豆州大仁村（加野・大見の辻） 小田原宿（高梨町）

十里木新田（須山村枝村） 吉原宿（予定されたが実現せず）
吉原宿が加えられたのは、東海道を下ってやって来る導者を三島よりも西で獲得して須山口に誘導すべく、事前に葦山代官所と吉原宿問屋に許可を受け、実現直前までゆくのだが、急に村山の法印（山伏、村山口）からの苦情が入り、吉原・蒲原・由井（由比）は遠慮するよう依頼された。このため須山では西筋に立札が一本もなくては困るので、急遽興津宿の許可をとりつけ、立てることとした。

また、立札の内容を先の寛政の御縁年のものと比べると、前回は平年と同じく六月朔日から七月二十六日までであったが、今回は登山期間を五月中から八月までとしており、期間の延長をはかっている。

二つ目は鳥居の建立である。これは今までの登山道が「北細道」の方にあり不都合であったので、登山道を動かし、本年新たに金三両かけて登山口の大鳥居を建てたのである。これは四月三日に建て前を行った。

三つ目は仮の社殿と御輿の造営である。須山の浅間社の場所は導者道からはずれていたらしく、ほとんど参詣者がなかった。このため、御縁年の期間だけでも登山口の大鳥居の内に仮殿を建て、そこに新たに作った御輿を置いて導

者に参詣させようというものであった。この点を御師から村方に相談したところ、御輿については賛成だが、仮殿は中止の要望があった。このため、仮殿は村方の世話にならず御師のみで造ることとし、五月朔日に御輿と仮殿の造営が完成、渡邊隼人宅で振る舞いが行われた。この後、御輿は六月朔日の祭礼で村中をめぐって「ねり」が行われたようである。このように御縁年に向けて、舞台装置は着々と整えられたのである。

ところが、六月になり須山口にとって困惑する事態が起こった。当初、この御縁年では伊勢（三重県・伊賀（奈良県）の導者が多くやって来ると期待されていたが、一向にやってこない。不思議に思っていると、富士川端で村山の法印が「わらし施行」（わらしせぎよう）を行い、村山口に有利な噂を流しているという。驚いた須山方が様子を見にやると、次のようなことがわかった。わらし施行というのは、蒲原宿の旅籠屋に宿泊する導者に「表口出張所」という切手（木版などで刷られた紙片）を渡し、富士川端でその切手と引き替えにわらしを渡すものであるが、それはわらしの無料提供を機に導者を根こそぎ表口に誘導しようという意図である。「無料」で提供されるわらしの代金はやがて登山費用に加算され、導者自身に跳ね返ったはずである。また、これに合わせて、今回の御縁年では村山口以外の登

山口は八合目以上の登山が禁じられている旨、意図的な噂が流された。これに対し、須山は須走と共同で村山側に對抗しようとするが、既に時節は七月上旬で導者も少なく、そのまま捨て置くこととした。須山には、前年の一八五九（安政六）年に大宮口浅間神社主大宮司などの名義で配られた引き札が残っているが、それには御縁年を期して大宮浅間神社の宝物を開帳することも告げられており、先のわらし施行や噂の流布といい、西口の今年の御縁年における意気込みが今に伝わってくるようである。また、一方須山口でこの引き札を入手していることは、競合する登山口の動向をお互い探り合うほどにそれが激化していたものと思われる。御縁年の立て札を見ても、須山の八か所に対し、須走は国府津・三島宿・伊勢原村など十一か所、吉田口にいたっては三三か所に立てている。これらは、吉田口の都合江戸市中から水戸道中の松戸、相州大山、さらに三島・沼津・岩淵など広範囲にわたり、しかも須山口・須走口と競合するような場所にも立てているのが特色である。須走村も万延御縁年の際、佐野村・十里木新田など須山口の足下にも立て札を立てているのである。

このような登山口同士の競合を示すよい例が、女人登山の扱いである。女人登山については、今回の御縁年でも問題となった。須山村では、当初前回の御縁年の組合村から

図表6 須山口登山者人数

年 代	人 数
天保7年(1836)	1,874人
11年(1840)	1,085人
12年(1841)	2,719人
13年(1842)	1,419人
14年(1843)	1,368人
年 平 均	1,693人

・天保12年は丑年の縁年か
(井野辺茂雄『富士の歴史』より)

の要望に懲りて女人登山を一合目の御室明神迄に止めていたが、吉田口では七合五勺まで、西口(大宮口⇨村山口)・須走口も三合目・四合目まで登らせているとの噂を聞き、一合目の役場を迂回させるなどその取り締まりをゆるめている。

しかし、女性の富士登山には、別の願いが込められていた。それは各登山口に御胎内と称する溶岩洞窟があるように、妊娠や安産など女性の守りとして、富士信仰が存在していた。先の登山道図(図表3)にも一合目と二合目の間に子安明神が見られる。須山口ではしばらく断絶していた

が、昨年(安政六年)但馬ら三名の者が御縁年にあわせて再興し、運営していた。ところが、腹帯代・ロウソク代・参銭(賽銭)など役銭と合わせて一五〇文も法外に取ったので、村内小前層から強い不満が出て(史料では「村方小前之者、殊之外不承知申立候」とある)、御胎内の洞窟は取り潰すことになってしまった。富士山などへの女人登山の解禁は、一八七二(明治五)年を待たなければならなかった。

この年の導者数は三五九七人、前回の寛政の御縁年の際の約五千四百人より二千人近く数字は下がった。このため村方では、「当年穀高故か(導者は)存外之無数」と米などの物価騰貴をその減少の理由と考えている。しかし、物価騰貴とともに幕末の慌ただしい世相や、西国からの導者に對する西口の強引な勧誘などのマイナス要因を考えると、須山口は健闘したといえるのではないだろうか。ちなみに、天保期の平年の登山者数(図表6)と比べると、約二倍の登山者があったことになる。この御縁年の費用を、須山村では御師が六割・役銭(山役銭か)で四割を負担することになっている。

3 庚申塔

一方、庚申という干支は庚申塔という石造物の存在を我々に意識させる

裾野市史では、石造物に関する浩瀚な報告書が三冊刊行された。その全体像は、既に瀬川裕市郎が報告しているが、ここでは庚申信仰の表現である庚申塔を中心に、瀬川論文が提示した表を参考にしつつ、その建立年代についてのみを再度瞥見してみよう。

これらの二〇八六点に及ぶ石造物の数と作成年代の記載の有無、年度別の分布をみると、少なくとも裾野地域の石造物については、次の事柄が読みとれるように思われる。

まず、〈図表7〉について見てみよう。裾野市域で⑤庚申塔は九六六点発見されている。約一〇〇点である。この表から、庚申塔と同じく点数が一〇〇点またはそれ以上発見されているものを見てみると、左から①巡礼供養塔（一八八点）・②道祖神（一四七点）・③馬頭観音（三五八点）・④地藏像（一一三点）があげられる（宝篋・五輪、神社関係石造物、その他の石造物は、二種類以上の混在と思われるのでここでは捨象する）。これらの五種類の石造物の合計は九〇二点で、石造物全体二千点余の四五%近くに相当する。しかし、これらの五種類の石造物とその年代を見てみると、石造物の種類によってそれぞれの特色が見られる。

たとえば、はじめの①巡礼供養塔は一八八点中年月日未詳のものは僅かに七点（四%弱）のみで、他はすべてその年月日が明確で、その作成年代は元禄から明和までの近世

中期に集中し、明治期のものは僅かに一点のみである。すなわち、冒頭で述べたように裾野地域の調査に限っては、巡礼供養塔は建立・作成年代を明記する石造物といえよう。巡礼供養塔が、実際の巡礼と密接に関連して、無事に帰国した一同がその旅の喜びと苦勞を記念して年代を刻んだ塔を建てるのは一般的であろう。また、横道のように地域的で女性を中心とした巡礼の例が高橋敏によって紹介されている。

これに対し、②道祖神は一四七点中九四点（六四%）が年未詳である。三分二が年未詳ということになる。これは、巡礼供養塔や庚申塔に比べより民俗神的性格が強いことと関係しているためであろうか。たとえば、山梨県から静岡・神奈川一帯に道祖神のご神体である石造物を火中に投げ入れ、それを道祖神の持っている帳面を焼くためであると説明する事例が聞かれる。このように一面では乱暴な扱いをするので、やがては石が壊れるため年号が失われるのか、年号が剥落したのか、または初めから記さないのか、断定はできないが、道祖神の特徴といえよう。一方、年号の記された道祖神の年代分布を見てみると、その始まりは庚申塔と変わらない寛文期（一六六一〜一六七三）であるが、年代的分布は表に見られるように近世の全般にわたっているとともに、明治から現代まで実に息の長い建立が続いて

いることが分かる。

③馬頭観音は、一点寛文・延宝期のものがあるが、それ以外は享保期以降昭和戦前期に分布が密になっており、裾野市域の人々と馬との関わりを考える上で格好の材料を提供している。また、三五八点のうち年未詳のものは七六六(二一%)と少なく、馬の死とその建立との関連が深いとすれば、年代が記される割合が高いのも肯定されよう。

これに対し、④地藏像は全一一三点のうち八〇点と実に七〇%が年未詳である。これは道祖神の場合を上回っている。西日本では、道祖神信仰の上に地藏信仰が広まり、それに置き換わって行くとも説明されるが、年代があまり記されないことでは似ているといえよう。しかし、年代が判明する例を見ると、その作成は一七世紀後半から一九世紀初めまでで、裾野市域では幕末期以降急激に減少する。これがそのまま地藏自体の建立傾向を表すとすれば、道祖神とは明らかに違う傾向を示している。

さて、これらの特徴的な四種類の石造物に対し、⑤庚申塔はどのような特徴を有するであろうか。まず、全九六点のうち年未詳のものは一五五(一五%)と極めて少ない。これは①の巡礼供養塔に次ぎ、③馬頭観音を上回っている。このことは、先に見た巡礼供養塔と馬頭観音が記年することを意識した石造物であると考えたことから類推すると、

少なくとも裾野市域の庚申塔もまた、その建立年を記すことを意識して作成されたと考えて良いであろう。一方、その記年を有するものの年代的分布を見ると、隣の道祖神が寛文期以降現代に及ぶ極めて息の長い分布を示すのに対し、庚申塔は同じ寛文期から始まって一八六〇(万延元)年でプツンと切れて終わっていることが特徴である。

そこで、瀬川論文に提示された(図表8)を再度検討してみよう。ここでは記年のある庚申塔九一点が詳細に掲載されている。瀬川氏は猿の状況を、「不見猿・不云猿・不聞猿」としてその組み合わせを詳細に検討されたが、本稿ではその建立年代に限って分析してみよう。本表を見て始めに気の付くことは、近世の特定の年号・特定の年代に比較的集中して建立されていることである。例をあげると寛文・延宝・天和・貞享期、享保・元文期、寛政期、万延元年である。これらは、もちろん年号の長短に左右されるであろう。しかし、十七年続く元禄の年号がそれほど目立たない一方で、一八六〇(万延元)年という年に四基の庚申塔が建てられていることにも注目すべきであろう。すなわち、その建立年と庚申縁年とを表中で比べてみると、近世で最も古い一六二〇(元和六)年を除いて、いずれも六十年ごとの庚申縁年がこの中に含まれていることである。また、庚申縁年の前後にそれを意識したと思われる建立が考えら

れるのである。たとえば、一六八〇（延宝八）年の縁年の銘を有するものは二点のみだが、その前後一〇年の幅を考えると番号七〜二四までがこれに含まれる。次の一七四〇（元文五）年は四基だがその前後一〇年では番号三五〜五一が該当する。次の一八〇〇（寛政十二）年は六基で、庚申縁年と庚申塔の建立の関係が最もよく表れている年といえよう。これまでも、庚申塔の建立と庚申年との関係は多くの人々に注意されて来ている。しかし、山梨県の事例では両者の関係を否定的に捉える事例が報告されている。けれども、裾野市域では明確に庚申縁年を中心に庚申塔が建立されている傾向が確認できるのである。それは、最も古い一六六四（寛文四）年の庚申塔二基が、富士山須山口のある須山村の二か所に建てられたことに象徴されるであろう。

七 須山村の宿帳

それでは、このころの導者はどこからやって来たのだろうか。

現在、裾野市立富士山資料館には二冊の宿帳（登山帳）が保管・展示されている。一冊は、一九〇九（明治四二）年の「富士南口登山連名帳」と題するもので、「耆合目山役

図表 8 庚申塔と庚申年

No.	所在地	和年号	西曆	猿状況	施主など	形態	猿・鶏
1	須山160-1	寛文4年	1664.05			笠付角柱	二鶏・二猿浮彫
2	須山田向辻	寛文4年	1664.06	向合	施主敬白	笠唐破風角柱	二鶏・二猿浮彫
3	御宿荘園寺	寛文5年	1665.10		磯崎六右衛門 他10名	笠唐破風角柱	
4	金沢382-5	寛文7年	1667.03	向合	當金座 長田二人 他	笠唐破風角柱	二猿浮彫
5	下和田360	寛文9年	1669.09		信心施主39名	笠唐破風角柱	
6	上ヶ田82-4	寛文9年	1669.11	向合	上ヶ田村	笠唐破風角柱	二猿浮彫
7	深良切久保615-1	寛文10年	1670.09		門道原願主25人 再建主9人	笠唐破風角柱	
8	深良町田庚申塚	寛文10年	1670.09	開・云・見	植松太郎兵衛 他15名	笠唐破風角柱	三猿浮彫
9	石脇不動堂	寛文10年	1670.09	向合	植松五郎左右門	笠唐破風角柱	二猿浮彫
10	久根364-1	寛文10年	1670.	向合	喜右衛門 他4名	笠唐破風角柱	二鶏浮彫
11	葛山田湯沢967	寛文12年	1672.12	向合	願主敬白	角型	二猿浮彫
12	深良上原公民館	延宝5年	1677.11	云・見聞		笠付角柱	三猿浮彫
13	御宿838-1	延宝6年	1678.11	向合	杉本七左衛門	笠唐破風角柱	二猿浮彫
14	佐野94-3 北	延宝8年	1680.09	云・聞・見	駿州 駿河郡小泉庄	角柱	三猿浮彫
15	富沢公民館	延宝8年	1680.	云・聞・見	宗玄 富沢村中	笠唐破風角柱	三猿浮彫
16	千福地蔵堂	天和2年	1682.09	云・聞・見	西嶋次郎 同忠右衛門 他	笠唐破風角柱	三猿浮彫
17	深良上丹1586	天和3年	1683.10		深良上丹村願主九人	舟型立像	
18	深良遠道原291	天和3年	1683.11	開・云・見	各各魯首	笠唐破風角柱	三猿浮彫
19	岩波171	天和3年	1683.	開・見・云	岩浪村 願主 各各 首	笠唐破風角柱	三猿浮彫
20	水窪161東	貞享1年	1684.06	開・云・見	柏木久右衛門 渡辺甚兵衛	笠唐破風角柱	三猿浮彫
21	久根八幡宮	貞享2年	1685.06	開・見・云	勝俣権左衛門 他16名	笠唐破風角柱	三猿浮彫
22	深良須釜祖師堂内	貞享4年	1687.03		勝又角左門 他四組七人	浮彫立像	
23	伊豆島田不動尊	貞享4年	1687.10			自然石	
24	今里稻荷神社	元禄1年	1688.10			笠唐破風角柱	
25	深良上原公民館	元禄5年	1692.07	見・開・云	同行衆拾三人	笠唐破風角柱くり抜	三猿浮彫

26	葛山宮川橋	元禄6年	1693.	聞・云・見	萩田 坂田 他	笠唐破風角柱	三猿浮彫
27	佐野94-3北	元禄8年	1695.11	聞・云・見	駿州駿河郡佐野村小泉庄	笠唐破風角柱	三猿浮彫
28	深良新田1354	元禄13年	1700.09	聞・見	深良村同行8人	笠唐破風角柱くり抜	二猿浮彫
29	深良遠道原観音堂	元禄16年	1703.11	云・見・聞	勝俣文四郎 他	笠唐破風角柱くり抜	三猿浮彫
30	岩波171	宝永7年	1710.08		大庭太右衛門 他6名	笠唐破風角柱	
31	久根庚申塚	正徳2年	1712.04		大村權七郎 他37名	自然石	
32	御宿莊園寺	正徳5年	1715.11	見・聞・云	真田惣左右門 他6名	笠唐破風角柱	三猿浮彫
33	佐野94-3北	享保1年	1716.09	見・聞・云	駿州駿東郡佐野村講中31名	笠唐破風角柱	三猿浮彫
34	須山十里木田関所跡	享保4年	1719.05		杉山三左衛門 他3名	自然石	
35	金沢382-5	享保6年	1721.05			笠唐破風角柱くり抜	
36	葛山田湯沢967	享保6年	1721.08	見・聞・云		笠唐破風角柱	三猿浮彫
37	伊豆島田堰原公民館	享保6年	1721.08		渡邊平八 他9名	自然石	
38	深良切久保615-1	享保9年	1724.10	云・聞・見	深良村 願主8人	笠唐破風角柱くり抜	三猿くり抜
39	平松佐野原地藏堂	享保10年	1725.04	見・聞・云	駿州駿東郡平松村	自然石	
40	茶畑市ノ瀬公民館館内	享保10年	1725.08		一之瀬村講中	自然石	
41	公文名鹿島橋	享保11年	1726.09		龍宝院 金石門 他12名	自然石	
42	今里稲荷神社	享保14年	1729.09		今里村講中	山型角柱浮彫立像	
43	深良和市慈眼庵	元文2年	1737.11		佐五右衛門 他5名	自然石	
44	富沢尼寺跡	元文3年	1738.10		助左衛門 源藏 他3名	櫛型	一猿浮彫
45	深良町田庚申塚	元文4年	1739.11		町田村中	自然石	
46	久根長尾十字路	元文5年	1740.02		市野喜右衛門 他8名	自然石	
47	久根八幡宮	元文5年	1740.02		當村中	自然石	
48	佐野二本松浅間神社前	元文5年	1740.09		鈴木利兵衛 他5名	山型角柱	
49	茶畑滝頭不動堂北	元文5年	1740.10		施主講中 勝俣半蔵他8名	自然石	
50	大畑弘法大師堂	延享1年	1744.10		市川庄藏 同権右衛門 他	山型角柱	
51	御宿大森7-2	寛延2年	1749.02		真田与左衛門 他11名	自然石	
52	葛山中里767-5	宝暦2年	1752.11	云・聞・見	井上惣三郎 他7名	笠付角柱	三猿浮彫
53	千福252-5	宝暦2年	1752.11	聞・見・云	渡邊定右衛門 他8名	山型角柱	三猿浮彫
54	深良須釜祖師堂内	宝暦3年	1753.08			浮彫立像	
55	千福地藏堂	宝暦6年	1756.09		横山文左衛門 他14名	山型角柱	
56	妻塚見目神社前	宝暦8年	1758.11			自然石	
57	深良上丹1586	安永2年	1773.03		講中七人	自然石	
58	深良新田1354	安永5年	1776.03		新田講中	自然石	
59	深良須釜祖師堂内	天明4年	1784.11		勝又権左門	浮彫立像	
60	茶畑滝頭不動堂北	天明5年	1785.11		市川傳左衛門 他10名	自然石	
61	富沢庚申塚	天明7年	1787.10		富沢村講中	櫛型	
62	茶畑中丸322	寛政3年	1791.08	見・聞・云	施主 柏木氏	櫛型	三猿浮彫
63	深良原地藏尊	寛政4年	1792.11	云・聞・見	市左衛門 他7名	浮彫立像	三猿二鶏浮彫
64	深良須釜祖師堂内	寛政4年	1792.11		赤右衛門 他6名	浮彫立像	三猿二鶏浮彫
65	久根八幡宮	寛政12年	1800.04		當村講中	自然石	
66	佐野94-3 北	寛政12年	1800.04		佐野村 講中	自然石	
67	須山十里木田関所跡	寛政12年	1800.07	云・聞・見	當所講中	櫛型	三猿浮彫
68	千福808-3	寛政12年	1800.08		細野講中	自然石	
69	深良上丹1586	寛政12年	1800.09		上丹講中	自然石	
70	深良新田1354	寛政12年	1800.10		小林徳藏 他23名	笠唐破風角柱	
71	茶畑大日堂	文化4年	1807.08		高田永左衛門 他10名	自然石	
72	茶畑富士見台128-1	文化12年	1815.01	云・聞		舟型立像	二猿浮彫
73	茶畑本茶928-1	文政6年	1823.03		講中 小沢祐□ 他9名	自然石	
74	御宿莊園寺	文政7年	1824.09		中川利助 中川勇助 他	自然石	
75	深良南郷2223	文政10年	1827.10		南郷講中	自然石	
76	葛山上城155	天保6年	1835.02	聞・見・云	勝間田定七 同重助他5名	山型角柱くり抜	三猿くり抜き
77	須山十里木田関所跡	弘化2年	1845.09			笠付角柱	
78	御宿八幡宮	万延1年	1860.04		入谷講 上合中	自然石	
79	深良上原公民館	万延1年	1860.07			自然石	
80	深良原地藏尊	万延1年	1860.11		原中	自然石	
81	深良上丹1586	万延1年	1860.11		上丹講中	自然石	

所 渡辺 久雄」とある表紙ともにわずか七丁。期間も八月四日から十七日と極めて短く、全二六件の記載があるのみである。しかも、このうち二二件は静岡県内の登山者で、他は宮城（仙台）・新潟・徳島・岐阜の各県が一件ずつである。須山口の最末期の頃の様子を示す帳簿と思われる。

もう一冊は年未詳の『郡村姓名簿』と題する帳簿で、「伊勢・伊豆・当国・静岡・上総・下総・土族・諸国・武蔵・遠江・安房」と表紙に記されており、導者の多くはここに国名の記された国々から須山口をめざしたものと思われる。⁵⁵ここでは、後者について検討してみよう。なお、このような宿帳を分析したものととして、青柳周一「須走御師宿帳の研究」⁵⁶などがある。

1 帳簿の形式と性格

この帳簿の用紙は若干不揃いであるが、ほぼ縦二四・五センチ、横十七センチで、厚さは二・五センチに及ぶ。表紙と表紙裏には「式号」・「第式号 渡辺久雄」とあり、裏表紙貼紙には「須山口登山道者 姓名簿 七部の内 一号」とあるので、須山地区には何冊かの富士登山導者に関する帳簿が残されていたと思われる。

この帳簿の表紙には、先に述べたように「伊勢・伊豆……安房」と国名が記され、その下に「郡村姓名簿」とある。裏表紙の貼り紙は比較的新しいものと思われるが、表紙裏

図表9 『郡村姓名簿』の記載期間

No.	国 名	期 間	後 筆
1	伊 勢	天保13年(1842)～明治20年(1887)	
2	伊 豆	天保13年(1842)～明治20年(1887)	明治40年(1907)
3	当 国	天保13年(1842)～明治20年(1887)	明治24年(1891)
4	(静 岡)	天保12年(1841)～明治19年(1886)	
5	上 総	弘化4年(1847)～明治20年(1887)	
6	下 総	嘉永5年(1852)～明治13年(1880)	
7	(士 族)	天保11年(1840)～明治10年(1877)	
8	諸 国	天保15年(1844)～明治20年(1887)	明治24年(1891) 明治40年(1907)
9	武 蔵	弘化3年(1846)～明治20年(1887)	
10	遠 江	安政3年(1856)～明治22年(1889)	
11	安 房	安政3年(1856)～明治21年(1888)	
12	外 国	明治3年(1870)～明治10年(1877)	

・ () は本文中に記載がないが、表紙で補ったもの

の記載は明治期のものと考えられ、こうした導者の登山を記録した帳簿は、少なくともあと数冊は所在していたものと思われる。

ところで、『郡村姓名簿』とは如何なる性格の帳簿であらうか。

その内容を見ると、国別に、年代順に、登山導者の出身郡・村・名前が記載されたもので、その内訳と期間を示すと(図表9)の如くである。また、その記載を見ると、後筆以外は同一人の手によって、ほぼ同じ時期に短期間に書かれたものと推定できる。また、後筆は明治二十四年と明治四十年に限られるようである。このため、本史料は元となる帳簿から明治二十年頃にまとめて写し替えられたものと考えられる。そのためか、登山の年代は年のみで月日の記載はない。これは、富士山の山開きの時期が、旧暦の六月朔日から七月末(五月中から八月までの場合有り)までの短い期間であつたにしても、元帳には当然月日まで書いてあつたものと思われる。その記載形式を示すと次のようである。

伊 勢

天保十三寅年

一多気郡

栃原村

平左衛門殿
慶助殿

一飯野郡

川嶋村

才五郎殿
利吉殿

一安濃郡

信田久保村

庄太郎殿
半右衛門殿

一一志郡

小倭南出村

元治殿
熊之助殿

一渡会郡

有楽中村

新太郎殿
元松殿

(以下略)

伊勢国の場合、一八四二(天保十三)年から記載が始まつていて、一か村二名ずつ名前が記されている例が多い。なかには、一名、たまに三名の場合もある。勿論、一人導者という例も存在するが、人名の記載はたまに一名・三名の場合がある以外は、大部分二名である。これは伊勢国に限らず、この帳簿の特色で、それは二名のみ登山導者だったのではなく、「郡村姓名簿」に記されたのはグループの代表者と解しておいた方がよいであろう。というのも、伊勢国の場合、村名の下に九人・八人・十四人などと人数が記された例がいくつもある。その最も少ない数は八人、最も多いのは一八七三(明治六酉)年の度会郡高向村の「九拾人組 返事あり」というもので、これは「講元 北村源八殿・同 松月善道殿・世ワ人 森 権平殿」と珍しく三名

の連名であるが、明らかに講中が登山しているのである。

富士山登山の講といえ、すぐ江戸の富士講が想起されよう。しかし、伊勢の講中は独自に講印を持ち、先達や講元・世話人がいるのである。青柳周一は、こうした伊勢国の講と江戸の富士講との関連を示唆しているが、大変興味深い指摘である。

ところで、この『郡村姓名簿』の性格として考えておかなければならないのは、ここに記載されたのは、果たしていかなる範囲の人々であろうか、ということである。すなわち、須山村全体の導者の記録なのか、それともある特定の御師家に泊まった導者の記録なのか、ということである。

この点について注意してみると、わずか数か所ではあるが、手がかりがあるように思われる。それは、当国「原宿松屋惣五郎殿」の脇に「原宿之義、傘分二候処、沼津宿之義、是迄傘・渡部両家へ罹候処、此度相改、沼津宿之義ハ不残傘江遣シ、原宿此方江引取申候」と細字で書かれていることである。この他、傘などの屋印も書かれている。傘とは土屋平太夫、傘とは土屋久太夫の二つの御師家をさすと考えられ、これに対する渡部とは祝の渡辺隼人家であろう。すなわち、これまで原宿は土屋平太夫家の檀那場で、沼津宿は土屋家と渡辺家両家の檀那場であったが、これを改めて、沼津宿は土屋平太夫、原宿は渡辺家の檀那場とし

たというのである。この記述から、この『郡村姓名簿』は、表紙に記されたように祝の渡辺家のもので、渡辺家に宿泊した導者の記録と考えられる。

このため、以下の分析は個別御師・祝の渡辺家に宿泊した導者の動向を示すものである事を確認しておきたい。

2 主要国

諸国と土族・外国を除く分を仮に「主要国」としておく。国別に記載期間を示すと(図表9)のようになる。伊勢が筆頭に来ているのはイロハ順であるが、それとともに須山口の導者の中に多くの伊勢からの人々が含まれていたことは確かである。以下、静岡県内(伊豆・当国||駿河・遠江)、千葉(安房・上総・下総)とあつて、武蔵は現在の神奈川県・東京・埼玉にまたがる地域である。これ以外の地域は諸国とされている。このため、須山口の導者は、伊勢から東海道に沿って武蔵に至り、房総半島に広く分布していると考えて良いであろう。

また、土族・外国という分類があるところが、ちょうど近世末から近代にまたがるこの帳簿の特徴となっている。(図表10)にそれらの国内の郡名を示した。伊勢国の場合十三郡の内十郡で、山田は伊賀国の郡名にもあるが、伊勢国内では伊勢山田であろう。他に四日市宿など、宿場・町などは郡とは別に同格に記載されている。この傾向は近

図表10 主要国別郡名

国名	郡名(宿・町・在を含む)
伊勢	多気・飯野・安濃・一志・渡会・四日市宿・飯高・山田・菟芸(安芸)・川野・鈴鹿・桑名
伊豆	加茂・仁科・宮ヶ嶋・下田(下田在)・田方・君沢・熱海・岩科・三嶋宿(三嶋在)・大見中・修善寺・大嶋・川津・箱根・松崎在・葦山・初嶋
当国	嶋田宿(嶋田在)・庵原・藤枝在(藤枝宿)・江尻宿(江尻在)・志太(志田)・有度・沼津在(沼津宿)・沖津宿・安部(倍)・益津(益頭)・府中在・丸子宿(丸子在)(丸子村字元宿)・岡部宿・吉原在・駿東・富士・蒲原宿・原宿・由井在・金谷宿
[静岡]	紺屋町・門前町・材木町・馬場町・江川町・上魚町・本通川越町・中伝馬町・本通十町目・本通貳町目……………(以下略)
上総	埴生・周淮・市原・長柄・山辺・夷隅・武射・相馬・香取・望田(太)・海上
下総	香取・印波(旛)・千葉・海上・匝瑳・相馬・葛飾
武蔵	江戸・比企・足立・荏原・多摩・埼玉・新座・神奈川在・入間・豊島・立花(橘樹)・八王子・上(賀美)・半沢(榛沢)・久良岐・神奈川宿・川越在・南埼玉・北埼玉・幡羅
遠江	浜松宿・豊田・金谷在・佐野・敷智・榛原・引佐・荒玉(亀玉)・見附宿・山名・城東・長上・周智(周知)
安房	朝夷(浅井)・平・安房・長狭

在の伊豆国の場合顕著で、加茂・田方・君沢・中(那賀)という郡名の他に、下田・三嶋・修善寺・葦山などの町場の地名が目立つ。大島・初島もある。これは当国(駿河)の場合も同様である。静岡は府中分が町名を明記して記載されている。遠江については、浜松・金谷・見附という宿駅以外は郡名である。

次いで安房・上総・下総はほぼ郡名のみである。江戸湾を渡るルートはこの史料からは分からないが、大山参詣と重なるとすれば、富津―金沢間の渡船が考えられる。

ところが、房総方面と静岡方面の中間に位置するはずの相模国はこの宿泊帳には特別の国としてはあらわれない。諸国の中に相州が混在し、三浦郡・鎌倉郡から中央部の高座郡・大住郡、そして足柄上下両郡とほぼ全域にわたっている。また、小田原・大磯という東海道の有名な宿駅の記載も見られる。相州については、須走口の大申学の旦那場が所在することが確認されるが、須山口との関係については今後検討されるべきであろう。なお、須山村御師の廻檀帳は今の所発見されていない。

一方、武蔵は現在の神奈川県の一部から東京・埼玉という極めて広域にわたっている。その地域的分布については、現時点では数量化していないが、江戸―東京が過半を占め、多摩郡や埼玉の郡部がこれに続いている。

3 諸 国

諸国は2主要国に比べ密度は薄い、一例でも登山者があればその国名をあげた(図表11)。北は一つだけ宮城県栗東郡に飛んでいるが、太平洋側は常陸を除いて上野・下野から中部山岳地域に及び、西日本につながっている。一方、日本海側は羽後国由利郡(秋田県)・羽前国東村山(山形県)から飛騨・能登・加賀を除いて畿内にいたり、やはり西日本につながっている。また、畿内から九州地区にかけては山陰地区に比較的空白地域が見られるが、瀬戸内海周辺(四国・九州地域からは、最南端の薩摩藩の藩域を除いてほぼ等しく須山口に参詣人が見られる(図表12)。比較的小規模ではあるが、須山口を通り過ぎて行った人々は全国からやって来ていたことが分かるであろう。

4 士 族

この用語はもちろん明治以降のもので、『郡村姓名簿』が作成された時期を考える手がかりとなる。士族とあるが、記載内容は大部分近世の大名家の代参者の来訪である(図表13)。「何々様御内」と書かれるのが一般的で、御三家を初め薩・長や安芸の浅野家、肥前鍋島家・肥後細川家など外様の名家も多い。葦山の江川家はもちろん、参勤などで東海道を上下する際に立ち寄るのか、尾張家との関係が目に付く。

5 外 国

富士山への外国人の登頂は、イギリス人オールコックのそれが有名である。⁶⁾この帳簿には、「外国」として短い記事が七件記録されている。それを次に示そう。

外 国

明治三年

一 英国

同

一同

一同

明治四末年

一ベリジク国

山ノ四拾三番 老人

同 七拾三番 老人

明治七年

一 英国

明治十年

一 英国公使館附属

拾六番

エル子ストサトウ

レケンズ

富士山への外国人の登頂は、イギリス人オールコックのそれが有名である。⁶⁾

この帳簿には、「外国」として短い記事が七件記録されている。それを次に示そう。

外 国

外 国

明治三年

一 英国

同

一同

一同

明治四末年

一ベリジク国

山ノ四拾三番 老人

同 七拾三番 老人

明治七年

一 英国

明治十年

一 英国公使館附属

拾六番

エル子ストサトウ

レケンズ

ブレインフレイ 式人 海軍省御雇教師之由也

ナール

明治十年

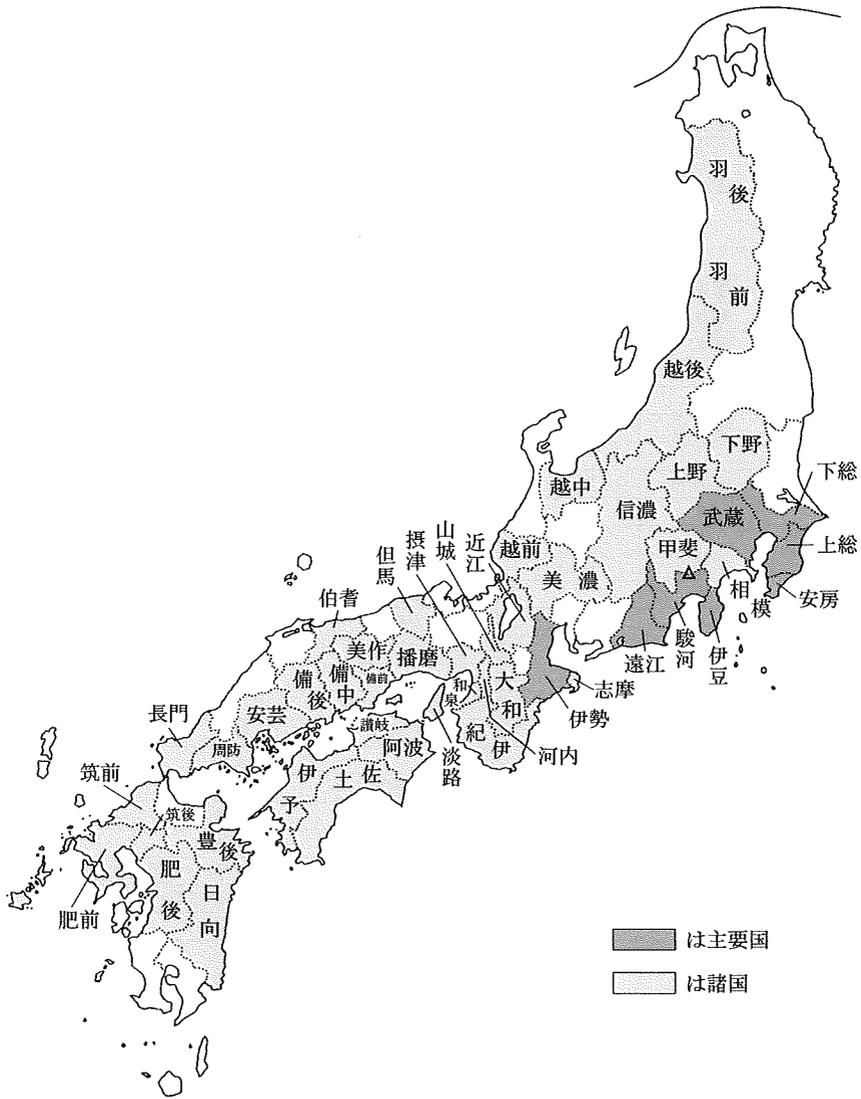
一 英国公使館附属

レケンズ

図表11 諸国郡名

番 号	国 名	郡 名
1	宮城県	栗東
2	上 州	伊勢崎町・山田・那波・館林町・勢田(瀬田)・群馬・甘楽・邑楽・佐位・碓氷
3	下 野	足利・芳賀・塩谷・津賀(都賀)・羽茂・巢田・那須・安蘇
4	武 州	越ヶ谷宿
5	相 州	小田原在・鎌倉・足柄下・足柄上・高座・大隅(住)・三浦・大磯宿・西浦賀
6	甲 州	八代・巨摩・西郡・郡内・甲府・都留・〔東山梨〕
7	信 州	更科・伊奈・善光寺町・佐久
8	濃 州	武儀・恵那・山県
9	志 州	答志・英虞・〔志摩〕
10	出 羽	米沢
11	羽 前	東村山
12	羽 後	由利
13	佐 渡	加茂・羽茂・雑太
14	越 後	頸城・古志・蒲原・岩船・魚沼
15	越 中	富山・新川
16	越 前	今立
17	江 州	鎌懸宿・日野
18	山 城	紀伊
19	和 州	添上
20	和 泉	堺(堺)
21	摂 州	堺・豊嶋・兵庫湊町・兵庫津本町・河辺・西成・揖東・西城(西成か)
22	河 内	若江
23	大 坂	(難波村)
24	紀 州	有田・牟呂・高野山
25	播 州	飾東
26	淡 路	三原
27	但 馬	養父
28	美 作	南条・津山
29	備 前	児嶋
30	備 中	河陽(賀陽)
31	備 後	福山・雑太
32	伯 耆	会目(会見)
33	芸 州	高田・安芸・豊田・加茂
34	周 防	玖河(珂)・津(都濃)・大嶋・熊毛
35	長 州	阿武
36	讃 岐	豊田・丸亀在・阿野・那賀(那珂)
37	阿 州	苧殖・美馬〔三間〕・麻殖(植)・伊太(板野)・□嶋
38	土 佐	土佐・高岡・大原
39	伊 予	喜田・松山野間・今治御城下・大洲
40	筑 前	志摩
41	筑 後	久留米・山内
42	肥 前	長崎・松浦・園樹
43	肥 後	阿蘇・熊本
44	豊 後	日田・大分
45	日 向	白杵

図表12 須山口に集う人々



図表13 士族内訌

番号	年号	西曆	氏名	所在
1	天保12	1841	松平美濃守様御内	筑前
2	天保13	1842	水戸様 "	常陸
3	天保14	1843	尾張様 (")	尾張
4	天保15	1844	堀田備中守様 "	下総
5	弘化2	1845	松平因幡守様 "	
6	"	"	葦山 "	伊豆
7	弘化3	1846	柳原式部大輔様 "	京
8	"	"	三谷大膳様 "	駿河町奉行
9	嘉永元	1848	肥後国熊本御家中	肥後 細川家
10	"	"	戸田采女正様御内	美濃
11	"	"	沼津御家中	駿河 水野家
12	"	"	江戸表二番丁筒井紀伊守様	
13	嘉永3	1850	津田亀蔵様 "	
14	嘉永4	1851	尾州様 "	尾張
15	嘉永5	1852	細川様 "	肥後
16	"	"	尾州様 "	尾張
17	"	"	" "	尾張
18	嘉永6	1853	紀州様 "	紀伊
19	"	"	毛利淡路守様 "	周防 徳山
20	安政元	1854	松平美濃守様 "	筑前
21	"	"	京極長門守様 "	讃岐 丸亀
22	"	"	田沼玄蕃頭様 "	遠州 相楽
23	安政2	1855	尾州様御内	尾張
24	"	"	建部内匠頭様 "	(駿河) 府中御番
25	"	"	佐竹右京大輔様 "	出羽
26	"	"	会津様御内	陸奥
27	安政3	1856	長州様 "	長門
28	"	"	松平主殿頭様 "	(肥前) 嶋原
29	"	"	奥平大膳大輔様 "	豊前 中津
30	安政4	1857	一橋様 "	江戸
31	"	"	有馬中務大輔様 "	筑後
32	"	"	薩州様 "	薩摩
33	安政6	1859	朽木山城守様 "	丹波
34	"	"	加藤出羽守様 "	伊予 大づ(大州)
35	万延元	1860	一色山城守様 "	大坂町奉行
36	"	"	小田原御藩中	相模
37	"	"	堀田口之丞様御内	下総 佐倉
38	元治元	1864	安芸様御藩中	安芸
39	"	"	鍋島様御藩中	肥前
40	"	"	柳川御藩中(10人)	筑後
41	"	"	濃州大垣御藩中	美濃
42	明治4	1871	石州浜田県貫属	石見
43	明治5	1872	三重県貫属	三重
44	明治6	1873	肥後国白川県貫属	肥後
45	"	"	周防国山口県貫属	周防
46	明治10	1877	宮城県貫属	宮城

同

一同

東京寄留

ウ井ルリヤム

クレートキソン

タヒウトヘンリー

マーシヤル

ここに記載される番号は、元の帳簿の通し番号と思われる。その中から外国人の分を抜き出したものであろう。ここで注目されるのは、一八七七（明治十）年のアーネスト・サトウの登山である。幕末維新时期にパークスの元で敏腕をふるったサトウであるが、一八七〇（明治三）年に再来日してからは、少し余裕ができたのであろう。ちょうど西南戦争のおこった年の登山である。

6 女人登山

先に御縁年における女人登山について少し述べたが、この『郡村姓名簿』には女性の名前はほとんど見られない。登山導者の団体の中には何人かは入っていたと思われるが、宿泊帳の記載は代表者二名を記載する場合がほとんどで、その場合はどうしても男性名となる。但し、皆無ではない。武蔵国の所に一か所、次のような記載がある。

明治二巳年

一東京

嘉石代姫

此姫君何人か難相分、

委細当年銘細帳ニ録シ覚

「嘉石代姫」なる人物がいかなる身分の「姫君」であるのかは分からない。しかし、近世でも御縁年の際は女人登山が途中までは確実に認められていた。それが明治維新を機に、「出女、入鉄砲」の禁が緩められたためであろうか。嘉石代姫なる人物の富士登山の試みが実現したと考えられる。

7 小括

さて、極めて簡単に『郡村姓名簿』の紹介を行ったが、この帳簿の意義は、これまでややもすれば富士山信仰＝富士講＝吉田口と捉えられがちな江戸とその周辺中心の研究動向に対し、南側（または東側）の信仰登山口集落の一つである須山口が、かくも広域にわたって導者を集めていた実態がわかったことである。そして、これらの導者は、武士身分の参詣も含め、必ずしも講に組織されたものではなかった。もちろん、伊勢国のように講が発達した地域も見られるが、たとえば「当国」すなわち駿河国の史料中の弘化二年の所に「講始り」と三か村に記載されるように、幕末になってようやく講が組織され始めた地域もあるのである。

須山口には、この他にも宿泊帳・登山帳が残されている可能性が大いにある。本帳の細部にわたる分析は、それら

と併せて行いたいと考えている。

八 富士峯修行と裾野

ところで、富士山をめぐる信仰は御師と導師のみで形成されたのではなかった。村山口は村山浅間社と別当寺富士山興法寺を中心に富士修験道の本拠地として栄えた山岳修験の村であった。⁶⁴ここでは二十二日から二十六日間の富士峯修行を課しており、そのルートは村山から御室、宝永山に至り、須山口中宮浅間―須山―愛鷹山―金沢浅間社―景ヶ島―千福十二所権現へと裾野地域の参拝所を巡り、いったん三嶋に行き出る。その後、三嶋明神から大畑熊野権現に行き、沼津・吉原を経て再び村山に戻るものであった。⁶⁵この富士峯回峰行の際は、須山口頂上銀名(明)水の場所が村山拝所であったという。⁶⁶

裾野地域には、この富士峯修行ルートの関係で、富士山修験に関連する除地がいくつかの村に見られる。一六九八(元禄十一)年の千福村差出帳によれば、氏神十二所権現の除地下畑二反七歩は、累年(毎年)八月富士峯山伏が「加行相勤」めに来るためのものであるという。⁶⁷葛山村の一八三六(天保七)年の明細帳では、富士山伏免として下畑二反一六歩が除地となっており、次のように近世後期の富士

峯回峰行を詳細に説明している。⁶⁸「これは、駿州富士郡村山池西坊・辻之坊・大鏡坊、右三法印の天下安全の御祈祷(のための除地で)、七月十六日より八月十六日まで三十日間富士峯を行い、その際三嶋大明神・当村浅間神社が八月八日より二夜三日御祈念所となるので、年貢免除地としてその費用を賄う」というのである。

富士峯修行については、七月二十二日に出て八月十六日朝村山に戻るとも記されており、村山行者の夏峯修行については、民俗として一九四〇(昭和十五)年ころまで行われていたことが確認されている。⁶⁹裾野市内を広く修行の場とするこの富士峯については、今後より深く探求されるべき重要な課題である。

九 須山口の終末と再生―おわりにかえて―

幕末の世相は、富士の麓に暮らす御師達をも巻き込んで倒幕という大きな渦を巻いて流れていった。御師という広い地域の様々な身分の人々から情報を知り得る職分は、町場からは離れていても、幕末の政治の指し示す方向を的確に察知していたのかも知れない。また、須山の御師に限っていえば、富士山上神水の献上を通じた京都公家とのパイプも存在していた。官軍の東海道通過に応じて、倒幕の軍

が組織されると、御師達は一斉にその身を官軍の側に投じた。すなわち富士浅間大宮司を中心とする駿東赤心隊の結成である。駿東・富士両郡の神職を中心に結成されたこの組織に、裾野市周辺では須走の御師十七名とともに須山の祝渡邊隼人と御師三名（土屋久太夫・土屋平太夫・土屋八太夫）が参加している。この背景にはまた、国学や和歌に親しむ御師達の日常の姿もあった。御師と須山口の人々は、このように幕末から明治維新をむかえるのである。

一八六〇（万延元）年のご縁年の後も、須山口を通る導者の姿は続いた。たとえば、一八七二（明治五）年に大和国添上郡石打村（奈良県添上郡月ヶ瀬村石打）の人々が、東海道藤枝宿・吉原宿を通り、須山口から富士山に登拝していることが確認される。しかし、一八八三（明治十六）年の御殿場口の開設と一八八九（明治二十二）年の東海道線（現在の御殿場線）の開通は、急速に須山口の導者を奪っていった。三合目（二合八勺）で須山口の登山道と合流する御殿場口は、東海道線御殿場駅の開設によってより容易な富士山登山口として賑わうようになったのである。それでも一九一四（大正三）年ころまでは、佐野駅からの団体登山者もあったが、しだいに須山口登山道の人影はまばらとなり、宝永噴火以後に再建された石室や鳥居などの諸施設もやがて砂に埋まり、あるいは樹海に隠れてしまった。

須山口の名も、次第に人々の記憶から薄れて行ったのである。

しかし、中世以来続く富士山登山道としての須山口の歴史や、近世の御縁年に見られる渡辺隼人をはじめとする御師や須山の人々の活発な活動は、これからも裾野市域の歴史の中で再認識される価値のあるものであろう。須山口の復興については、明治以来地元有志によって何度か試みられてきた。また、毎年七月朔日に、多くの関係者が須山の浅間神社境内に集まり開山式が行われるようになって久しい。近年、須山振興会と須山口登山道保存会によって新たな須山口登山歩道が整備されたが、それはこのような長い歴史を有する須山口の再生への第一歩である。

二〇〇〇（平成一二）年七月朔日、筆者は松田香代子調査委員、編纂室の永野武信・山本けい子両氏とともに、「第四次富士山須山口登山歩道復活登山」に参加し、念願の須山口から富士山の麓を散策した。一合目の御胎内には子安観音が祀られ、わずかではあるが溶岩洞窟の御胎内を追体験した。その後しばらく樹林を登ると、幕岩（マゴ岩とも）の雄大な景色に出会う。ここが二合目である。かつてここには、現在富士山資料館に保管されている「雲斬不動」を始め、信仰対象となっていた多くの石仏が祀られていたというが、明治の廃仏毀釈を機に多くは失われてしまった。

そこから先は樹林が途切れて、なだらかに登る草原を歩くような道が山頂に向かって伸びている。

ふと気が付くと、西から御殿場口に向かう長い登山者の隊列がこちらに真つ直ぐ向かって来ていた。かつて、須山口の御師土屋平太夫の家を訪れた『五山駅程見聞雑記』の作者達は、白い綿入れを銭百文で借り、導者となつて頂上を目指した。その服装は異なるけれども、それから百数十年後の現代にも、富士に集う人々の心意は脈々と受け継がれているように思われた。

註

- (1) 木版、一八四三(天保十四)年刊行
- (2) 『裾野市史』通史編1、以下『市史』と略す。
- (3) 小山町 米山豊彦家文書
- (4) 『市史』二一三五八
- (5) 『市史』二一一一六
- (6) 『市史』三一二七七
- (7) 井野辺茂雄『富士の歴史』一九二八年十一月、二九八〜二九九ページ
- (8) 山梨県史民俗部会『大石の民俗』など
- (9) 河口湖町 本庄八重家文書、甲州史料調査会『富士御師のいた集落』、一九九八年五月

- (10) 『富士吉田市史』民俗編第二卷
- (11) 『富士吉田市史』民俗編第一卷
- (12) 『小山町史』第三卷
- (13) 遠藤英男『富士信仰の成立と村山修験』
- (14) 井野辺茂雄『富士の歴史』、三二二ページ
- (15) 『市史』三一二七六・二七七
- (16) 『市史』三一二九一
- (17) 括弧内は弘化二年の太々神樂執行許可状の人名と照合
- (18) 村上忠見『富士信仰につれて発達した御師の考察』『沼津史談』二六号
- (19) 『市史』三一二八二
- (20) 青柳周一『登山道と地域社会』『文化』第六一卷第三・四号、一九九八年
- (21) 渡邊篤太郎家文書
- (22) 富士山資料館所蔵
- (23) 『市史』三一四五
- (24) 『御殿場市史』第四卷
- (25) 『市史』三一二八五
- (26) 富士山資料館保管
- (27) 富士山資料館保管
- (28) 井野辺茂雄『富士の歴史』、三四五ページ

(29) 『市史』三―二八八

(30) 『日本庶民生活史料集成第二卷』所収、一九六九・四・三十一

(31) 『江戸期山書翻刻叢書』三、一九八〇年、国立国会図書館蔵

(32) 『江戸期山書翻刻叢書』二、一九七九年、国立国会図書館蔵

(33) 本史料は、筆者所蔵以外に、故杉村斉氏所蔵、『富士の歴史』二〇〇〇年度の神田古書市の目録に掲載されるなど数多く見られ、『国書総目録』では所載がないが、かなり流布したものと考えられる。

(34) 荻野裕子「富士山南口案内絵図―村山修験者と南麓富士登山―」『館報』富士市立博物館、平成一〇年度、所収

(35) 年末詳「富士山御縁起」 杉山郁美家文書など

(36) 井野辺茂雄『富士の歴史』、三四六ページ

(37) 『裾野市史』第二卷 資料編古代・中世、三七七ページ、解説

(38) 『市史』二―五八三・五九〇・五九八

(39) 『市史』二―六二三

(40) 『富士吉田市史』通史編第一卷

(41) 『市史』三―二八六

(42) 『市史』三―二七七

(43) 『市史』三―二七九・二八〇

(44) 野島寿三郎編『日本暦西暦月日対照表』、一九八七年一月

(45) 青柳周一「近世後期富士山麓における地域社会像―女人登山禁制をめぐる―」日本歴史六〇一号、一九八八年六月

(46) 『市史』三―二八六

(47) 井野辺茂雄『富士の歴史』、三二二ページ

(48) 『市史』三―二四四

(49) 『市史』三―二九二

(50) 『小山町史』第二卷・井野辺前掲書

(51) 裾野市史専門委員会『裾野の石造物』上・中・下、一九九五―九七年。これは中野専門委員会をはじめとする調査部会の方々の努力とともに、事務局の永野武信・山本けい子各氏他多くの方々が山野を跋涉して調査した、文字通り足で稼いだ成果である。地域の石造物については、今後未掲載のものが一、二発見されるかもしれないが、ほぼ裾野市内の石造物を悉皆調査しているといえよう。

(52) 瀬川裕市郎「裾野の石造物―庚申塔を中心に―」『裾野市史研究』十二号、二〇〇〇年三月

- (53) 高橋敏「江戸時代裾野の生活・文化と女性・子供」『裾野市史研究』第二号、一九九〇年三月
- (54) 中沢厚『石にやどるもの』、一九八八年
- (55) 館山市立博物館『富士をめざした安房の人たち』など
- (56) 『小山町の歴史』第九号・一九九六
- (57) 青柳周一「須走御師宿帳の研究」『小山町の歴史』第九号、一九九六年
- (58) 安池尋幸「中世・近世における江戸内海渡船の展開―富津・野嶋間の渡船の場合―」『神奈川県史研究』四九号所収、一九八二年十一月
- (59) 『小山町史資料所在目録』第14集、一九九二年
- (60) オールコック『大君の都』など
- (61) 『静岡県史』別巻―
- (62) 遠藤秀男「富士曼陀羅や村山修験」
- (63) 堀内 眞「富士に集う心」網野善彦・石井進編『境界と鄙に生きる人々』所収、一九九五年四月
- (64) 『市史』三―四九
- (65) 『市史』三一五八
- (66) 『駿河記』卷二十七
- (67) 『市史』七
- (68) 前掲(18)、村上忠見論文
- (69) 『市史』三―二四八・二四九
- (70) 岩科小一郎『富士講の歴史』、一九八三年九月
- (71) 『駿東郡須山村誌』
- (きくち くにひこ 東京都立航空工業高等専門学校)

『裾野市史』第八卷 通史編Ⅰ

永原慶二

本書の特徴と長所

平成十一年度末、待望の『裾野市史 通史編Ⅰ』が公刊された。既にこれまで七冊におよぶ充実した資料編を逐次発行し、数ある自治体史のなかでも水準の高さを十分に認められていたわけであるが、通史編はその上に咲いた大輪の花を思わせる見事な出来栄である。

全国の自治体がそれぞれに歴史資料を収集し、それをふまえて当該地域の歴史を叙述してゆこうという試みは、とくに昭和二十八年の町村合併促進法を発起点として全国的に進められた「合併」によって、明治二十一年の市制・町村制のもとで編成された市町村が大きく姿を変え、あるい

は合併によって姿を消していったことをきっかけに広く推進されるようになった。それ以来今日に至るまでに、既に大多数の自治体がその歴史編さんを終える状況になっている。『裾野市史』はその意味では遅い方である。しかしそれだけに内容的には、近年における歴史研究・歴史認識の飛躍的な深まりを踏まえて、確かな学術性と目配りのきいたバランスを保った市史となっている。

そこで、私なりに本書の全体的特徴と長所を整理してみると、第一は、裾野市域を中心とした地域の歴史を具体的かつ詳細に追求しながら、それを日本歴史の全体の中に位置づけられていることである。地域史を全国史の中に位置づけるといふ視点は戦後早くから提起されてきた。しか

し、比較的早い時期につくられた自治体史では、日本歴史の概説に示された歴史展開の筋道を、地域の歴史にそのまま適用することで、地域の独自の歴史、個性的で日本通史の筋には乗せにくいような史実を十分に解明し、そのことの意味を問い直すことから問題を日本通史に投げ返すという姿勢が欠けていた。

それは日本の歴史は日本の中央政府・中央政治によって動かされてゆく、地方はそれによって引つ張られてゆくものだ、というような考え方が根強かったからである。それに対し今日では「地域からの視点」「地方の時代」「地域と国家」というような視角が常識化しているといつてよいほどに地域の主体性が歴史認識においても重視されている。すなわち、市史の見方、全体史の中への市史の位置づけ方も逆転したといつてよいのである。『裾野市史 通史編Ⅰ』はとり立ててそうした建て前をあげつらっているわけではないが、暗黙のうちにそうした考え方を腹にすえているようである。

一例をあげるなら、本書第二編（中世）第四章は「道をめぐる様々の動き」というテーマである。こうしたテーマで一章を立てることは従来の類書にはほとんどなかった。伝統的な郷土史研究でも「横走関 ほどこにあつたか」といった問題をはじめとして多くの事実についての研究は蓄積さ

れてきたが、交通路と人の動きをトータルにとらえる視角は十分でなかった。それと比べてみると、この「道をめぐる様々の動き」は広く柔軟な視角によって、この地域が世界の全国的な交通路の中で占めている事実と特徴を的確にとらえ、評価する方向を打ち出している。地域の側から全体史へ、という視角は、全体史への深い理解と地域的史実の掘り下げという両面についての思いきつたふみこみなしには果しえないことである。裾野の場合、その点が際立って新鮮である。

第二は、地域の歴史を見る目の拡大、特に生活史の諸側面への深い照射という姿勢である。地域の歴史にも支配・行政のもつ役割は大きい。けれども地域史の最も重要な問題は、なんといつても地域というものが、民衆の直接的な生活の場であるということである。

「生活」というのは衣食住だけのことではない。人々の生活を成り立たせる単位としての「家」、「家」の地縁的結合||共同体としての「村」の問題。その「共同」の内容、たとえば用水、山野利用、生活諸面での相互援助等々の問題。信仰や年中行事、習俗の問題、特に近世、近代では教育の問題。そうしたものがみな広い意味での「生活史」の重要な諸側面である。従来の多くの自治体史も「教育」の問題を取り上げてはいる。しかし、その内容はほとんど学

校の設置、校舎の建設といった、いわば外枠的なことにし
ばられており、教育の内容や地域社会における教育・学校
の機能・広く地域社会全体とのかかわりなどに目を向ける
ことがほとんどなかった。

それに対して本書では「生活」の内容が地域民衆の暮らし
に密着して具体的に深く追求されている。近世の部で第三
章「村の機能」、第四章「産業と流通」、第五章「村人の生
活」、第六章「村の文化と信仰」、というようにじつに多面
的・具体的にこの問題を追求している。その点は本書の特
筆さるべき特徴であり、他にぬきんでた長所である。

第三は、右のような視点を歴史研究として具体的に追求
してゆくために、従来の類書と比べて発掘し駆使されてい
る市史資料が多彩であり、対象への接近の方法が多角され
ていることである。オーソドックスな伝統的歴史研究では
文字史料、主として古文書と古記録が基本とされてきた。
たしかに前者は布達・上申のような上から下へ、下から上
への意思伝達や手紙、契約書など当事者相互間で成立する
文書であるから、最も史料価値が高い。また古記録は日記、
覚書の類で古文書につぐもの。その他文学作品、紀行文の
類以下の文字史料もある。そうした点で文字史料の価値は
今も否定できない。

しかし文字史料優先のあまり、石造物・工芸品・絵画・

建造物・住居跡・居館・城郭跡などを始めとする遺物・遺
跡などは十分活用されてなかった。民俗は興味深いが、年
代がとらえにくいということで、その成果を歴史の認識に
結びつけることが十分には出来なかった。また特に近代に
なると、国政の地方への浸透力が強まるため、国政がらみ
の地方行政に主眼がおかれ、役所の資料だけに目を向け、
民間で書かれた日記・メモ類の追究が不十分であったし、
本書の近代の各章冒頭の節におかれているような「暮らし
の風景」ともいふべき、社会的な問題も目に入れること
が少なかった。

民衆の日常的な暮らしや意識、「世間」としてとらえられ
るような地域のつき合い方や習俗などは、社会学・民俗学・
文化人類学などの手法の援用によつて把握可能となる。
それは市史料の拡大と共に学問的方法の拡大、多様化であ
る。本巻の中世Ⅱ有光友學、近世Ⅱ高橋敏、近代Ⅱ安田常
雄、民俗Ⅱ福田アジオ氏等は、いずれもそうした新しい学
問的方法を導入しつつ、日本の歴史学の水準を引き上げて
きた代表的学者であるだけに、この点は読む者にとつても
すぐ心にひびいてくるところである。裾野市当局が市史編
さんの開始に当たりこれだけの第一線研究者に委嘱したこ
とは、やはり本市史の成功の最も大きな要因といえる。

それとともに、本書の筆者には右にあげた各時代の責任

者以外の多数の方々がいる。おそらく、多くは各責任者の周辺の若手研究者であり、一部は裾野地域の地付きの研究者であろう。多数筆者の分担執筆がさけられない市町村史の場合は、筆者間で視角や出来栄えに誤差が生じやすいものであるが、本書ではそれがほとんどみられない。

第四は、右の点と関わるが、全時代を通じて執筆者の息が合い、歴史を見る姿勢が共通し、結果として通史叙述の一貫性がよく確保されていることである。通史といっても、分担筆者が、他の筆者他のテーマや、全体の流れなどとの関係に配慮が弱く、それなりに面白いが、通史としては連係が足りず、あたかも論文集のようになっている場合も少くない。

本書にはそうした弱点がほとんどあらわれていない。これは時代ごとの責任者、筆者間の十分な討議、考え方の交流がなくてはなかなかできないことである。それぞれ本務をもち多忙な公務の余暇をさいての十年余の長時間にわたる仕事というのはなかなか気合が合わず、結果として統一を欠くことになりがちであるが、本書はその困難をよく乗り越えているといえる。

第五に、さらにつけ加えるならば、おそらく、九巻にもわたるこれだけの大事業をほぼ予定のスケジュールどおりに高い水準で遂行できた陰の力としては、専門委員、執筆

委員を支えた編さん室事務局の努力が大きいであろう。この点は外部からは推測以上のことは言えないが、同じような仕事にいくぶんの経験を持つ私としては、特に印象に残る感想として記しておきたい。

以上、本書の特徴・長所をできるだけ一般化する形で整理し、指摘した。諸時代の全体にわたって、具体的・個別的な批評を行うことは一人の評者の能力を超えるし不適切でもある。その意味で右のような形でまず全体的印象・評価に関わることを述べた。以下、私の関心に関わる若干の重要問題について、各論的な紹介・感想を述べることにする。

戦国の地域領主葛山氏をめぐって

この地域の古い時代の歴史の中で非常に大きな存在感・役割を持ったものとして忘れられないのは鎌倉・室町・戦国を通じて地域の中心となった葛山氏である。およそ一〇メートル四方、周囲に高い土塁をめぐらした葛山氏の方形館跡は今も見事に残り、背後の葛山城跡と共に静岡県の指定も受けた史跡として保護されている。方形館の周囲には当時は水堀がめぐらされてたから、景観的にも相当な偉容であったに相違ない。

本書は当然のことながら、この葛山氏の中世を通じての歴史と館城遺構について十分な紙幅をさいている。そこで記述されていることをここで要約的にくり返す必要はないだろう。平地方形館と背後の山城、また至近の距離にあった千福城・大畑城についても言及されており、それらを相互に有機的に関連付けてとらえようとする適切な記述も行っている。たださらに知りたいと感じた一、二の点を記すと、

第一は、平地方形館と葛山城の具体的な関連の問題である。葛山氏は室町時代には「奉公衆」という室町將軍直属の有力国人であり、半面守護今川氏の傘下にあるものの、半面では自立性の強い地域領主であった。そして戦国時代には幕府体制の秩序から離脱し、今川と小田原北条と武田という三大強国の狭間にあって駿東郡一帯を勢力下において地域領主としての道を追求している。そうした性格を持つ葛山氏の館と城とはどう使い分けられたのか。

近年の研究で次第に明らかにされてきたところによると、平地方形館は鎌倉室町期の武家居館に共通のものであり、山城は合戦の時の臨時的なものであった。ところが、一六世紀に入る頃からそれ以前の緊急避難場ないし合戦時の要塞という性格を変え、軍事拠点、支配拠点として、領主の日常居所になっていくのである。戦乱が厳しくなったからに相違ないが、平人居館は荘園制のように幕府・朝廷の法

的秩序によって領主間の紛争が裁決され、個別の実力による紛争解決が抑止されている時代に照応しているのに対し、戦国の城は全国的法秩序が解体し、自力による自己主張、自己防衛が社会の秩序原理となる時代・社会状況に照応するのである。大名・国人をふくめ地域領主の居所の山上移転はそのような意味を持つ。

そうした問題を念頭において葛山氏の場合を見るとどうであろうか。一六世紀のいずれかの時点で葛山氏も山上に本拠を移したのであるか。諸他の側を参照すると、領主が山上の城に移ると、城主の妻子・一族や有力家臣も山上に曲輪を設け居所を作らせ、「山の根」「根小屋」とよぶ山裾には直属中下級家臣たちを集住させ、城への求心的な軍事的集中を推進してゆく。

葛山氏の同族・家臣も相当数の名前や所領規模などが判明している(本書図表2―18)。また図表2―16によると葛山城のふもと、現在の仙年寺の下には「高土手」があったらしく、その内外に「門前」・「門添」の小字名がある。おそらくここが大手口であろう。そこから方形館の西側に当る「中条」・「条内田」などの小字名の部分は城下の「山の根」根小屋」地区と解せられ、その南側の川流が一つの防衛線となっていると思われる。図表2―15の地図で明瞭なように千福城・大畑城は、比較的縄張の規模の小さい葛山

城の防御力を補う出丸的位置を持ったと解せられる。

すると次の疑問は、他の多くの国人領主の城では城下には一定の都市的展開をとげた「町」空間が認められるが、葛山の場合は如何と云うことである。つい先頃編さん室にお願ひして現地を案内していただいたが、今のところ葛山「城下町」といふべきところがあつたか否かも分らないし、本書もそうした問題設定はしていないようである。

しかしこの地域の小字名を調べてみると、城から東南に向けて開けた平地部で、おそらく沼津から北上して神山を経て一方は茱萸沢から甲州郡内へ、他方は竹之下から足柄に向かう交通路に接した位置と推定されるところに「市場平」の小字がある。旧富岡村役場に近いあたりである。その辺りが、葛山氏が必要とした交易拠点と考えられないだろうか。例がとぶが、石見の益田(益田氏)、安芸の郡山(毛利氏)、越後の村上(本庄氏)など葛山氏と同格の一郡規模国人領主は城下に直接に交錯する市場道路を設置し街村型の町場を積極的に創出しており二〇〇戸前後の「町人」の家が存在していた。そうした類例からすると葛山氏の場合を余り直截に論ずるわけにはゆかないが、当時の地域領主が流通・交易拠点を作り、商人を招致することなしにはやってゆけなくなっていたことは否定できない事実である。葛山氏も神山のような「宿」の支配に力を入れていたことが

知られている。その意味で葛山城下の「町」的空間を意識的に追いかけてみる必要はあるであらう。そしてもしそうしたものの存在が否定されるとすれば、それはまたなぜなのかも考えてみる必要がある。名門葛山氏の最期が武田氏への内通・北条勢力による後退と、意外にもろかつたこととそれは関連するかもしれない。今後考えてみたい問題の一つである。

深良用水をめぐる

『裾野市史 通史編』といえはほとんどの読者はまず深良用水を想起するだろう。一般には「箱根用水」として知られている。かねて用水不足に悩まされつづけている当地域の水利悪条件を一举に打開すべく立案されたのが、深良峠の下を約一三〇〇メートルに及ぶトンネルで掘り通し芦ノ湖の水を導入しようという思い切つた新構想である。実際隧道による導水にこれほど大規模な事業は他に知られていない。それは深良村名主大庭源之丞によつて構想されたが、事業は友野与右衛門等四人の江戸町人の請負によつて寛文六(一六六六)年から同十一年にかけて遂行された。

『裾野市史』は深良用水については特別に第六巻を『資料編 深良用水』とし、全力をあげて材料の収集に当り、そ

れまで積み上げられてきた研究の中で収集された史料に新発見のものも加えたいうえ、巻末には文書各号についての詳細な解説も加え、全国の研究者にとつてもこの上なく貴重で便利な史料集を『市史』の第一冊目として発刊した。

『通史編』では近世の「第一章江戸時代の幕開け」の第三節に「深良用水の開削」が三四頁にわたって記述されている。「開削」の内容は、視角によつてさまざまありうるが、ここでは主として、友野等の請負の過程、隧道の規模・技術・資金、通水と新川掘削・用水堰、元締商人の年貢米金横領による失脚と用水管理権の幕府への接収、といった問題がバランスよく適切に述べられている。その点に関しては、類書に見ないもつとも簡明正確な記述であつて貴重である。

しかしあえて望むなら、同じ筆者が先に史料集の解説を書かれたためか、この『通史編』には、深良用水が裾野地域の村々にもたらした変化や恩恵についての、村の立場からさらにふみこんだ記述がやや乏しかったように思われる。

『資料編』の頁をたぐつてみると、例えば史料55号延宝五（一六七七）年の茶畑村の場合、「田方五一町九段一畝、内一五町八反余箱根掘貫水掛畑成田、畑方三八町三反五畝二〇歩、内一三町八反一畝二〇歩箱根掘貫水ニテ亥子兩年畑成田」とある。「畑成田」というのが通水によつて水田と

なつた耕地である。田方の内で畑成田というのは分かりにくいがおそらく検地帳上は田になっているが通水前は水不足で荒廃田あるいは畠となつていたところであろう。茶畑村の深良用水による恩恵の大きさが知られる。五七号の延宝八（一六八〇）年「茶畑村鏡之帳」によると、この村は「先高」四六〇石三升六合に対し、「今高」九七二石七斗七升四合となつている。村高は倍増といつてもよい程の増加である。

また六〇号の貞享三（一六八六）年、「茶畑村指出帳」には「当村御田地六六町余之内、三五、六町は沢水掛山入ふけ田多く御座候、残三〇余町は箱根掘貫水かかり」とある。通水以前からの水田三五町余は沢水がかりの山田（谷田）で排水の悪い「ふけ田」であつた。ところが深良用水によつて一挙に三〇町が加わる。しかもこれは沢水がかりの「ふけ田」に比べれば遥かに良好なものであつたらう。

もちろん茶畑村も含む下筋一二村は、深良用水で灌漑される村々のうちでは下流部に属し、通水後十数年経つと水量が減り、水不足に悩まされるようになり、下筋各村は多数の人力を出して井堰の維持のための作業に当らなければならず、その負担に悩まされるようになった。

しかしそうした困難を伴いながらも、深良用水の恩恵は下筋一二ヶ村に至るまでを大きく変貌させているのであり、

その後近世中後期以降の當農における用水の恩恵は測り知れないものがあると思われる。『通史編』は、『資料編』に譲ったためかそうした面についてほとんど言及していないが、私は『通史編』にこそこの点をより具体的に記述することによって、一般の人々に用水が村々にもたらした巨大な意義を理解し、記憶してもらえるように配慮すべきではなかったかと思う。開削の費用や通水による灌水面積、新石高などの数字だけから歴史のリァリティーをつかみとることはやはり困難であろう。

いわゆる“名望家”層をめぐる問題

次にもう一つ考えてみたいのは明治前期(市制・町村制以前)に活躍したいわゆる地方“名望家”層の問題である。『通史編』では近代編の「第一章近代化と地域社会の再編」の中で第五節「裾野の自由民権運動」を設け、つり見出しの一項に湯山半七郎(御宿)を取り上げている。半七郎は幕末の頃、渡辺隼雄(須山)、岩崎佐十郎(佐野)とならぶ当地域の豪農の代表的存在であった。

『通史編』の記述に従えば、半七郎は若い時から小作地管理・山林見廻り・養蚕・醸造(酒・醬油)などに関わって経験をつむとともに、明治二年には前記二人と共に平田

鉄胤の門を叩いて国学を学び、新政府の神道による国民教化の先鋒となつて教導職となつた。

さらに「学制」が定められると教育問題に取り組み、嶽南学校の建設に巨額の私財を投じ、明治十年代には戸長となり、子の湯山柳雄は自由民権の気風の中で愛郷社・岳南自由党の創設に関わつてゆく。一方、明治初年、半七郎は環融社・御厨銀行を設立、製茶輸出会社や石油会社への投資も行い、殖産興業の先頭にも立つた。

こうした維新・民権期の政治・経済・教育など諸分野にわたる活動はおどろくべき多面性と高い見識を示しており、『通史編』の筆者の筆も冴えている。おそらく『通史編Ⅱ(人物編)』ではさらに踏み込んだ叙述が行われることだろう。

幕末・明治前期史の研究の中で、半七郎のような地域の中心的・指導的活動家を“名望家層”と呼んでいる。幕末期の“豪農層”と呼ばれた者と人物的にはほとんど一致するが、維新と共にそれに続く近代化の時代を地域から政治・経済・文化諸面にわたつて支えた階層である。

不思議なことにそのように有能で見識と活力に溢れた“名望家”はこの時期日本列島各地で発見される。おそらく維新変革は行われながら、まだ明治二十一年の市制・町村制、続く「大日本憲法・帝国議会」という中央・地方の近代行

政システムが成立する以前の制度不安の時代が、かえってこうした個性豊かな人々の活動を可能にした根本の要因であろう。その意味では「名望家」層こそ近代日本の揺籃期を支え、ある意味では植民地化の危機にさらされていた日本を救う底力を発揮した人々と考えてよいのである。

地域の歴史を見る場合にも、そこに登場する事実や人物が、日本の全体史とどのように関わってゆくのかをあきらかにしてゆくことは常に必要なことである。その点を明らかにすることによって『通史』の読者も「わが地域」から「日本」を透視することが可能になる。その意味では湯山半七郎に具象化されている「名望家」の社会的存在を一つの理念型（カテゴリー）化する方向を打ち出してもよいかもしれない。いってみれば、戦国時代では葛山氏を介して、全国史的カテゴリーとしての「国人」を透視することができるように。

戦争の記録

以上、葛山氏、深良用水、「名望家」の三つは、記述の内容が優れているとともに、特に私がかねてから興味を寄せていたテーマでもあるので、それぞれについて多少の感想を述べたのであるが、その他随所にわたって刺激を受けた

記述が少なくない。中でも感銘深かったのは、「十五年戦争と裾野の人々」の章である。戦争を知らない世代がほとんどすべてになった今日の時点で、あの戦争とは地域にとつて何であつたか、それは地域においてどのような形で推進されてゆき、何をもたらしたか、という最も深刻な問題を多面的かつリアルに追究している。戦争の記録を個別の人々の思い出にとどまらず、歴史認識として総括された形で後世に伝えていくことはこよなく大切である。『裾野市史 通史編』の「戦争の時代」のとらえ方にはリアリティーの迫真性と観察の深さがよくあらわれている。中でも九二一頁以下に裾野市関係軍人兵士で戦死した人々全員の日時・戦場・人数が示されるとともに、戦没者全員の名前が一二頁にわたって列挙されていることには大きなショックと感動を抑えられなかった。裾野という限られた地域でこれだけの方々戦争の犠牲になったのか、戦争とはかくも無惨に若い人の生命を奪い去ってゆくものか、ということをも、万言を費やすよりも強いインパクトをもって読者に訴えている。このように地域の戦争犠牲者の状況を徹底して把握することはどの自治体でも必ずできていとはいえないであろう。その点で私は裾野市当局に敬意を捧げるとともに、こうした形で全員の姓名・本籍地・死没日時・場所をすべて『市史』に載せるといふ判断をとった筆者たちの見

識とヒューマニズムに心打たれたことを特記しておきたい。

近・現代女性女性史への目

次にこれは注文というべきであろうが、近年の日本歴史学の最前線の成果・視点を広く取り入れた本書にもかかわらず、近現代史の部分で女性をめぐる諸問題にはほとんど言及していないことはいささか残念である。例えば家と女性、女性と教育、戦時中の女性たちの暮らしと苦難、戦後の女性の活動、女子の上級学校への進学の高まりと社会進出、農村の変貌にともなう暮らしの変化と女性等々、考えるべき事柄は実に多いし、家・衣食住・労働・教育など日常生活に密着した女性の存在はきわめて大きい。しかしそうした地域女性史の問題を地域通史の中に積極的に位置づけようという姿勢は残念ながらうかがいにくい。

このようにいうことは一種のねだりであって、本来書かれたことへの批評でないという点からすれば筆者たちへの敬意を欠くことにもなりかねないが、それらが地域史としてとりわけ重要だと考える意味であえて一筆させていただけ。

高度成長以後・歴史と現在

最後にこれもないものねだりの類で恐縮だが、この『通史』叙述はやはり「『占領』から高度成長へ」の章で終わらせず、もう一章「歴史の中の現在」を直接認識できる章が欲しかった。おそらく裾野市は、内陸部や日本海側の少ない地帯などと比べると、高度成長を経て、農村の都市化が際立って進んだ地帯である。トヨタ・キャンオンという日本を代表する国際的大企業の当市域への進出はそのシンボルであろう。その中で裾野市域の暮らしはどう変わったか、多数の市民の居住地は昔の村のままでも、生活の内容は一変しているはずである。そこでどのような新しい社会諸関係が生まれてきているか。新しいものと伝統的な暮らしの様式、習俗はどのように交錯しているか、等々。それは裾野市民にとって歴史をふまえた自己認識上、文字通り「現代」の問題である。それを歴史叙述の到達点として鮮明にとらえてゆくことは、歴史研究が現代と未来に向けて負うべき責任でもあると思う。たしかに本書のように「町村合併」（昭和三十年代初頭）、「高度成長」（同三十年代後半～四十年代）で記述を止める方法が自治体史の多くのケースであるが、二〇世紀の終わりという時点に立てば、これに続く「歴史の中の現在」としての一段階は既に歴史認識の

対象として十分把握できるのではないだろうか。

以上、全体としてまことに見事な出来栄えの本書から受けた刺激や恩恵が大きかっただけに、勝手な感想までを述べ立てた失礼をお許し願いたいと思う。最後に少々不謹慎のような気もするが、近年はやりの企業評価にならって、全国自治体史の中で本書を「評価」すれば、「A A +」^{とす}とすることは大方の異論のないところであろう。3 A としなかつたのは私としては右記二つの注文点に関わっている。

杉村齊さんを悼む

福田 アジオ

裾野市史調査委員として長く活躍してきた杉村齊さんが五四歳という若さで亡くなられた。昨年(昭和)の十月十八日のことであつた。闘病生活を続けられていたとはいへ、数週間前には、少しづつ回復し、元氣になつてきたので、近いうちにまた皆さんとご一緒できる旨のメールを貰ひ、その日が近いことを楽しみにしているという返信を出していたから、逝去の知らせはまさに青天の霹靂であつた。信じられなかつた。

杉村さんは裾野市史の編さんが開始されると同時に乞われて調査委員に就任され、主として民俗編編さんのための調査にあたられた。熱心に市内各地の民俗調査を実施された。その成果は、葛山、深良、茶畑、富沢の各「民俗調査報告書」、「市史第七巻」資料編民俗に示されている。特に市民民俗では、重要な章節を執筆され、さらに所蔵の貴重な絵画資料も挿絵として提供された。また『市史研究』にもご研究の一端を披露された。「駿東(中・北駿)地域の吉田信仰」を寄せている(第七号)。いずれも民俗調査に基づく手堅い実証的な研究成果であり、杉村さんの学問的姿勢

を示している。

杉村さんの本務は三島市郷土資料館長であり、資料館の資料収集と展示で大きな実績を上げられ、静岡県、さらには東海地方でもよく知られた博物館に育てあげられた。そして、静岡大学において博物館学の講義を担当され、経験と学識を基礎に若い学生の指導に当たられた。また資料館では、市民との交流に努力され、市民の皆さんとの協業による研究成果をいくつも出された。今後の静岡県の博物館活動の中心になるべき人であつた。

杉村さんのご専門は民俗学であつたが、それにとどまらず幅広かつた。地元であることによつて熱心に取り組まれた三島暦の研究も注目すべきものがあつたが、その成果を大きくまとめられる前に亡くなられてしまった。民俗学の分野では、信仰と儀礼の問題に関心を抱かれていた。民俗学研究者としては、裾野市史だけでなく、『静岡県史』民俗編の調査執筆にも従事された。

研究者として物事に正面から立ち向かい、実証的に論じる杉村さんであつたが、人間関係においては柔和で人間味あふれるものがあつた。裾野で調査、作業を行った際にも、仕事を終えてから酒を飲むことも少なくなかつたが、その席での杉村さんは場の雰囲気を作り、列席した人たちを一つの輪に結ぶ努力を絶えずしていた。話題も豊富であつた。

その優れた資質を羨んで、私たちは杉村さんを「三島の文人」と呼んでいた。

個人的にはこの二十年間余り杉村さんにはお世話になることばかりであった。その一つとして特筆したいのが、国際交流である。私が中国浙江省麗水市の関係者から、日本訪問に際して日本の都市を訪れ、交流したいという依頼を受けた。その市の名称から連想して、三島市での受け入れを杉村さんに打診した。すると早速に、市役所の各方面と連絡を取ってくださり、麗水市代表団の三島訪問が実現した。これがきっかけとなり、三島市は麗水市と姉妹都市となり、現在も盛んに交流している。表面に出て誇ることをしなかった杉村さんの隠れた功績の一つである。

一九九八年十二月に、『裾野市史』の資料編民俗が完成したので、執筆したメンバーで祝おうということで沼津の寿司屋で会を開いた。そのとき体調が思わしくないのに杉村さんは出席された。それが楽しい時間を共有した最後であった。もともと共々調査し、研究し、そして飲みたかった。悔しい。

〔裾野市史編さん事業の歩み〕

1 裾野市史編さん基本要綱

編さんの目的

裾野市は時代の変遷とともに、幾多の行政制度の改革を経て、今日に至った。この時代の変遷と歩みの中で情厚く、勤勉な郷土の先人達は、裾野の歴史、風土、自然を背景に独自の文化を築きあげてきた。

しかし、市民の多くはそれを自然の流れの中で受け止めているに過ぎない。裾野市の産業経済の発展がますます予想される現在、先人達が築いた文化を歴史的に明らかにすることは、自然を愛し郷土愛に満ちた市民が住む文化都市建設には、不可欠な事柄である。また、土蔵など往古からの建設物の崩壊が進みつつある現在、郷土の歴史資料の散逸、忘失を防ぎ、現在ある資料に基づき裾野市の歩みを記録にとどめ後世に残す。

方針

1. 裾野市の歴史と文化の発展を広い視野に立って理解し

系統的に明らかにする。

2. 市史の叙述は、正確で学問的に高い水準を保つとともに、市民にわかりやすく親しみやすいものとする。

3. 古文書、古記録をはじめ、周辺地域との交流や郷土の歴史を広い視野から明らかにし、遺跡や遺物、民俗資料など広く調査収集し、永く後世に伝えるよう努める。

4. 市民編さん事業の経過を重視し、地域文化の向上に寄与し、市民参加と協力を促し、郷土への理解を深める。

2 裾野市史編さん委員会条例

(昭和六十二年三月二十日 条例第九号)
改正 昭和六十三年三月七日条例第二号

(設置)

第一条 裾野市史(以下「市史」という。)編さんのため、裾野市史編さん委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(目的)

第二条 委員会は、本市の歴史、市民生活の状況、社会活

動の進展等を調査研究し、広く市民に親しまれる市史を編さんするため、必要な事業を行う。

(組織)

第三条 委員会は、委員十五名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱または任命する。

(1) 学識経験者

(2) 専門委員

(3) 市職員

3 委員会に委員長および副委員長各一名を置き、委員のうちから互選する。

(職務)

第四条 委員長は、会務を総理する。

2 委員長は、会議を召集し、議事を主宰する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(専門委員会および調査委員)

第五条 委員会に第二条の事業を推進するため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に調査委員を置くことができる。

3 専門委員および調査委員(以下「専門委員等」という。)は、市長が委嘱する。

4 専門委員会の代表は、専門委員の互選で決定し、編さん委員となる。

5 専門委員は、資料調査、収集、研究、執筆等編さん事業を行う。

6 調査委員は、資料調査、収集、研究等に従事する。

(任期)

第六条 委員および専門委員等の任期は、本事業が完了するまでの期間とする。

(事務局)

第七条 委員会の事務局は、市長の定める機関に置く。

(その他)

第八条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

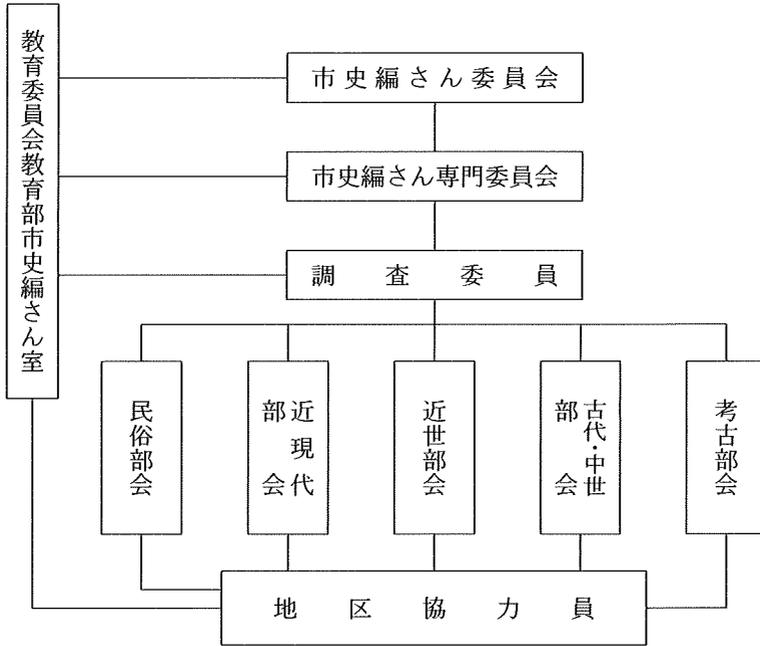
附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則(昭和六十三年条例第二号)

この条例は、昭和六十三年四月一日から施行する。

3 裾野市史編さん事業機構図



4 歴代裾野市史編さん委員及び関係者

(教育部長)	(総務部長)	(企画部長)	(企画調整部長)	市職員	専門委員代表	教育委員長	学識経験者	教育長	収入役	助役	市長											
土屋 勝幹	横山 哲也	小野恵津子	飯塚 光雄	渡邊 武彦	川口 陽市	杉山 政康	有光 友學	杉山 勝彦	渡辺 藤男	勝田 光信	羽田 勲	勝又 壽	芹沢 充寛	伊藤 政秋	岡田 憲明	長岡 安成	西川 久雄	渡辺 恵	杉山 政康	市川 武	大橋 俊二	
大庭 孝康	渡邊 武彦	渡邊 隆之	渡邊 隆之	渡邊 隆之	渡邊 隆之	渡邊 隆之	渡邊 隆之	渡邊 隆之	渡邊 隆之	渡邊 隆之	渡邊 隆之	渡邊 隆之	渡邊 隆之	渡邊 隆之	渡邊 隆之	渡邊 隆之	渡邊 隆之	渡邊 隆之	渡邊 隆之	渡邊 隆之	渡邊 隆之	渡邊 隆之
	渡邊 隆之	西川 久雄	渡邊 隆之	渡邊 隆之	渡邊 隆之	渡邊 隆之	渡邊 隆之	渡邊 隆之	渡邊 隆之	渡邊 隆之	渡邊 隆之	渡邊 隆之	渡邊 隆之	渡邊 隆之	渡邊 隆之	渡邊 隆之	渡邊 隆之	渡邊 隆之	渡邊 隆之	渡邊 隆之	渡邊 隆之	渡邊 隆之

(教育部次長)

西川 久雄
川口 陽市
横山 哲也

(財政課長)

鎌野 公種
渡邊 武彦
横山 哲也
小林 敏彦

(企画調整課長)

長田 敏博
眞田 利彦
大庭 孝康
眞田 利彦

(企画部部参事兼企画財政課長)

大庭 章生
眞田 利彦

(学校教育課長)

坂田 正治
羽田 久
渡辺 澄男

倉澤 正行
田村 吉章
谷山 匡

5 歴代裾野市史編さん専門委員・調査委員一覽

●市史編さん専門委員

有光 友學
高橋 敏
福田アジオ
四方 一洙
中野 國雄
安田 常雄

●市史編さん調査委員

石田 義明
岩崎 信夫
岩田 重則
菊池 邦彦
斎藤 弘美
坂本 紀子
柴 雅彦
杉村 齊
関根 省治

6 現・裾野市史編さん関係者名簿

(平成十三年三月現在)

市史編さん委員 ◎委員長 ○副委員長

◎ 杉山 政康 助役
○ 勝又 壽 学識経験者

羽田 勲 同
勝田 光信 同
芹澤 充寛 同
岡田 憲明 同
西川 久雄 教育委員長
有光 有學 専門委員代表
羽田 久 教育長
渡辺 隆之 企画部長

松崎 真吾 前田 耕司 湯川 郁子
脇野 博 渡瀬 治 井口 俊靖
新谷 尚紀 仁藤 敦史 松田香代子
東島 誠 伊東 誠司 西川 尚男
宮村田鶴子 瀬川裕市郎 厚地 淳司
大串 潤児

横山 哲也 総務部長
大庭 孝康 教育部長
眞田 利彦 企画部部長兼企画財政課長
谷山 匡 学校教育課長

市史編さん専門委員

代表 (古代中世) 有光 有學 横浜国立大学教授
(近世) 高橋 敏 国立歴史民俗博物館教授
(考古) 中野 國雄 日本考古学協会会員
(民俗) 福田アジオ 神奈川大学教授
(近現代) 安田 常雄 電気通信大学教授
(近現代) 四方 一滌 国士館大学教授

市史編さん調査委員

(近世) 厚地 淳司 静岡県立沼津東高等学校教諭
(近世) 井口 俊靖 加藤学園暁秀高等学校教諭
(古代中世) 伊東 誠司 一橋大学大学院社会学研究科博士課程
(近現代) 岩崎 信夫 東京都立目黒高等学校教諭
(民俗) 岩田 重則 東京学芸大学助教
(近現代) 大串 潤児 信州大学講師
(近世) 菊池 邦彦 東京都立航空工業高等学校助教
(民俗) 斉藤 弘美 日本民俗学会会員

(近現代) 坂本 紀子 青山学院女子短期大学非常勤講師
(近世) 柴 雅房 静岡県教育委員会社会教育課指導主事
(民俗) 杉村 齊 三島市郷土資料館館長(平成十二年十月逝去)

(考古) 瀬川裕市郎 静岡大学教育学部非常勤講師
(近世) 関根 省治 富士市立吉原商業高等学校教諭
(近現代) 西川 尚男 沼津市立大岡中学校教諭
(古代中世) 仁藤 敦史 国立歴史民俗博物館助教
(古代中世) 東島 誠 東京大学史料編纂所研究機関研究員
(古代中世) 松崎 真吾 森村学園非常勤講師
(民俗) 松田香代子 日本民俗学会会員
(民俗) 宮村田鶴子 日本民俗学会会員
(近現代) 湯川 郁子 札幌学院大学助教

7 裾野市史編さん事業経過報告

昭和49年4月1日～ 牧野駿氏を中心に市史編さん準備の開始と古文書の整理
昭和54年4月1日～ 大庭景申氏を中心に古文書の整理
昭和56年～60年まで 武蔵大学日本文化学科の学生を中心に古文書整理

昭和62年度

4月1日

杉山勝社会教育課長が市史編さん室長を兼務

6月1日

借用中の旧家文書調査及び事業打ち合わせ

13日

市史編さん準備委員会

19日

葛山区有文書借用打ち合わせ

6月5日

市史編さん委員会（学識経験者として五名を委嘱、市職員八名を任命）

市史編さん調査委員十名（岩崎信夫氏・岩田重則氏・菊池邦彦氏・斎藤弘美氏・柴雅房氏・関根省治氏・前田耕司氏・脇野博氏・渡瀬治氏・石田義明氏）を委嘱

7月16日

市史編さん委員会

9月21日

市史編さん専門委員五名の委嘱式及び専門委員会

4日

石脇・大庭家所蔵文書調査及び借用上ケ田区御遷宮二百年ぶりに建て替え

11月6日

市史編さん専門委員会

12月6日

市史編さん専門委員会

7日

葛山・勝又照一氏所蔵文書及び絵図の写真撮影

昭和63年

3月17日

市史編さん委員会

12日

専門委員会

昭和63年度

4月1日

市人事異動により長谷川博室長となり、袴田稔主事他嘱託三名の事務局を組織

14日

市史編さん調査委員十名の委嘱式及び専門委員・調査委員合同会議
古文書マイクロフィルム撮影保存の仕様について詳細な打ち合わせ
御殿場市中世関係諸家調査（県史調査へ同行）

23日

市史編さん委員会・専門委員会

16日～18日

調査（同行）

28日

佐野・岩崎家所蔵文書調査及び借用

17日

千福・普明寺所蔵文書調査及び借用

5月13日

富沢・服部家所蔵文書調査及び借用

21日

裾野高校へ遺跡・石造物調査の依頼

18日	編さん作業の進め方及び近世部門関係委員打ち合わせ	21日	深良支所蔵行政文書調査
26日	深良・羽田勲氏所蔵文書調査及び借用	29日	葛山城を主体とした座談会及び聞き取り調査
30日	葛山・中村三平氏所蔵文書写真撮影		芦ノ湖四ツ留水門両脇にある碑文の調査
10月6日	市史編さん委員会		深良・大庭三郎氏所蔵文書調査及び借用
11日～12日	葛山区有文書写真撮影（仙年寺）合同会議	30日	「市史だより創刊号」発刊
20日	御宿・下湯山家所蔵文書調査及び借用	12月3日	金沢・永田栄二郎氏所蔵文書調査及び借用
26日	長泉町役場より下郷文書の深良用水堰関係絵図写真借用	5日	葛山区有文書写真撮影
30日	地区協力員連絡会	11日	合同会議
31日	有光専門委員による市史講演会	12日	田場沢地区の民俗に関する聞き取り調査
11月1日	土屋明正教育長任期満了により退任芹澤仁氏が教育長に就任し、市史編さん委員に任命		箱根神社・箱根町役場保管の箱根用水に関する文書等の写真撮影及び聞き取り調査
9日	葛山城関係周辺悉皆調査	15日	深良地区神社の棟札・金文調査にあたっての事前打ち合わせ
17日	上ケ田・土屋進氏所蔵文書調査及び借用	17日	裾野高校にて石造物調査にあたっての説明会
20日	葛山・城ノ腰周辺調査・下郷文書調査		千福・鈴木常明氏所蔵文書調査及び借用

20日	借用	29日	合同会議
21日～23日	芦湖水利組合関係文書調査及び借用	3月15日	「市史だより第2号」発行
25日	田場沢地区の民俗関係聞き取り調査	16日～18日	深良支所所蔵文書調査
26日	深良地区の耳石神社・稻荷神社の棟札・奉納札の調査及び写真撮影	25日	「市史研究創刊号」刊行
	深良地区の赤子神社・駒形神社・神明神社・駒形八幡神社の棟札・奉納札の調査及び写真撮影	26日	葛山城址保存会総会時歴史講演会（講師有光専門委員）
	武井光雄氏宅で金堀甚左衛門に関する墓碑の調査及び聞き取り調査	27日	市史編さん委員会
27日	民俗関係委員会議	平成元年度	
	深良地区山神社の棟札・奉納札の調査及び写真撮影	4月7日	中里・御宿家所蔵文書調査及び借用
昭和64年		12日	公文名・有井家所蔵文書調査及び借用
1月5日	深良・原の駒形神社に伝わる駒形講に使用される軸の写真撮影	13日	平松・安田宅にて裾野市内の庚申塔調査資料打ち合わせ
平成元年		15日	近世（深良用水編）史料の第二次選択作業
1月10日	調査委員一名を委嘱（湯川郁子氏）	16日	合同会議
19日～20日	箱根町立郷土館に所蔵・保管されている箱根用水関係文書調査及び写真撮影	20日	深良用水隧道内調査
28日	「市史研究誌」刊行に伴う打ち合わせ	24日	葛山居館址実測調査打ち合わせ
		26日	石造物調査員打ち合わせ
		5月10日	市史編さん室東小学校北校舎へ移転
		13日～14日	葛山居館址実測調査

15日	深良・松井家所蔵文書・佐野区有文書調査及び借用 調査委員二名を委嘱（井口俊靖氏・新谷尚紀氏） 御宿・勝又家所蔵文書・石脇区有文書調査及び借用	6日	長泉町中土狩公民館で下郷文書虫干し会において深良用水絵図の写真撮影 葛山居館址実測調査
17日	深良区有文書調査及び借用	11日～12日	市史編さん専門委員に安田常雄氏（電気通信大学教授）委嘱
20日	近世（深良用水編）史料の第二次選択目録作成作業	15日	葛山居館址実測調査 「市史だより第3号」発行
21日	葛山居館址実測調査	17日～18日	葛山居館址実測調査
25日	田場沢・中村家所蔵考古史料調査及び借用	18日	葛山地区（田場沢区除く）民俗調査打ち合わせ
27日	深良・高橋家所蔵文書調査及び借用	19日	葛山居館址実測調査
27日～28日	葛山居館址実測調査	20日	合同会議
6月3日	石造物調査員への説明会	21日	近世担当委員による深良用水関係市内巡見
4日	葛山居館址実測調査	28日～31日	須山支所所蔵行政文書調査
10日	深良・志村家所蔵文書調査及び借用	9月9日	民俗部門会議
10日～11日	近世担当委員による深良用水編史料作業		小山町史編さん関係者との情報交換会
15日	大畑・市川家所蔵文書調査及び借用	10日	考古部門担当委員会議
7月31日～8月3日	古文書整理作業（武蔵大学生他）	14日～17日	葛山地区（田場沢区除く）民俗調査
8月2日～4日	富岡支所行政文書調査	26日	沼津市歴史民俗資料館所蔵考古遺物

	10月2日	借用			市役所所蔵史料確認調査
	4日～5日	地区協力員視察研修		26日～28日	近世担当委員による資料編「深良用水」掲載史料選択作業
	9日～10日	茶畑・柏木家文書調査		平成2年	
	15日	葛山居館址実測調査		1月6日	合同会議
	16日	合同会議		7日	佐野原神社宝物殿奉納品の調査
	21日	市史編さん委員会		12日	茶畑・柏木家史料に関する聞き取り調査
	25日	佐野原神社宝物調査・写真撮影		2月10日～12日	近世担当委員による「深良用水」掲載史料選択作業
	28日～29日	裾野高校所蔵考古遺物借用		13日	民俗担当による葛山地区民俗調査
	11月3日～5日	富士山資料館所蔵の考古資料調査		20日～22日	田場沢・芹沢正巳家所蔵史料借用
	5日～6日	葛山居館址の井戸址確認調査		26日	小学校所蔵史料確認調査
	12日	歴史講演会に関する資料調査		27日	清水町八幡神社中世文書調査
	15日	第二回歴史講演会「近世・裾野の生活と文化」(講師高橋専門委員)		3月15日	市史編さん委員会
	19日	「市史だより第4号」発行		25日	「市史だより第5号」発行
	12月1日	近代担当委員による聞き取り調査		26日～30日	葛山城址保存会講演(講師中野専門委員)
	3日	深良用水関係写真撮影			「市史研究第二号」刊行
	10日	柏木正男氏(沼津市在住)より茶畑・柏木家に関する聞き取り調査			近代担当委員による市役所所蔵史料調査
	19日	御殿場市神山・武藤家所蔵中世文書調査及び写真撮影		28日	地区協力員連絡会
	20日～21日	御殿場市・神山区有文書調査			
		須山支所所蔵行政文書調査及び裾野			

平成2年度

4月1日

調査委員一名を委嘱(松田香代子氏)

25日

土屋彰氏所蔵資料借用

4日

柏木新吾氏所蔵資料借用

25日

市役所資料調査

9日

福島尹夫氏所蔵写真借用

28日

小学校資料調査(西小学校所蔵資料借用)

14日

近世・民俗部会

6月1日

民俗担当者会議

15日

合同会議

4日

「市史研究第一号」頒布開始

18日 芹沢充寛氏所蔵考古資料借用

16日

小学校資料調査

25日 佐野区有文書借用

17日

考古・近世部会

26日 石脇・勝又重俊氏・市川逸郎氏所蔵資料借用

18日

芹沢充寛氏所蔵考古資料借用

27日 勝俣恵一朗氏所蔵資料借用

23日

小学校資料調査(富岡第一小学校所蔵資料・富岡第二小学校所蔵資料借用)

29日 渡辺武彦氏・横山正美氏・岩波森林組合所蔵資料借用

23日

市役所資料調査

5月7日

資料編「深良用水」構成会議

23日

小学校資料調査

5月7日

葛山居館跡井戸発掘打ち合わせ

27日

芦湖水利組合資料選択作業

7日

葛山石造物調査

30日

市役所資料調査

11日

市役所資料調査

7月2日

小学校資料調査

14日 小学校資料調査(深良小学校所蔵資料借用)

6日

葛山居館跡内発掘現場説明会

16日 深良小学校所蔵資料借用

8日

「深良用水」構成会議

21日 清水町秋山家所蔵中世史料調査

10日

芦湖水利組合資料借用

21日 深良地区民俗調査事前打ち合わせ

14日

深良地区民俗調査事前打ち合わせ

20日	考古部会（葛山井戸発掘に関して） 勝俣恵一朗氏所蔵資料借用	30日	合同会議
24日	渡辺武彦氏・勝又重俊氏・湯山匡秀氏・湯山博氏所蔵資料借用	10月1日	「深良用水」画像構成作業 西小学校資料調査
24日～8月27日	葛山居館跡井戸発掘調査		沼津市中世史料調査（妙海寺・西光寺・日枝神社）
25日	佐野・大庭和彦氏所蔵資料借用	5日	大庭重一氏所蔵資料借用
25日～28日	深良地区民俗調査	9日	湯山匡秀氏所蔵資料借用
26日	古谷善和氏所蔵・志村守雄氏所蔵資料借用	12日	三鷹市・志賀宅資料調査（「深良用水」の關係）
30日	専門委員会	15日	「市史だより第6号」発行
30日～8月2日	「深良用水」読み合わせ作業	16日～17日	箱根町写真撮影（「深良用水」の關係）
8月20日～23日	市役所資料調査	25日	石造物調査打ち合わせ
27日～30日	「深良用水」読み合わせ作業	11月1日	調査委員一名を委嘱（仁藤敦史氏）
28日	大庭重一氏所蔵資料借用		市川逸朗氏所蔵資料借用
9月4日	服部芳太郎氏所蔵資料借用	2日	服部省吾氏所蔵資料借用
6日	民俗担当者会議	5日～12月21日	御宿地区石造物調査
7日	「深良用水」掲載写真検討会	7日	葛山地区民俗報告書編集作業
17日	田口勝夫氏所蔵写真借用	8日	民俗担当者会議（東京）
22日	資料叢書Ⅰ（柏木甚右衛門覚書帳・湯山安右衛門日記）頒布開始	10日	考古部会
23日	「深良用水」原稿入稿		近代聞き取り座談会（羽田小学校関係者）
	箱根町石造物調査（「深良用水」の關		

19日	編さん委員会			
21日	後藤正信氏所蔵資料借用	31日	巳氏宅	
23日～25日	「深良用水」校正作業	平成3年	萬山浅間神社写真撮影	
24日	第三回歴史講演会「中学校と学校教育（明治期）」（講師四方専門委員）	1月7日	民俗関係写真撮影（芹沢正巳氏・勝又金作氏宅）	
25日	中世打ち合わせ会	11日	「深良用水」校正作業	
26日	近代聞き取り座談会（年代別）		箱根神社写真撮影	
27日	近代聞き取り座談会（職業別）	14日	「深良用水」校正作業	
29日	「深良用水」校正作業		民俗関係写真撮影（深良サイト焼き・勝又金作氏宅）	
12月3日	神奈川県立文化資料館所蔵資料借用	15日～16日	民俗関係写真撮影（深良サイト焼き・小正月）	
6日	富田昌雄氏所蔵考古資料借用		民俗関係写真撮影（田場沢 山の神講）	
13日	箱根町写真撮影	17日	「深良用水」校正作業	
14日	大庭重一氏所蔵文書借用		深良用水碑写真撮影	
16日	専門委員会・合同会議	19日～20日	深良用水水配人より聞き取り調査	
16日～17日	「深良用水」校正作業	21日	古谷正行氏所蔵資料借用	
17日	沼津市中世史料調査（妙覚寺・靈山寺）	22日	「深良用水」校正作業	
19日～20日	「深良用水」校正作業	26日～27日	箱根湖尻水門碑文調査	
21日	伊東タツ子氏所蔵写真借用	28日	「深良用水」予約開始	
25日～28日	「深良用水」校正作業	2月1日	深良地区民俗補充調査	
30日	民俗関係写真撮影（田場沢・芹沢正	9日～11日		

10日	合同会議・近現代部会 古代・中世部会		
10日～12日	「市史研究第三号」原稿入稿 「深良用水」校正作業	4月1日	調査委員一名を委嘱（東島誠氏） 近現代担当者会議（東京）
15日	地区協力員連絡会 「市史だより第7号」発行	9日 15日～16日	市役所所蔵資料調査（近現代） 深良用水隧道点検
20日	東大所蔵高田家文書確認調査 「深良用水」校正作業	23日 28日	吉野・渡井・高田家資料調査（中世） 近現代担当者会議（東京）
3月3日～20日	近現代部会（東京） 杉本若良氏所蔵資料借用	5月7日 8日	天神山・屯屋敷の遺物調査 考古担当者打ち合わせ会
6日	沼津市中世史料調査（祥雲寺・乗運寺・沼津歴史民俗資料館）	10日 12日～14日	御宿区有文書調査（近現代） 考古担当者打ち合わせ会
10日	深良地区民俗関係写真撮影 勝又常一氏所蔵写真真借用	17日～19日 21日	近現代資料調査 富士山資料館遺物借用（考古）
11日	中村孝一氏所蔵考古資料借用	28日	深良地区田植え等の調査（民俗）
12日	「市史研究第三号」打ち合わせ 古代・中世作業	6月1日 3日～4日	市役所所蔵資料調査（近現代） 近現代担当者打ち合わせ会（東京）
18日	「深良用水」校正作業	4日	水堰等の視察（近現代）
18日～19日	萬山居館跡発掘調査報告書発行	6日	裾野市史頒布（各支所等）
20日	「市史研究第三号」刊行	12日	市史編さん委員会・市史出版式典
25日		15日	合同会議
		16日	県市町村史担当者連絡会
		20日	

平成3年度

25日	中世調査作業	30日	水窪・渡辺家資料整理作業
7月8日～9日	近現代調査	9月4日	西川勝衛宅裏墓地調査
19日～20日	武田・鈴木家資料調査(中世)	10日	資料編「考古」第一回入校
20日	民俗担当者会議	11日	民俗報告書編集作業
22日～25日	民俗市内民具調査(近現代)	13日～16日	茶畑地区民俗調査
26日	考古担当者打ち合わせ会	14日	考古担当者打ち合わせ会
28日	合同会議	21日	古代・中世資料整理作業
29日	芦ノ湖水祭調査(民俗)	22日	合同会議
29日～31日	第一次資料目録選択(近現代)	23日～24日	近現代資料整理作業
30日	裾野高等学校資料調査	10月7日	「考古」原稿入校
8月1日	考古集中作業・第一資料選択(近現代)	12日～13日	須走浅間神社・芹沢家資料調査
		14日～15日	近現代資料調査
		17日	長野葛山城視察資料作成
7日～8日	民俗担当者打ち合わせ会	20日	乗先寺・二ノ岡神社資料調査(中世)
15日	奈良文化財研究所木簡調査(中世)	27日～29日	近現代資料選択原文書照合
15日	稻荷神社石物銘調査(近現代)	28日～30日	長野葛山城視察
17日	資料編「深良用水」講座内容打ち合わせ	29日	近現代担当者打ち合わせ会
17日～18日	近世担当者打ち合わせ会	11月5日～6日	御宿区有文書整理
21日	中湯山家資料整理作業	7日	「考古」口絵写真撮影
21日～23日	小山町史編さん室他資料調査(中世)	11日～12日	深良支所資料照合作業
28日	芹沢充寛氏所蔵資料整理	13日～22日	近現代選択目録作業
29日	中世資料整理作業	18日	与右衛門宅地跡地調査

24日	合同会議	20日～21日	須山支所所蔵資料照合作業（近現代）
25日	市史編さん委員会	25日	古代中世資料整理作業
25日	石造物・岩波宝篋印塔調査	26日	合同会議
26日	「考古」 図版校正	27日～29日	富岡・須山支所第一次選択目録作成作業（近現代）
27日	考古担当者打ち合わせ会		
12月3日	久根安楽寺聞き取り調査	2月1日	第一回歴史講座「深良用水を読む（総論）」
6日	鎌倉円覚寺資料調査（中世）	3日	民俗報告書編集打ち合わせ
9日	「考古」 口絵写真割り付け作業	5日	第二回歴史講座「深良用水の開削」
10日	深良用水隧道開削時の残石採索	8日～11日	茶畑地区民俗補充調査
12日	第四回歴史講演会「地域のなかの戦争」（講師安田専門委員）	12日	第三回歴史講座「深良用水論争と井組の変遷」
17日	県史編さん室文書撮影支援	18日	近現代担当者打ち合わせ会（東京）
18日	茶畑地区補充調査	19日	第四回歴史講座「深良用水維持と普請」
19日～20日	富岡支所所蔵資料照合作業	20日	深良用水関連の調査
24日	「考古」 校正作業	26日	第五回歴史講座「深良用水と村々の生活」
25日	深良神社写真撮影	27日	平塚市博物館資料調査及び収集（中世）
26日	駿河銀行図書館視察	28日	地区協力員連絡会と講話
平成4年		3月2日～3日	市役所資料照合作業（近現代）
1月8日	深良松寿院・慈眼庵の石造物調査		
15日	「裾野市史だより第8・9号」発行		
17日～19日	佐渡調査（近世）		
18日	「考古」 校正作業		

9日	近現代担当者打ち合わせ会(東京) 静岡古城研究会葛山視察同行	13日～14日	古代・中世史料調査(御殿場・小山) 及び打ち合わせ会
25日	市史編さん委員会	18日	市町村史編さん担当者連絡協議会
29日	葛山城跡保存会歴史講演	18日～19日	民俗補充調査(茶畑地区)
30日	「市史研究第四号」刊行	25日	埋蔵文化財担当者会議
平成4年度		25日～26日	民俗補充調査(茶畑地区)
4月12日	合同会議	27日～29日	近現代資料選択作業
27日	菊川町大屋敷遺跡視察(古代・中世)	7月5日	合同会議
28日	古代・中世収集資料整理	6日	県史編さん室資料調査協力
	近現代資料選択作業及び打ち合わせ会	8日	向田小学校社会科見学(深良用水関係)協力
5月7日	筑波大学付属中学校修学旅行(深良用水関係見学・聞き取り)への協力	11日～12日	古代・中世史料調査(沼津市・清水町)
10日～12日	近現代資料選択作業	11日～14日	近現代資料選択作業
19日	古代・中世史料調査(箱根神社)	20日	葛山居館跡内遺構確認調査現場準備開始
30日～31日	近現代新聞資料選択作業	21日～24日	民俗聞き取り調査(富沢地区)
	古代・中世史料調査(富士山資料館) 及び資料整理作業	23日～8月8日	葛山居館跡内遺構確認調査
30日～6月1日	近現代新聞資料選択作業	25日	古代・中世史料調査(沼津市)
6月3日～5日	資料編「考古」頒布開始	26日～28日	近現代資料選択作業
7日～8日	民俗聞き取り調査(京都 吉田神社)	27日～31日	湯山芳健家資料調査及び整理作業
		8月4日	「裾野市を学習する会」への協力

10日～12日	近現代資料選択作業 「市史だより第10号」発行	31日～11月2日	「近現代I」編集作業
15日	深良・大庭景申家資料借用	11月4日～5日	葛山居館跡内遺構確認調査出土遺物 確認調査
24日	近現代資料選択及び筆写校正作業	7日～10日	「近現代I」編集作業
26日～29日	古代・中世史料調査（山梨県・田辺家他）	9日	大庭景申家資料整理作業開始
9月3日～5日	県史編さん室資料調査協力	20日～22日	「近現代I」口絵写真撮影
11日	資料編「近現代I」編集作業	27日～28日	民俗補充調査（茶畑地区）
13日～15日	古代・中世資料整理作業	30日～12月4日	葛山区有資料整理作業
18日～19日	湯山芳健家文庫蔵写真撮影	12月5日	裾野市史「歴史講演会」（講師福田尊門委員）
21日	「近現代I」編集作業	5日～8日	「近現代I」編集作業
26日～29日	調査委員一名を委嘱（伊東誠司氏）	15日	「市史だより第11号」発行
10月1日	合同会議	平成5年	
4日	「近現代I」編集作業	1月6日	葛山居館跡内遺構確認調査報告書原稿作成開始
10日～14日	葛山居館跡内遺構確認調査出土遺物	8日	湯山芳健家資料整理終了
12日～14日	確認調査及び吉田神社関係民俗調査	9日	古代・中世史料調査（葛山仙年寺）
15日	民俗補充調査（茶畑浅間神社祭典）	10日	合同会議
17日～11月14日（毎土曜日）	「裾野市史考古を読む」歴史講座	11日	古代・中世筆写資料整理作業
19日	古代・中世資料整理作業	15日	「近現代I」校正作業
24日～27日	「近現代I」編集作業	18日～19日	「近現代I」校正作業
25日～27日	民俗補充調査（茶畑地区）	22日	大庭景申家資料整理終了

	23日～25日	「近現代Ⅰ」校正作業	3日	古代・中世打ち合わせ会
	30日～2月1日	「近現代Ⅰ」校正作業	4日	専門委員会・合同会議
	2月4日～5日	深良支所資料整理作業	5日	沼津市光長寺史料調査
	7日～9日	「近現代Ⅰ」校正作業	13日	近現代打ち合わせ会（東京）
	10日～12日	民俗補充調査（茶畑地区）	17日～18日	近世打ち合わせ会
	19日	市史編さん地区協力員連絡会	20日	深良用水隧道点検
	20日～21日	「近現代Ⅰ」校正作業	24日～25日	金沢地区史料調査
3月1日		長野県葛山城址保存会同名交流視察 への協力・長野市史編さん室視察	26日	古代・中世資料選択作業
	5日	古代・中世資料選択作業	27日	葛山浅間神社調査
	6日～7日	「近現代Ⅰ」校正作業	5月6日	小野豊氏聞き取り調査
	13日～15日	「近現代Ⅰ」校正作業	28日	地下水採取者協議会講演（高橋専門 委員）
	19日～20日	古代・中世資料選択作業	6月1日	「市史研究第五号」有償頒布開始
	22日	民俗担当者打ち合わせ会	2日～3日	富士山資料館寄託文書マイクログ撮影
	27日～29日	「近現代Ⅰ」校正作業	5日	民俗葛山御宿家家移り式調査
	28日	葛山城址保存会歴史講演会への協力	8日	杉山郁実家史料調査
	30日	市史編さん委員会 「市史研究第五号」刊行	12日～13日	古代・中世資料選択作業
平成5年度			18日	中野茂氏聞き取り調査
4月1日		市人事異動により藤森秋親室長とな る	19日～20日	市町村史編集担当者連絡協議会
			7月1日	近世資料選択作業
				調査委員二名を委嘱（西川尚男氏・

15日	〔市史だより第13号〕発行	18日	古代・中世註付け作業
21日～22日	民俗富沢補充調査	19日	古文書講座(第四・五回)
24日～25日	古代・中世註付け作業	21日	古代・中世註付け作業
25日～26日	近世資料選択作業		須山調査(近現代)
平成6年			富沢民俗調査
1月8日	古代・中世註付け作業	25日	地区協力員連絡会
9日	専門委員会・合同会議	26日	古文書講座(第六回)
10日	古代・中世註付け作業	28日	古代・中世註付け作業
11日	大庭好也氏所蔵文書借用	3月5日	古文書講座(第七回)
18日	古代・中世註付け作業	12日	古文書講座(第八回)
22日	古文書講座(第一回)	16日	古代・中世註付け作業
	岩船地蔵調査	19日	古文書講座(第九回)
24日	古代・中世註付け作業	19日～21日	近世資料選択作業
29日	古文書講座(第二回)	22日	古代・中世註付け作業
2月2日～3日	古代・中世註付け作業	26日	古文書講座(第十回)
3日	大山さん代参調査	27日～28日	和歌山県中世史料調査
5日	古文書講座(第三回)	30日	〔市史研究第六号〕刊行
7日	古代・中世註付け作業	平成6年度	
8日	石造物打ち合わせ会	4月3日	専門委員会・合同会議
9日～10日	山梨県中世史料調査	4日	調査委員二名を委嘱(厚地淳司氏・瀬川裕市郎氏)
12日	古代・中世註付け作業		
	近現代打ち合わせ会(東京)		

7日	中世戦国註点検	30日～1日	市役所永久保存文書調査(近現代)
13日	民俗唯念寺調査	8月1日	石造物原典照合
14日	中世戦国註点検	3日～4日	資料編「古代・中世」校正作業
16日	石造物深良現地点検及び小委員会	8日	石造物原典照合及び小委員会
17日	近現代打ち合わせ	11日～13日	下和田・金沢地区調査(民俗)
23日	中世戦国註点検	24日～26日	中世校正及び原典照合
5月7日～8日	「近世」表題付け	25日	市史編さん委員会
9日～11日	古代・中世原典照合	25日～27日	市役所永久保存文書調査(近現代)
16日	中世打ち合わせ	27日～29日	近世原典照合
30日	近代打ち合わせ	28日	学童疎開聞き取り調査(近現代)
6月12日～13日	中世解説打ち合わせ及び原典照合	9月10日	古文書講座(第一回)
18日～19日	民俗公文名地区調査	11日～13日	中世校正作業
20日	近現代打ち合せ	17日	古文書講座(第二回)
24日	中世原典照合	17日～19日	市役所永久保存文書調査(近現代)
26日	近現代切遠財産区調査	18日	近世原典照合
7月2日	民俗担当者打ち合わせ	24日	古文書講座(第三回)
	「近世」構成案検討	25日～26日	中世校正作業
3日	専門委員会・合同会議	26日	石造物小委員会
11日	館山市調査(中世)	10月1日	民俗水窪地区調査
14日～16日	中世原典照合	1日	古文書講座(第四回)
25日	石造物小委員会	1日～3日	中世校正作業
29日～31日	近世原典照合	2日	専門委員会・合同会議

8日	古文書講座(第五回)	21日～22日	議会事務局文書調査(近現代)
10日	民俗富士岡地区ヨシダサン調査	23日～26日	近世割付作業
15日	古文書講座(第六回)	26日～27日	議会事務局文書調査(近現代)
15日～16日	市役所永久保存文書調査(近現代)	平成7年	
16日～17日	中世校正作業	1月7日～8日	「近世」割付作業
22日	古文書講座(第七回)	8日	専門委員会・合同会議
29日	古文書講座(第八回)	16日～17日	石造物初校正
29日～31日	中世校正及び原典照合作業	28日～29日	民俗御宿調査
11月5日	古文書講座(第九回)	29日～31日	深良区有調査(近現代)
12日～14日	中世校正作業	2月6日	石造物初校正
12日	古文書講座(第十回)	11日～12日	「近世」割付作業
15日	地区協力員研修(秋葉山・掛川城)	13日	石造物初校正
19日～20日	民俗佐野地区調査	25日～26日	近世割付作業
19日～21日	富岡支所文書調査(近現代)	25日～27日	須山支所調査(近現代)
23日	近世原典照合	3月7日	中世解説検討及び系図作成
26日～28日	中世校正作業	11日～12日	伊豆島田調査(民俗)
28日	市史編さん委員会	12日～14日	須山支所調査(近現代)
12月3日	歴史講演会「中世の裾野」(講師有光)	14日～15日	小山町調査(中世)
7日	専門委員)	17日	中世系図作成
10日～11日	高崎市調査(中世)	18日～19日	「近世」割付作業
10日～11日	近世原典照合	24日～27日	須山支所調査(近現代)
17日～18日	中世校正作業	31日	「市史研究第七号」刊行

平成7年度

4月2日	専門委員会・合同会議	5日～6日	民俗調査(須山・富岡・麦塚)
17日	資料編「近世」原稿割付・校正作業	10日	近現代資料選択作業(東京)
17日～18日	民俗調査(須山・小山町)	18日～19日	民俗調査(須山)
21日～18日	近現代資料選択作業	22日～25日	近現代資料選択作業
29日～30日	「近世」原稿割付・校正作業	28日～30日	「資料編近世」校正作業
(4月中)	「古代・中世」校正作業	31日	近現代資料選択作業(東京)
5月1日～2日	千福・横山家資料整理	8月1日	民俗打ち合わせ
15日～16日	千福・横山家資料整理	1日～6日	「目で見る裾野の歴史展」
22日～24日	千福・横山家資料整理	3日	石造物打合せ
29日	石造物打合せ	6日	専門委員会・合同会議
(5月中)	「資料編古代・中世」校正作業	7日～9日	「資料編近世」校正作業
6月1日～2日	民俗調査(須山)	10日～12日	近現代資料選択作業
3日～4日	「近世」校正作業	22日～23日	資料叢書にかかる資料原典照合
6日	近現代資料分類作業(東京)	25日～27日	「資料編近世」校正作業
12日	民俗打合せ	27日～30日	近現代資料選択作業
17日～18日	石造物打合せ	9月1日	調査委員一名を委嘱(大串潤児氏)
25日～26日	「近世」校正作業	15日～16日	「資料編近世」校正作業
(6月中)	近現代資料選択作業	24日	民俗打ち合わせ
7月1日～3日	「古代・中世」校正作業	10月1日	専門委員会・合同会議
	資料叢書にかかる資料原典照合	1日～2日	近現代資料選択作業
		7日	歴史講座(仁藤調査委員)
		8日	歴史講座(松崎調査委員)

21日 歴史講座（東島調査委員）

21日～22日 近現代資料選択作業

26日 編さん委員会

28日 歴史講座（有光専門委員）

29日 「近世」校正作業

30日 近現代資料選択作業（東京）

11月6日 石造物打ち合わせ会

10日～12日 「近世」校正作業

21日 近現代資料分類作業（東京）

23日～24日 「近世」校正作業

25日～26日 近現代資料選択作業

12月1日 民俗打ち合わせ（東京）

2日～6日 「近世」校正作業

3日 専門委員会・合同会議

11日 近現代資料選択作業（東京）

17日～18日 近現代資料選択作業

25日～26日 「近世」校正作業

28日 近現代資料選択作業（東京）

平成8年

1月6日 「近世」校正作業

8日 近現代資料選択作業

16日 石造物打ち合わせ

19日 専門委員と市長の懇談

22日 資料叢書校正作業

2月3日～5日 近現代資料選択作業

5日 農具調査（民俗）

13日 近現代資料分類作業（東京）

17日 「近世」校正作業

24日～25日 「近世」校正作業

24日 古文書講座（第一回）

25日 農具調査（民俗）

31日 「市史研究第八号」刊行

平成8年度

4月1日～5日 石造物打ち合わせ・叢書校正作業

3日～12日 資料編「近世」校正作業

7日 専門委員会・合同会議

6日～8日 近現代資料選択作業

8日～11日 叢書校正作業

15日～16日 「近世」校正作業

22日～24日 叢書校正作業・石造物校正作業

23日～25日 民俗調査

26日～27日 近世校正作業

5月1日～2日 石造物校正作業

2日	古代・中世資料整理	22日	石造物打ち合わせ
8日～9日	近世資料整理	22日～24日	近現代三次選択作業
11日～13日	近現代三次選択作業	29日	石造物打ち合わせ
12日～13日	民俗打ち合わせ・調査	8月1日	石造物打ち合わせ・調査
13日～14日	近世資料整理	3日	近世打ち合わせ
18日～21日	近現代三次選択作業	4日	専門委員会・合同会議
27日	市史編さん委員会	5日	民俗打ち合わせ
27日～30日	近現代三次選択作業・民俗調査	5日～7日	近現代四次選択作業
6月3日	石造物打ち合わせ	7日	石造物打ち合わせ
9日～11日	近現代三次選択作業	19日	石造物打ち合わせ
10日～11日	近世資料整理	19日～21日	民俗調査・近世資料整理
15日	近世打ち合わせ	19日～23日	近現代四次選択作業
17日～21日	近世資料整理	26日	民俗調査
23日	専門委員会（通史編）	9月2日	民俗打ち合わせ
23日～24日	近現代三次選択作業	11日～13日	寺社関係調査
24日～25日	民俗調査	13日～17日	近現代四次選択作業
7月1日～2日	民俗調査	17日	石造物打ち合わせ
7日～9日	近現代三次選択作業・石造物打ち合わせ	19日	近現代四次選択作業（東京）
12日	石造物調査	20日～21日	民俗編集作業・石造物打ち合わせ
16日～27日	「目で見る裾野の歴史展」	28日～30日	民俗編集作業・近現代四次選択作業
19日～20日	民俗打ち合わせ	30日	民俗編集作業
		10月1日	民俗調査・近現代四次選択作業

6日～8日	寺社関係調査			
11日	民俗調査			
11日～14日	近現代四次選択作業			
14日	民俗調査			
15日	石造物調査			
17日～18日	寺社関係調査			
20日～22日	近現代四次選択作業			
26日～28日	近現代四次選択作業			
28日	石造物打ち合わせ			
28日	民俗調査			
28日～29日	寺社関係調査			
29日～30日	近現代四次選択作業			
11月2日～3日	石造物打ち合わせ			
5日～6日	歴史講座（関根調査委員）			
9日	民俗編集作業			
9日～11日	近現代四次選択作業			
12日	石造物打ち合わせ			
14日	石造物打ち合わせ			
15日	地区協力員視察（神奈川県立公文書館）			
17日	歴史講座（柴調査委員）			
	民俗編集作業			
6日～8日	石造物打ち合わせ			
20日	市史編さん委員会			
22日	歴史講演会（四方専門委員）			
24日	石造物打ち合わせ			
28日	歴史講座（菊池調査委員）			
30日	近現代四次選択作業			
30日～12月2日	専門委員会・合同会議			
12月1日	石造物打ち合わせ			
3日	歴史講座（厚地調査委員）			
7日	民俗編集作業			
8日～10日	歴史講座（井口調査委員）			
14日	近現代四次選択作業			
14日～16日	民俗編集作業			
19日～20日	近現代四次選択作業			
23日	民俗編集作業			
24日	石造物打ち合わせ			
25日	民俗編集作業			
25日～26日	近現代四次選択作業			
27日	近現代四次選択作業（東京）			
平成9年				
1月5日～6日	民俗編集作業			
6日～7日	近現代四次選択作業			

8日～11日	民俗編集作業	28日～30日	民俗編集作業
11日	歴史講座（伊東調査委員）		近現代四次選択作業（沼津市明治史料館）
11日～13日	近現代四次選択作業		
18日	歴史講座（高橋調査委員）	31日	『市史研究第九号』刊行
21日	石造物打ち合わせ		
26日～29日	近現代四次選択作業	平成9年度	
2月3日	近現代四次選択作業（東京）	4月1日	市人事異動により中野光室長となる
3日～4日	民俗口絵撮影	1日～2日	叢書資料調査
8日	民俗編集作業	4日～6日	近世資料整理
10日～11日	近現代四次選択作業	5日～7日	民俗編集作業・叢書資料調査
12日	石造物打ち合わせ	6日	専門委員会・合同会議
15日～17日	近現代四次選択作業	7日	近現代駿東文園選択作業（駿東地区教育会館）
24日	近現代四次選択作業（東京）		
3月1日	民俗編集作業	8日	近現代五次選択作業（県総合教育センター）
1日～4日	近現代四次選択作業		石造物一覽表校正作業
9日～10日	近現代四次選択作業		石造物点描校正作業
16日～17日	民俗口絵撮影・編集作業	10日	駿東文園選択作業（近現代）
21日～24日	民俗編集作業	14日	石造物点描校正作業
22日～24日	近現代四次選択作業	15日	中性紙封筒項目打ち合わせ
25日	近現代四次選択作業（県総合教育センター）	17日	叢書資料調査
27日～28日	近現代四次選択作業	19日～21日	近現代五次選択作業

21日～23日	民俗編集作業	22日	近現代五次選択作業（県総合教育センター）
26日～28日	近現代五次選択作業	23日	近現代五次選択作業（東京）
5月1日～2日	近現代五次選択作業（議会事務局）	26日	資料編「民俗」校正作業
10日	民俗編集作業	26日	「民俗」校正作業
10日～11日	近世打ち合わせ	26日～28日	通史近世資料調査
11日	近現代聞き取り調査	28日～30日	近現代五次選択作業
12日	近現代五次選択作業（東京）	30日	「民俗」校正作業
17日～19日	近現代五次選択作業	7月2日	石造物資料整理
19日～20日	通史近世資料調査	3日～4日	通史近世資料調査
22日～23日	民俗編集作業	7日	近現代五次選択作業
26日	近現代五次選択作業（東京）	12日～16日	「民俗」校正作業
27日～29日	通史近世資料調査	14日～15日	近現代五次選択作業（東京）
29日	民俗編集作業	21日	通史近世資料調査
30日	市史編さん委員会	26日～28日	近現代五次選択作業
6月2日	民俗編集作業	8月2日	通史近世打ち合わせ
2日～3日	近現代五次選択作業（駿東地区教育会館）	3日	「民俗」校正作業・打ち合わせ
6日	民俗編集作業	5日～10日	専門委員会・合同会議
7日～9日	近現代五次選択作業	11日	「目で見る裾野の歴史展」
8日	専門委員会		「民俗」校正作業
16日～17日	近現代五次選択作業		
17日～19日	通史近世資料調査		

17日～18日	古文書整理		5日	「近現代Ⅱ」校正作業
20日	「近現代Ⅱ」校正・打ち合わせ			「裾野市を学習する日」
7月1日～3日	古文書整理		6日	古文書整理
30日	古文書整理		10日	叢書「勝又半次郎絵日記」撮影作業
6日～10日	古文書整理		11日～19日	「近現代Ⅱ」校正作業
11日	古文書整理		24日	叢書「勝又半次郎絵日記」読み合わせ作業
12日	「近現代Ⅱ」校正作業		25日	叢書「勝又半次郎絵日記」筆耕原稿修正作業
13日	古文書整理		30日	近現代Ⅱ打ち合わせ
14日～15日	「近現代Ⅱ」校正作業		31日	「近現代Ⅱ」校正作業
16日～20日	古文書整理		9月7日～8日	「近現代Ⅱ」校正作業
18日～20日	「近現代Ⅱ」校正作業		16日	「近現代Ⅱ」校正作業
23日～24日	「近現代Ⅱ」校正作業		27日	「近現代Ⅱ」校正作業
23日	古文書整理		30日～10月7日	「近現代Ⅱ」口絵打ち合わせ
28日	叢書「勝又半次郎絵日記」打ち合わせ		10月3日	古文書整理
29日～8月7日	「目で見る裾野の歴史展」		4日	古代・中世資料整理
31日	古代・中世部会		21日	専門委員会
8月1日	古代・中世部会		25日	通史近現代調査
2日	専門委員会・合同会議		26日	叢書「勝又半次郎絵日記」調査・打ち合わせ
			28日	叢書「勝又半次郎絵日記」調査
				古文書整理

11月9日

民俗「市史研究」調査

12日～17日

古文書整理

13日

市史編さん委員会

16日

「近現代Ⅱ」口絵割付調整作業

16日～17日

「市史研究」民俗調査

19日～20日

古文書整理

28日

歴史講演会（講師福田専門委員）

叢書「勝又半次郎絵日記」打ち合わせ

29日

「市史研究」民俗調査

30日～12月9日

古文書整理

12月5日

近世部会・古代中世カード整理

6日

専門委員会・合同会議・各部会

21日～25日

古文書調査・整理

平成11年

1月4日～8日

古文書整理

9日

古文書調査

11日～15日

古文書整理

18日～22日

古文書整理

21日

近現代部会打ち合わせ

25日

民俗部会打ち合わせ

25日～31日

古文書整理

30日

歴史講座（安田専門委員）

2月1日～5日

古文書整理

6日

歴史講座（大串調査委員）

13日

歴史講座（湯川調査委員）

20日

歴史講座（坂本調査委員）

27日

歴史講座（岩崎調査委員）

28日

近世部会打ち合わせ

3月6日

歴史講座（四方専門委員）

13日

歴史講座（西川調査委員）

31日

「市史研究第十一号」刊行

平成11年度

4月1日

市人事異動により杉山幸彦室長となる

4月1日

「市史研究第十一号」・叢書「勝又半次郎絵日記」頒布準備

3日

新刊ポスター作成

4日

古代・中世部会打ち合わせ

5日～6日

近世部会打ち合わせ

26日

専門委員会・合同会議

26日

古文書整理

26日

「市史だより」構成準備

26日

古文書整理

26日

古文書整理

26日

「市史だより」構成準備

17日	〔通史編Ⅰ〕 入稿		
22日	〔通史編Ⅰ〕 近現代初校		
25日～29日	〔通史編Ⅰ〕 校正作業		
11月1日～10日	〔通史編Ⅰ〕 校正作業		
11日	通史編Ⅱ打ち合わせ		
13日～19日	〔通史編Ⅰ〕 校正作業		
	文書撮影		
24日～26日	〔通史編Ⅰ〕 校正作業		
30日	市史編さん委員会		
12月1日～8日	〔通史編Ⅰ〕 校正作業		
9日	〔通史編Ⅰ〕 パンフレット作成		
12日	専門委員会・合同会議		
13日～17日	〔通史編Ⅰ〕 校正作業		
19日	近世部会		
	〔通史編Ⅰ〕 パンフレット入稿		
平成12年			
1月4日～6日	〔通史編Ⅰ〕 校正作業		
7日	〔市史だより第23号〕 入稿		
11日	〔通史編Ⅰ〕 パンフレット校正		
14日	〔市史研究第十二号〕 入稿		
30日	近世部会		
2月15日	〔通史編Ⅰ〕 パンフレット頒布		
		4月2日	専門委員会・合同会議
		3日～11日	〔通史編Ⅰ〕 頒布準備
		6日	市史編さん室のホームページ更新
		12日～18日	〔通史編Ⅰ〕 市内予約者一斉頒布
		15日～17日	村落誌調査
		19日	〔通史編Ⅰ〕 〔市史研究第十二号〕 無償頒布
		27日～8月17日	資料目録修正・入力
		28日～9月29日	下湯山家文書撮影
		5月10日～11日	村落誌図表作成
		14日	村落誌部会
		15日	村落誌調査
		16日	桃園区有文書マイクロ撮影
		3月1日～3日	〔通史編Ⅰ〕 校正作業
		6日	〔通史編Ⅰ〕 校了
		31日	〔市史研究第十二号〕 刊行
		27日	村落誌部会
			近世部会
			〔通史編Ⅰ〕 予約受付開始
			〔市史だより第23号〕 頒布
			村落誌部会

17日	「通史編Ⅱ」人物史三好玄墓碑調査		
25日～27日	村落誌調査		
6月2日	市史編さん委員会		
4日	専門委員会		
	年表部会		
5日	村落誌調査		
8日	「年表」市域外事項素原稿打ち込み		
12日	村落誌（岩波聞き取り）調査		
12日～28日	「市史研究十三号」に掲載するため過去の編さん日誌のまとめ		
13日	中学校郷土読本編集委員会		
17日	村落誌（茶畑聞き取り）調査		
19日	莊園寺過去帳調査		
20日	村落誌（茶畑地区）調査		
21日	村落誌（東地区）調査		
23日	村落誌（佐野・久根・公文名地区）調査		
29日	調査小字表作成		
30日	桃園絵図の補修		
	村落誌（金沢・今里・下和田地区）調査		
	村落誌（石脇・麦塚・下和田地区）調査		
7月1日	深良中学校2年生民俗調査のため来室		
2日	富士山開山式および須山登山道調査		
3日	村落誌（須山地区聞き取り）調査		
5日	小学校郷土読本編集委員会		
6日	裾野西小学校6年生深良用水調査のため来室		
9日	村落誌（深良地区）調査・資料作成		
10日	村落誌（御宿地区）調査		
11日	村落誌（葛山・上ヶ田地区）調査		
12日	村落誌（葛山・千福・伊豆島田・水窪地区）調査		
14日～15日	「年表」原稿修正作業		
17日	村落誌（須山・十里木）調査		
19日	駿東文園調査		
21日～28日	「通史編Ⅱ」人物史大庭唯吉関係調査		
23日	「市史研究十三号」書評執筆のため永原慶二氏市内視察		
25日	「目で見る裾野の歴史展」		
	村落誌（平松地区子供相撲）調査		
	駿東文園調査		
	市立鈴木図書館名誉館長聞き取り調査		

28日	「市史だより」校正	9月9日	村落誌部会
30日	村落誌(地区夏祭り)取材	14日	「通史編Ⅱ」生活史資料調査
31日	葛山区有文書借用・整理	19日	「通史編Ⅱ」生活史編集作業
8月2日	「裾野市を学習する日」	21日	「通史編Ⅱ」生活史資料調査
3日	千福横山家調査	25日～27日	村落誌各地区祭日調査
6日	専門委員会・合同会議	10月1日	専門委員会
7日	村落誌(葛山地区聞き取り)調査	4日	磐田市史編さん室視察
8日～9日	村落誌調査	6日	中学校郷土読本編集委員会
15日	「市史だより第24号」頒布	7日～9日	村落誌調査
17日	村落誌(久根地区)調査	9日	村落誌部会
21日	佐野区有文書借用	12日	取手市史編さん室視察
23日～24日	駿東文園調査	13日	村落誌資料調査
25日	「通史編Ⅱ」人物史小田原ハリストス協会調査	14日	村落誌部会
28日	中学校郷土読本編集委員会	16日～17日	富沢渡辺家調査
	「通史編Ⅱ」佐野地区生活史調査	24日	村落誌調査
	沼津市史編さん室湯川調査委員来室し調査	27日	小学校郷土読本編集委員会
29日	金沢区有文書借用	28日	「通史編Ⅱ」生活史編集作業
		30日	地区協力員研修会(小田原)
		31日	二ツ屋区有文書借用
		11月1日	村落誌編集作業
		4日	「通史編Ⅱ」生活史編集作業
			「通史編Ⅱ」人物史編集作業

7日	村落誌編集作業	平成13年	
8日	村落誌資料所在調査	1月15日	岩波森林組合・勝又重俊家・佐野区
13日	村落誌編集作業		有絵図借用
14日	編さん委員会	16日	富沢渡辺家絵図借用
21日	「通史編Ⅱ」人物史・村落誌地図入稿	17日	「通史編Ⅱ」生活史編集作業
22日	「通史編Ⅱ」生活史編集作業	18日	村落誌(石脇三島神社)調査
	「年表」初校	19日	村落誌編集作業
	出前講座(裾野西中学校2年生総合学習)	22日	写真家堤氏「通史編Ⅱ」口絵写真撮影
24日	「通史編Ⅱ」生活史編集作業	23日	専門委員・調査委員による「編さん室閉室後についての要望書」市長にて提出
27日～28日	村落誌編集作業		写真家堤氏「通史編Ⅱ」口絵写真撮影
29日	「通史編Ⅱ」村落誌・生活史入稿	24日	
	専門委員会・合同会議		
12月2日	小学校郷土読本編集委員会		
6日	村落誌(公文名聞き取り)調査	2月5日	「通史編Ⅱ」パンフレット作成
7日			「市史だより第25号」入稿
11日	「通史編Ⅱ」生活史・村落誌図表入稿	8日	「通史編Ⅱ」パンフレット入稿
12日	「年表」校正	9日	「通史編Ⅱ」パンフレット頒布
15日～16日	村落誌編集作業	3月1日	「通史編Ⅱ」予約受付開始
18日～19日	「通史編Ⅱ」生活史調査委員との打ち合わせ		「市史だより第25号」頒布
20日～25日	「通史編Ⅱ」生活史写真撮影	25日	「通史編Ⅱ」刊行
28日	「通史編Ⅱ」生活史・村落誌入稿	30日	「市史研究第十三号」刊行

8 刊行図書一覽

図 書 名	年 度	発 行 部 数	価 格	備 考
裾野市史 第一卷資料編考古	H 3	二、〇〇〇	五、〇〇〇	
第二卷資料編古代中世	H 6	二、〇〇〇	六、〇〇〇	
第三卷資料編近世	H 7	一、五〇〇	六、〇〇〇	
第四卷資料編近現代 I	H 4	二、〇〇〇	五、〇〇〇	
第五卷資料編近現代 II	H 10	一、五〇〇	六、〇〇〇	
第六卷資料編深良用水	H 2	三、〇〇〇	五、〇〇〇	
第七卷資料編民俗	H 9	一、五〇〇	六、〇〇〇	
第八卷通史編 I	H 11	一、五〇〇	五、〇〇〇	
第九卷通史編 II	H 12	一、五〇〇	五、〇〇〇	
資料叢書 1 柏木甚右衛門覚書帳・湯山安右衛門日記	H 元	一、〇〇〇	八〇〇	完 売
2 湯山平七郎日記	H 3	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
3 代脳録 愛鷹山民有請願日誌	H 7	七〇〇	一、〇〇〇	
4 勝又半次郎絵日記	H 10	七〇〇	一、〇〇〇	
調査報告書第一集葛山の民俗	H 2	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
第二集深良の民俗	H 3	七〇〇	一、〇〇〇	完 売
第三集葛山居館跡遺構確認調査既報	H 4	七〇〇	一、〇〇〇	
第四集茶畑の民俗	H 5	七〇〇	一、〇〇〇	

第3号	第2号	市史だより 第1号	第13号	第12号	第11号	第10号	第9号	第8号	第7号	第6号	第5号	第4号	第3号	第2号	市史研究 創刊号	第八集裾野の石造物下	第七集裾野の石造物中	第六集裾野の石造物上	第五集富沢の民俗
H 元	S 64	S 63	H 12	H 11	H 10	H 9	H 8	H 7	H 6	H 5	H 4	H 3	H 2	H 元	S 64	H 9	H 8	H 7	H 6
全戸分	全戸分	全戸分	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、三〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇
無料	無料	無料	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、〇〇〇
														完売	完売				

第25号	第24号	第23号	第22号	第21号	第20号	第19号	第18号	第17号	第16号	第15号	第14号	第13号	第12号	第11号	第10号	第8・9号	第7号	第6号	第5号	第4号
H 12	H 12	H 11	H 11	H 10	H 10	H 9	H 8	H 7	H 7	H 6	H 6	H 5	H 5	H 4	H 4	H 3	H 2	H 2	H 元	H 元
全戸分	全戸分	全戸分	全戸分	全戸分	全戸分	全戸分	全戸分	全戸分	全戸分	全戸分	全戸分	全戸分	全戸分	全戸分	全戸分	全戸分	全戸分	全戸分	全戸分	全戸分
無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料

9 「裾野市史」総目次・執筆者

●裾野市史 第一巻 資料編 「考古」

目次

序章 裾野市の遺跡概要

はじめに

第一節 旧石器時代

第二節 縄文時代

第三節 弥生時代

第四節 古墳時代

第五節 歴史時代

第六節 石造物

第一章 旧石器時代

1 日向遺跡

2 丸山Ⅱ遺跡

3 富沢平林遺跡

4 尾畑遺跡

5 上川遺跡

第二章 縄文時代

6 道場山遺跡

7 天神山・屯屋敷遺跡

8 日向遺跡

9 丸山Ⅱ遺跡

10 城ヶ尾遺跡

11 富沢内野山Ⅰ遺跡

12 桃園入ノ洞遺跡

13 中畑遺跡

14 千福市場平第一遺跡

15 千福市場平第二遺跡

16 千福小杉平第一遺跡

17 千福小杉平第二遺跡

18 細野沢遺跡

19 上川遺跡

20 峰下遺跡

21 相生原遺跡

22 茶畑大入遺跡

23 東江ノ浦山遺跡

24 六反田遺跡

25 御宿新田遺跡

26 坂下遺跡

27 平林Ⅰ遺跡

28 平林Ⅱ遺跡

29 富沢八反田・増方遺跡

- 30 富沢中林・塚松A遺跡
- 31 富沢塚松B遺跡
- 32 尾畑遺跡
- 33 細山遺跡
- 34 富沢内野山II遺跡
- 35 富沢内野山III・IV遺跡
- 36 大畑熊野神社
- 37 景ヶ島東遺跡
- 38 下条遺跡
- 39 一色原遺跡
- 40 田場沢裏山遺跡
- 41 藤畑遺跡
- 42 上城山居遺跡
- 43 柳島遺跡
- 44 中里遺跡
- 45 一本杉下遺跡
- 46 須山大坂遺跡

第三章

弥生時代

- 47 丸山I遺跡
- 48 富沢原遺跡
- 49 二本松下遺跡
- 50 宮原遺跡

第五章

歴史時代

- 51 平林・細山遺跡
- 第四章 古墳時代
- 52 丸山・三ツ石遺跡
 - 53 柳畑遺跡
 - 54 滝ノ沢遺跡
 - 55 水窪高田遺跡
 - 56 上丹古墳
 - 57 道場山遺跡
 - 58 天神山・屯屋敷遺跡
 - 59 公文名日向遺跡
 - 60 城ヶ尾遺跡
 - 61 カラウト遺跡
 - 62 中島遺跡
 - 63 西原台遺跡
 - 64 松葉遺跡
 - 65 町田遺跡
 - 66 五竜の滝上遺跡
 - 67 細山下遺跡
 - 68 下城遺跡
 - 69 一色原遺跡
 - 70 大野原遺跡

- 71 勝俣屋敷
 - 72 柏木屋敷
 - 73 茶畑城山
 - 74 上原遺跡
 - 75 深良陣山・堀ノ内
 - 76 城ヶ尾遺跡
 - 77 深良上丹屋敷
 - 78 富沢牧橋尾遺跡
 - 79 大畑遺跡（上屋敷地区・中屋敷地区）
 - 80 大畑経塚
 - 81 大畑城跡
 - 82 千福城跡
 - 83 千福馬場添遺跡
 - 84 葛山城館跡
 - 85 金沢手城山跡
 - 86 今里中村遺跡
- 第六章 石造物
- 87 公文名石塔
 - 88 久根五輪塔
 - 89 深良興禅寺宝篋印塔・五輪塔
 - 90 深良和田宝篋印塔・五輪塔
 - 91 佐野蓮光寺宝篋印塔・五輪塔

- 92 桃園定輪寺石塔
 - 93 葛山仙年寺宝篋印塔・五輪塔
 - 94 葛山上城宝篋印塔群
 - 95 深良向田上宝篋印塔
- （監修・執筆：中野 國雄）
- （執 筆：渡瀬 治・石田 義明）

●裾野市史 第二卷 資料編 「古代・中世」

目次

古代編

中世編

鎌倉時代

南北朝・室町時代

戦国時代

別編

出土文字史料

- （監 修：有光 友學）
- （執 筆：有光 友學・仁藤 敦史・松崎 真吾・東島 誠・伊東 誠司）

●裾野市史 第三卷 資料編 「近世」

(監 修：高橋 敏)

目 次

第一章 近世裾野の成立(執筆：関根 省治)

第一節 近世初期の裾野

第二節 深良用水

第二章 村々の概況(執筆：菊池 邦彦)

第三章 村々の支配(執筆：菊池 邦彦)

第四章 村々の政治と経済

(執筆：柴 雅房・井口 俊靖)

第一節 村の政治

1 村役人

2 村議定

3 村の訴訟

4 入会争論

5 村の事件

第二節 村の経済

1 村入用

2 村の諸負担

3 村の産業

4 村の金融

第五章 村の生活と文化

(執筆：厚地 淳司・高橋 敏・伊東 誠司)

第一節 村の人々

1 身分・階層

2 村役

3 職人

4 若者

5 子供と老人

6 女性

第二節 村の教育と文化

1 村の教育

2 村の文化

第三節 村の信仰

1 村の信仰

2 富士山をめぐる信仰

第六章 家と家族(執筆：高橋 敏)

第一節 家の相続

第二節 家の経営

第三節 家産と消費

第四節 家族と儀礼

第五節 家の信仰

第七章 幕末維新の裾野（執筆：井口 俊靖）

● 裾野市史 第四巻 資料編 「近現代Ⅰ」

目次

第一章 「近代化」への道

第一節 暮らしの風景

第二節 地租改正と村

(1) 耕地地の地租改正

(2) 入会林野の官民有区分

第三節 産業と人々の仕事

(1) 明治前期の物産と産業

(2) 村の仕事

第四節 近代の窓としての教育

(1) 制度としての教育

(2) 暮らしの中の教育

第五節 在村の神道 Topics I

第六節 村と戦争

(1) 明治前期の村々

(2) 徴兵制

第二章 地域社会の再編成の中で

第一節 暮らしの風景

第二節 地域経済の展開

(1) 農業・養蚕・製茶

(2) 企業と銀行の設立

(3) 箱根山新道開削問題と東海道線

第三節 入会地をめぐる諸問題

第四節 自由民権運動と貧民党 Topics II

(1) 自由民権運動をめぐる諸潮流

(2) 貧民党とその背景

第五節 近代教育の展開

(1) 公教育の自由と統制

(2) 子どもの生活と学校

第六節 村と戦争

(1) 町村制の施行と村落政治

(2) 日清戦争

第三章 帝国日本と地域村落

第一節 暮らしの風景

(1) 世相

(2) 村の芸能

(3) 衛生・伝染病

(4) 地域政治の動き

(5) 天皇の村落通過時の諸注意

(6) 明治天皇の大葬

第二節 諸産業の発展

- (1) 農業生産の発展と農業諸団体の設立
- (2) 養蚕・竹細工など特産品の発展
- (3) 近代工業の芽ばえ

第三節 入会地をめぐる諸問題

第四節 明治の家 Topics III

- (1) 明治の家族
- (2) 人の一生

第五節 〈教育〉による「国民」の再編成

- (1) 小学校教育の再編と拡充
- (2) 青年教育の組織・制度化

第六節 村の政治と人々の暮らし

- (1) 戦中・戦後の行財政
- (2) 富士裾野演習場と人々の暮らし

第七節 村と戦争―日露戦争―

- (1) 兵士召集
- (2) 出征のプロセス
- (3) 戦死Ⅱ村葬・戦病・合祀
- (4) 家族救護
- (5) 戦時協力

(監) 修：四方 一弥・安田 常雄

(編集・構成：岩崎 信夫・前田 耕司・岩田 重則・

湯川 郁子・坂本 紀子)

●裾野市史 第五卷 資料編 「近現代Ⅱ」

(監) 修：四方 一弥・安田 常雄

目次

第四章 第一次大戦後の裾野

第一節 暮らしの風景 (編集・構成：安田 常雄)

第二節 関東大震災と裾野 Topics IV

(編集・構成：安田 常雄)

第三節 地域経済の展開と地主制・米騒動

(編集・構成：岩崎 信夫・湯川 郁子)

(1) 農産業の発展と地主制・米騒動への対応

(2) 部落有林野統一と泉村騒擾事件

第四節 大正デモクラシー下の教育

(編集・構成：坂本 紀子)

(1) 初等教育の革新と中等教育の拡充

(2) 社会教育と農村青年共働学校

第五節 大正デモクラシー期の地域政治

(編集・構成：湯川 郁子・岩崎 信夫)

(1) 村政の動向と自治

(2) 民力涵養と村

第六節 村と戦争 (編集・構成：安田 常雄)

第五章 十五年戦争と裾野のひとびと

第一節 暮らしの風景(編集・構成：安田 常雄)

第二節 昭和恐慌から地域戦時経済へ

(編集・構成：岩崎 信夫)

(1) 昭和恐慌と裾野の経済

(2) 小作争議と自作農創設政策

(3) 地域経済の戦時編成

第三節 「皇国民」教育への道

(編集・構成：西川 尚男・坂本 紀子)

(1) 不況から戦争への教育

(2) 戦時下の青少年団活動

第四節 綴り方教育 Topics V

(編集・構成：坂本 紀子)

第五節 戦争と寺社(編集・構成：岩崎 信夫)

第六節 地域にわたる翼賛体制

(編集・構成：大串 潤児)

(1) 戦争にむかう地域政治

(2) 地域にわたる翼賛体制

第七節 村と戦争(編集・構成：安田 常雄)

第六章 占領のなかの民主化

第一節 暮らしの風景(編集・構成：安田 常雄)

第二節 農地改革と地域経済の民主化

第三節 戦後教育の出発

(編集・構成：西川 尚男・坂本 紀子)

(1) 新教育へ向けて

(2) 社会教育の展開と文化活動

第四節 戦後改革期の裾野の政治

(編集・構成：大串 潤児)

第五節 村と戦争Ⅱ占領と裾野(編集・構成：大串 潤児)

(1) 米軍の進駐と演習場

(2) 演習場問題をめぐる運動の展開

第七章 戦後復興から高度経済成長へ

第一節 暮らしの風景(編集・構成：安田 常雄)

第二節 工場誘致と企業の進出 Topics VI

(編集・構成：湯川 郁子)

第三節 地域経済の展開と社会(編集・構成：湯川 郁子)

第四節 戦後教育の屈折と変容

(編集・構成：西川 尚男・坂本 紀子)

(1) 社会の変容と学校教育

(2) 社会教育の振興と青年団活動

第五節 地域政治・行政と町村合併

(編集・構成：大串 潤児)

(1) 町村合併の展開(編集・構成：大串 潤児)

(2) 高度経済成長期の裾野の政治

第六節 基地問題のゆくえ―村と戦争「Topics VII」

(編集・構成：大串 潤児)

第七節 村の戦後処理と「戦争の記憶」

(編集・構成：大串 潤児)

●裾野市史 第六巻 資料編 「深良用水」

(監 修：高橋 敏)

目次

第一章 用水の開削(編集・構成：高橋 敏・関根 省治)

第一節 開削前の村々

第二節 開削の発願

第三節 開削工事の施行

第四節 元締衆と発企人

第五節 開削の記録

第六節 開削後の村々

第二章 用水争論と井組の変遷(編集・構成：柴 雅房)

第一節 井組三郷の成立

第二節 水論と井組の拡充

第三節 三郷の定着と水低下郷

第三章 用水維持と普請(編集・構成：井口 俊靖)

第一節 開削後の用水確保と御普請

第二節 国役普請の要求

第三節 国役普請の拡充

第四章 用水と村々の生活

(編集・構成：菊池 邦彦・脇野 博)

第一節 井組三郷の村々

第二節 水配人・水番

第三節 用水の施設(水門・掘抜・堰・堀)

第四節 用水と信仰

第五章 近代の用水(編集・構成：岩崎 信夫・岩田 重則)

第一節 明治初年の井組三郷

第二節 逆川事件

第三節 生活と産業

第四節 地域の変貌と用水

第六章 画像にみる用水

(編集・構成：福田アジオ・中野 國雄)

第一節 芦ノ湖と水門

第二節 堰と用水

第三節 用水と生活

●裾野市史 第七巻 資料編 「民俗」(監 修：福田アジオ)

目次

序章 市史と民俗(執筆：福田アジオ)

第一節 歴史と民俗

第二節 市史と民俗学

第三節 民俗編の構成

第一章 生活環境の民俗（執筆：岩田 重則）

第一節 開発と土地利用

(一) 地域の環境

(二) 土地の環境

(三) 集落の環境

第二節 山と生活

(一) 共有地としての山

(二) 農業生産のための山

(三) 現金収入のための山

(四) 日常生活のための山

第三節 水と生活

(一) 農業生産のための水

(二) 日常生活のための水

第四節 気象の変化と動植物

(一) 気象の認知

(二) 動植物との交流

第二章 社会と生活

第一節 住まいとしての家と屋敷（執筆：宮村田鶴子）

(一) 屋敷の構えと建物

(二) 間取りと部屋の役割

(三) 屋根替えと建て替え

第二節 家族生活（執筆：宮村田鶴子）

(一) 屋号と家印

(二) 家族とその役割

(三) 相続継承と養子

(四) 隠居

第三節 親族とつきあい（執筆：松田香代子）

(一) 親族をさす言葉

(二) 本家・分家とイットー

(三) 親族と交際

(四) 親分・子分

第四節 ムラづきあい（執筆：斉藤 弘美）

(一) 村の中のムラ

(二) 互助と共同

(三) ムラの組織

(四) ムラの歴史とイエの歴史

(五) さまざまな集団

(六) 重層的な村落組織

第五節 共有と共同（執筆：斉藤 弘美）

(一) 山をめぐる共有と共同

(二) 水をめぐる共有と共同

(三) 農作業をめぐる共有と共同

(四) 神社・墓をめぐる共有と共同

第六節 世間の広がり(執筆：斎藤 弘美)

(一) 交通手段の変化と世間の広がり

(二) 買い物と行商

(三) 信仰の広がりと交流

(四) ムラの休日と娯楽

(五) 通婚圏

第三章 時間と生活

第一節 生活の時間・生産の時間(執筆：杉村 齊)

(一) 稲作

(二) 畑作

(三) 養蚕

(四) 林業

(五) 芝生の生産

(六) そのほかの生業

1 竹林業

2 柿渋作り

(七) 民具で見る裾野の生活

第二節 一日の生活(執筆：松田香代子)

(一) 仕事の日

(二) 主婦の一日

第三節 一年の生活(執筆：杉村 齊)

(一) 年中行事

1 正月の行事

2 二月の行事

3 三月の行事

4 四月の行事

5 五月の行事

6 六月の行事

7 七月の行事

8 八月の行事

9 九月の行事

10 十月の行事

11 十一月の行事

12 十二月の行事

(二) 一年の衣生活

1 衣生活と四季の変化

2 衣料の調整

3 衣生活の知恵

第四節 一生の生活(執筆：松田香代子)

(一) 産育

1 妊娠と出産前

2 出産

3 成長過程

4 子供から大人へ

(一) 離婚

1 縁談の成立

2 祝言

(三) 厄年と年祝い

1 病氣平癒祈願

2 厄年と年祝い

(四) 葬送の儀礼と墓制

1 葬儀の準備

2 トブライの儀礼

3 葬儀後の供養

4 墓制

第四章 心意と生活

第一節 家の神(執 筆：新谷 尚紀・松田香代子)

(一) 家の神と屋敷の神

(二) 江戸時代の屋敷神

(三) 近隣の信仰を集める家の神

第二節 神社と寺院(執 筆：新谷 尚紀・松田香代子)

(一) 神社と小祠の祭り

1 葛山

2 深良

3 茶畑

4 富沢

5 その他の地区

(二) 寺と堂をめぐる信仰

1 葛山

2 深良

3 茶畑

4 富沢

5 下和田

(三) さまざまな講

(四) 天道念仏

第三節 広域的な信仰

(執 筆：新谷 尚紀・杉村 齊・松田香代子・

福田アジオ)

(一) 念仏講の広がり

(二) ヨシダサンの信仰

(三) 岩船地藏の流行

(四) 山をめぐる信仰

1 愛鷹山と信仰

2 箱根山と信仰

3 富士山と信仰

第四節 石仏の語る信仰(執 筆：新谷 尚紀)

(一) 集中して建てられる石仏群

(二) 時代を超えて建てられる石造物

(三) 石造道祖神の特徴

(四) 庚申信仰の広まりと庚申塔の造立

第五節 伝説の世界(執筆：斉藤 弘美)

(一) 伝説の意義

(二) 動物にまつわる伝説

1 狐

2 狼

3 蜘蛛

4 カツパ

5 天狗

(三) 事件にかかわる伝説

(四) 信仰にかかわる伝説

(五) 愛鷹山、富士山にまつわる伝説

第五章 社会変化と民俗(執筆：福田アジオ)

第一節 農業の変化と民俗の変貌

(一) 都市化の開始

(二) 墓地と葬儀の変化

(三) 年中行事の変化

第二節 市街地の発展と民俗

(一) 裾野駅前商店街の形成

(二) 中心地の変化

(三) 天理町の成立

(四) 商店街とイベント

第三節 住宅地化の進行と民俗

(一) ムラとマチ

(二) 町内会の独立と民俗

(三) 公民館と広場

第四節 大規模開発と民俗

(一) 団地の成立

(二) 住宅地の民俗

第五節 交通の変化と民俗

(一) 国道とバイパス

(二) 自動車時代の民俗

● 裾野市史 第八巻 通史編 I

(監修：有光 友學・高橋 敏・中野 國雄・

福田アジオ・安田 常雄・四方 一洸)

目次

第一編 原始・古代

第一章 裾野のあけぼの

第一節 原景観の復原(執筆：中野 國雄)

第二節 旧石器・縄文・弥生時代の裾野

(執 筆：瀬川裕市郎・中野 國雄)

第二章 古代の駿河(執 筆：仁藤 敦史)

第一節 スルガ国造とスルガ国

第二節 国郡制の成立と調庸の貢進

第三節 富士山の噴火と荘園の設置

第四節 古代東海道の交通

第二編 中世

第一章 鎌倉幕府と大森・葛山氏(執 筆：松崎 真吾)

第一節 源頼朝の挙兵と富士の巻狩

第二節 足柄路を往来する人々

第三節 鎌倉時代の大森氏と葛山氏

第二章 内乱の時代と大森・葛山氏(執 筆：東島 誠)

第一節 竹之下・佐野山合戦と南北朝内乱

第二節 佐野郷にみる東と西

第三節 大森氏と鎌倉府

第四節 葛山氏と室町幕府

第三章 戦国の動乱と葛山氏(執 筆：有光 友學)

第一節 戦国大名の登場と抗争

第二節 葛山氏の系譜と動静

第三節 葛山氏の支配領域

第四節 葛山氏の領域支配

第五節 葛山氏の滅亡と戦国の終焉

第四章 道をめぐる様々の動き

第一節 関・渡・宿の展開(執 筆：東島 誠)

第二節 交通の発展と伝馬制(執 筆：有光 友學)

第五章 中世の宗教・文化の様相(執 筆：伊東 誠司)

第一節 仏教信仰の浸透

第二節 宗教者来訪の伝承と事跡

第三節 禅宗寺院の動向

第四節 神社と民衆の信仰

第五節 富士実景歌と宗祇

第三編 近世

第一章 江戸時代の幕開け

第一節 近世初期の領主たち

(執 筆：関根 省治・厚地 淳司)

第二節 近世村の成立(執 筆：関根 省治・厚地 淳司)

第三節 深良用水の開削(執 筆：関根 省治)

第二章 村落支配の展開(執 筆：菊池 邦彦)

第一節 近世中・後期の領主たち

第二節 村々の諸負担

第三節 災害と村々

第三章 村の機能

第一節 村とは何か(執 筆：柴 雅房)

第二節 村の運営(執 筆：柴 雅房)

第三節 村の事件(執 筆：柴 雅房)

第四節 深良用水の維持・管理

(執 筆：柴 雅房・井口 俊靖)

第四章 産業と流通

第一節 諸産業の発達と愛鷹牧(執 筆：厚地 淳司)

第二節 村の金融と互助(執 筆：厚地 淳司)

第三節 交通と流通(執 筆：厚地 淳司・井口 俊靖)

第四節 入会争論(執 筆：厚地 淳司)

第五章 村人の生活

第一節 村に住む人々(執 筆：高橋 敏・厚地 淳司)

第二節 村の生活と村人(執 筆：高橋 敏)

第三節 儀礼からみた家と村(執 筆：高橋 敏)

第六章 村の文化と信仰

第一節 村の教育(執 筆：高橋 敏・伊東 誠司)

第二節 村の文化(執 筆：高橋 敏・伊東 誠司)

第三節 村の信仰(執 筆：高橋 敏・伊東 誠司)

第四節 富士山をめぐる信仰(執 筆：菊池 邦彦)

第七章 幕末期の村々(執 筆：井口 俊靖)

第一節 村の変質と村方騒動

第二節 黒船の来航とその影響

第三節 長州征伐と松井庄左衛門

第四節 戊辰戦争と村の対応

第四編 近現代

第一章 近代化と地域社会の再編成

第一節 暮らしの風景(執 筆：安田 常雄)

第二節 行政区画の変遷と村(執 筆：湯川 郁子)

第三節 地租改正と村の生業

(執 筆：湯川 郁子・岩崎 信夫)

第四節 近代の窓としての教育(執 筆：坂本 紀子)

第五節 裾野の自由民権運動(執 筆：岩崎 信夫)

第六節 村と戦争(執 筆：岩田 重則)

第二章 帝国日本と地域村落

第一節 暮らしの風景(執 筆：安田 常雄)

第二節 明治町村制下の村(執 筆：湯川 郁子)

第三節 明治後半期の村々

(執 筆：湯川 郁子・岩崎 信夫)

第四節 教育の確立と拡充(執 筆：坂本 紀子)

第五節 村と戦争―日清・日露戦争(執 筆：岩田 重則)

第三章 裾野の一九二〇年代(一九一四―一九三〇)

第一節 暮らしの風景(執 筆：安田 常雄)

第二節 地域経済圏の形成と地主制、米騒動

(執 筆：岩崎 信夫)

第三節 大正デモクラシー下の教育(執 筆：坂本 紀子)

第四節 岡本利吉と農村青年共働学校

第五節 「大正デモクラシー」状況下の地域政治 (執筆：安田 常雄)

第六節 村と戦争 (執筆：安田 常雄)
第六節 村と戦争 (執筆：安田 常雄) 信夫

第四章 十五年戦争と裾野の人々―村と戦争―

第一節 暮らしの風景 (執筆：安田 常雄)

第二節 昭和恐慌から戦時経済へ (執筆：岩崎 信夫)

第三節 「皇国民」教育への道

(執筆：西川 尚男・坂本 紀子)

第四節 地域にとつての翼賛体制 (執筆：大串 潤児)

第五章 「占領」から高度経済成長へ

第一節 暮らしの風景 (執筆：安田 常雄)

第二節 占領と民主化のなかの地域政治

(執筆：大串 潤児)

第三節 経済の再建と地域の変貌 (執筆：湯川 郁子)

第四節 戦後教育の発露と変容

(執筆：西川 尚男・坂本 紀子)

第五節 町村合併と地域政治 (執筆：大串 潤児)

第六節 基地問題のゆくえ―村と戦争

(執筆：大串 潤児)

●裾野市史 第九巻 通史編Ⅱ

(監修：有光 友學・高橋 敏・中野 國雄・

福田アジオ・安田 常雄・四方 一洙)

目次

第一編 裾野の生活史

第一章 山と生活

第一節 環境と生活 (執筆：中野 國雄・仁藤 敦史)

第二節 山と民俗 (執筆：松田香代子)

第三節 近世の山と暮らし (執筆：厚地 淳司)

第四節 近代の山と暮らし (執筆：湯川 郁子)

第五節 東富士演習場と裾野地域の人々

(執筆：大串 潤児)

第二章 裾野の水

第一節 市域の水系と環境

(執筆：中野 國雄・福田アジオ)

第二節 近世の用水管理 (執筆：柴 雅房)

第三節 近代と水利 (執筆：岩崎 信夫)

第四節 水と生活 (執筆：宮村田鶴子)

第三章 子どもの風景

第一節 「土」の綴方と『児童文苑』 (執筆：高橋 敏)

第二節 民俗のなかの子ども (執筆：斎藤 弘美)

第三節 『児童文苑』に描かれた戦前の子ども

(執筆：坂本 紀子)

第四節 戦後の子どもの暮らしと感受性―『駿東文園』

から (執筆：安田 常雄)

第二編 人物に見る裾野の歴史

飯尾宗祇 (執筆：有光 友學)

今川義元 (執筆：有光 友學)

岩崎佐十郎 (執筆：井口 俊靖)

大庭源之丞 (執筆：菊池 邦彦)

大庭唯吉 (執筆：坂本 紀子)

大森一族 (執筆：東島 誠)

柏木官里 (執筆：高橋 敏)

柏木甚右衛門 (執筆：菊池 邦彦)

葛山氏堯 (執筆：有光 友學)

葛山氏広 (執筆：有光 友學)

葛山氏元 (執筆：有光 友學)

葛山景倫 (執筆：松崎 真吾)

葛山信貞 (執筆：東島 誠)

勝田三平 (執筆：四方 一洸)

かねほり甚左衛門 (執筆：菊池 邦彦)

関谷法師 (執筆：東島 誠)

小長谷正綱 (執筆：柴 雅房)

小林 聿 (執筆：大串 潤児)

榊 研三 (執筆：坂本 紀子)

鈴木朝蔵 (執筆：福田アジオ)

鈴木忠治郎 (執筆：西川 尚男)

芹沢多根 (執筆：四方 一洸)

大高重成 (執筆：東島 誠)

武田信玄 (執筆：有光 友學)

友野与右衛門 (執筆：高橋 敏)

野村彦太夫 (執筆：関根 省治)

服部大誦 (執筆：四方 一洸)

万里集九 (執筆：有光 友學)

北条氏五代 (執筆：有光 友學)

松井庄左衛門 (執筆：井口 俊靖)

御宿友綱 (執筆：東島 誠)

源頼朝 (執筆：松崎 真吾)

三好玄意 (執筆：岩田 重則)

柳澤文溪 (執筆：高橋 敏)

山科言繼 (執筆：有光 友學)

唯念 (執筆：高橋 敏)

湯山いゑ (執筆：井口 俊靖)

湯山吟右衛門 (執筆：高橋 敏)

湯山宮内左衛門 (初代) (執筆：柴 雅房)

湯山範右衛門（執筆：柴 雅房）

湯山半七郎（執筆：岩崎 信夫）

湯山安右衛門（執筆：関根 省治）

湯山柳雄（執筆：岩崎 信夫）

横田村詮（執筆：関根 省治）

横山健吾（執筆：湯川 郁子）

横山文左衛門（執筆：厚地 淳司）

横山良吉（執筆：松田香代子）

冷泉為和（執筆：有光 友學）

渡辺勘兵衛（執筆：菊池 邦彦）

渡辺虎杖（執筆：高橋 敏）

渡辺隼雄（執筆：岩崎 信夫）

第三編 裾野村落誌

第一章 岩波（執筆：福田アジオ・杉村 齊）

第二章 深良（執筆：福田アジオ・杉村 齊）

第三章 久根（執筆：岩田 重則）

第四章 公文名（執筆：岩田 重則）

第五章 稲荷（執筆：岩田 重則）

第六章 茶畑（執筆：岩田 重則）

第七章 平松（執筆：岩田 重則）

第八章 麦塚（執筆：齋藤 弘美）

第九章 石脇（執筆：松田香代子）

第一〇章 佐野（執筆：福田アジオ）

第十一章 二ツ屋（執筆：松田香代子）

第十二章 伊豆島田（執筆：松田香代子）

第十三章 水窪（執筆：松田香代子）

第十四章 富沢（執筆：宮村田鶴子）

第十五章 須山（執筆：松田香代子）

第十六章 下和田（執筆：松田香代子）

第十七章 今里（執筆：松田香代子）

第十八章 葛山（執筆：宮村田鶴子）

第十九章 金沢（執筆：松田香代子）

第二〇章 上ヶ田（執筆：松田香代子）

第二一章 御宿（執筆：齋藤 弘美）

第二二章 千福（執筆：宮村田鶴子）

第二三章 大畑（執筆：宮村田鶴子）

第二四章 桃園（執筆：宮村田鶴子）

10 「裾野市史資料叢書」総目次

●資料叢書1 柏木甚右衛門覚書帳 湯山安右衛門日記

目次

発刊にあたって 市川 武

柏木甚右衛門覚書帳

湯山安右衛門日記

1 宝永五年日記

2 宝永七年日記

3 正徳二年日記

●資料叢書2 湯山半七郎日記

目次

発刊にあたって 高村 公

日記目次

湯山半七郎日記

解説

下湯山家家系図

受け持ち小学区域略地図

人名索引

●資料叢書3 代脳録 愛鷹山民有請願日誌

目次

発刊にあたって 杉山 政康

代脳録 第貳号

代脳録 第参号

愛鷹山関係雑誌

解説

●資料叢書4 勝又半次郎絵日記

目次

発刊にあたって 杉山 政康

明治三〇年一月～六月

明治三〇年七月～十二月

明治三三年一月～七月

解説

11 「裾野市史調査報告書」総目次

●裾野市史調査報告書 第一集 葛山の民俗

目次

序章 葛山の歴史と民俗

第一節 市史編さんと民俗

第二節 葛山の歴史的特徴と集落

第三節 民俗の特色

第一章 生活環境の民俗

第一節 開発と土地利用

(一) 家の立地

(二) 土壌と畑

(三) 水と田

第二節 富士・愛鷹山麓と生活

(一) 愛鷹山

(二) 富士山

(三) 山(愛鷹山)の現在

第三節 水と生活

(一) カワバタと井戸

(二) 水源

第四節 四季の変化と動植物

(一) 気象の認知

(二) カミナリサンと雨乞い

(三) 風と生活

(四) 動植物との交流

(五) 幻想としての動物

第五節 災害と環境の変貌

(一) 関東大震災

(二) その他の災害

第二章 社会と生活

第一節 居住空間としての家・屋敷

(一) 間取りと部屋の使い方

(二) 家の手入れと生活環境

(三) 新築・家移りの儀礼

(四) 屋敷取りと屋敷の神

第二節 家族生活

(一) 家族の日常生活

(二) 相続と継承

第三節 親族と付き合い

(一) 本分家関係

(二) 親分・子分

第四節 村落の形と組織

(一) 村とムラ

(二) ムラの組織

第五節 共有と共同

(一) ムラの共有財産

(二) 共同労働

(三) 共同祈願

第六節 ムラの集団構成

(一) 近隣集団

(二) 年齢集団

第七節 世間との交流

(一) 町・都市との関係

第三章 時間と生活

第一節 生活の時間・生産の時間

(一) 葛山の農業

(二) 稲作の一年

(三) 芝生の栽培

第二節 一日の生活

(一) 一日

(二) 食事の時間

(三) あいさつ

第三節 一年の生活

(一) 農業暦

(二) 年中行事

1 正月の行事

2 二月の行事

3 三月の行事

4 四月の行事

5 五月の行事

6 六月の行事

7 七月の行事

8 八月の行事

9 九月の行事

10 十月の行事

11 十一月の行事

12 十二月の行事

(三) 衣・食の生活とムラの四季

1 衣生活

2 食生活とムラの四季

第四節 一生の生活

(一) 産育

(二) 婚姻

(三) 厄年・年祝い

(四) 葬制・葬儀の準備

(五) トブライの儀礼

(六) 供養と先祖祭祀

第四章 信仰

第一節 神社と小祠

(一) 葛山全体でまつる神社

(二) 上城の神社

(三) 中村の神社

(四) 下条の神社

(五) 中里の神社

(六) 田場沢の神社

第二節 寺院・堂

第三節 講

附録一 葛山区有文書 1

附録二 葛山区有文書 2

附録三 石造物調査一覧・分布図

●裾野市史調査報告書 第二集 深良の民俗

目次

序章 深良の歴史と民俗

第一節 市史編さんのなかの民俗誌

第二節 深良の村落と集落

第三節 民俗の特色

第一章 生活環境の民俗

第一節 開発と土地利用

(一) イエ(家)の立場

(二) 水田とジンダイ

第二節 水と生活

(一) 深良用水

(二) カワバタ・井戸・湧き水

(三) 水車

第三節 箱根山と生活

(一) 深良財産区

(二) カヤバ

(三) ザツボクリン(雑木林)

(四) アラクオコシ(荒く起こし)とカイコン(開墾)

第四節 四季の変化と動植物

(一) 風と気象

(二) 自然暦

(三) 動植物と魚

第五節 災害と大事件

(一) 関東大地震

(二) 水害と台風

第六節 御殿場線と生活

(一) 御殿場線と生活の変化

(二) 御殿場線の事件

第二章 社会と生活

第一節 家と屋敷

(一) 屋敷構えと付属屋

(二) 間取りと部屋の使用方

(三) 家の手入れと生活環境

(四) 新築と家うつり

(五) 町田・松井謙一家の間取りと屋敷構え

第二節 家族と親族

第三節 村落の形と組織

(一) 村の範囲と地域区分

(二) ムラの施設と道・境

(三) 村の構成員

第四節 共有と共同

(一) 山をめぐる共有と共同

(二) 水をめぐる共有と共同

(三) 農作業のための共有と共同

(四) 神社と墓地をめぐる共有と共同

第五節 ムラの集団構成

(一) 近隣集団

(二) 年齢集団

第六節 世間との交流

(一) 交通手段

(二) 世間の広がり

第三章 時間と民俗

第一節 生活の時間・生産の時間

(一) 深良の生業

(二) 稲作

(三) 柿渋(カキシブ)の生産

(四) 生業と衣服

第二節 一日の生活

(一) 仕事の日

1 ときを知る

2 仕事の日

3 食事と生活

第三節 一年の生活

(二) 年中行事

第四節 一生の生活

(一) 産育

1 妊娠と出産前

2 出産

3 成長過程

(二) 婚姻

1 縁談の成立

2 祝言

(三) 厄年と年祝い

(四) 葬送と墓

1 臨終から葬式準備まで

2 トムライの儀礼

3 供養と先祖祭祀

4 墓制

第五節 元小学校教員が見た大正・昭和時代の深良

1 ライフヒストリー

2 須山と深良の生活

3 教員時代の経験

第四章 信仰

第一節 神社と小祠

(一) 氏神

(二) 山の神その他の小祠

第二節 寺院と堂

第三節 講その他

第四節 路傍の神仏

第五節 家ごとの神々

附録一 『駿河記』駿東郡深良村

附録二 松井謙一家文書1

松井謙一家文書2

●裾野市史調査報告書 第三集 葛山居館跡遺構確認調査概報

(付 同出土陶磁片図版及び解説)

目次

I 遺跡の概要と調査経過

1 位置

2 遺跡の概要

3 調査の目的と調査に至るまでの経過

4 調査経過

II 調査の結果

1 土層

2 遺構

3 遺物

まとめ

●裾野市史調査報告書 第四集 茶畑の民俗

目次

序章 茶畑の歴史と民俗

第一節 民俗調査と市史編さん

第二節 茶畑の集落と歴史

第三節 民俗の特色

第一章 生活環境の民俗

第一節 開発と土地利用

(一) 茶畑の成立

(二) 土壌と立地

第二節 水と生活

(一) 井戸・カワバタ・水車

(二) 関東大震災と水

第三節 箱根山と生活

(一) 二一一名共有

(二) 箱根竹

(三) 草刈り

(四) 雑木林

(五) アラクオコシ

第四節 四季の変化と動植物

(一) 風と気象

(二) 魚

第二章 社会と生活

第一節 家と屋敷

- (一) 屋敷構えと付属屋
- (二) 間取りと部屋の使い方
- (三) 養蚕のときの家と付属屋の使い方
- (四) 家の手入れと生活環境
- (五) 新築

第二節 家族と親族

第三節 村落の形と組織

- (一) 村の範囲と地域区分
- (二) ムラの構成員運営

第四節 共有と共同

- (一) 茶畑山をめぐる共有と共同
- (二) 社寺をめぐる共有と共同

第五節 ムラの集団構成

- (一) 近隣集団とモヨリ
- (二) 年齢集団

第六節 世間との交流

- (一) 買い物
- (二) 神仏を介した人々の交流

第三章 時間と民俗

第一節 生活の時間・生産の時間

(一) 茶畑の生業

(二) 稲作の一年

(三) 稼ぎのタケキリ(竹切り)

第二節 一日の生活

(一) 仕事の日

(二) 食事と生活

第三節 一年の生活

(一) 年中行事

第四節 一生の生活

(一) 産育

1 妊娠と出産前

2 出産

3 成長過程

(二) 婚姻

1 縁談の成立

2 祝言

(三) 厄年と年祝い

(四) 葬送と墓

1 臨終から葬式準備まで

2 トムライの儀式

3 供養と先祖祭祀

4 墓制

第四章 信仰

第一節 神社と小祠

(一) 茶畑全体でまつる神

(二) 地区ごとにまつる神

第二節 寺院と堂

(一) 寺院

(二) 堂

(三) 講

第三節 家ごとにまつる神仏

付録一 茶畑・柏木家文書1

付録二 茶畑・柏木家文書2

付録三 茶畑・柏木家文書3

付録四 茶畑・柏木家文書4

付録五 「駿河記」駿東郡茶畑村(桑原藤泰 文化3年完結)

●裾野市史調査報告書 第五集 富沢の民俗

目次

序 章 富沢の歴史と民俗

第一節 新しい歴史と民俗

第二節 富沢の集落とその歴史

第三節 民俗の特色

第一章 生活環境の民俗

第二節 集落と水田

(一) ムラの立地条件

(二) 集落の様相

第二節 深良用水と愛鷹山

(一) 水と生活

(二) 山と生活

第三節 動物と気候

(一) 動物

(二) 気候

第二章 社会と生活

第一節 家と屋敷

(一) 屋敷構えと付属屋

(二) 間取りと部屋の使用方

(三) 家の手入れと生活環境

(四) 新築

第二節 家族と親族

(一) 家族

(二) 親族

第三節 村落の形と組織

(一) 村の範囲と地域区分

(二) ムラの施設と道・境

(三) ムラの構成員

第四節 共有と共同

(一) 山をめぐる共有と共同

(二) 水をめぐる共有と共同

(三) 農作業をめぐる共有と共同

(四) 神社・墓地をめぐる共有と共同

(五) ムラの諸集団

(六) 世間との交流

第三章 時間と民俗

第一節 生活の時間・生産の時間

(一) 生業

(二) 稲作

(三) カイコンの畑とサツマ(薩摩芋)の栽培

第二節 一日の生活

(一) 仕事の日

(二) 食事と生活

第三節 一年の生活

(一) 年中行事

1 正月の行事

2 二月の行事

3 三月の行事

4 四月の行事

5 五月の行事

6 七月の行事

7 八月の行事

8 九月の行事

9 十月の行事

10 十一月の行事

11 十二月の行事

第四節 一生の生活

(一) 産育

1 妊娠と出産前

2 出産

3 成長過程

(二) 婚姻

1 縁談の成立

2 祝言

(三) 厄年と年祝い

(四) 葬送と墓

1 臨終から葬式準備まで

2 トムライの儀礼

3 供養と祖先祭祀

4 墓制

第四章 信仰

第一節 神社と小祠

(一) 富沢全体でまつる神

(二) 地区ごとにまつる神

1 上モヨリで祀る神

2 中モヨリで祀る神

3 下モヨリで祀る神

第二節 寺院と堂

(一) 寺院と檀家

(二) 堂

(三) 講

第三節 家ごとにまつる神仏

付録一 富沢・渡辺家文書 1

付録二 富沢・渡辺家文書 2

付録三 富沢・渡辺家文書 3

付録四 富沢・渡辺家文書 4

● 裾野市史調査報告書 第六集 裾野の石造物 上

目次

一 裾野市東部の位置図と地区名

二 裾野市東部地区の概要

三 調査地区

(一) 岩波地区

石造物の分布図

石造物写真・図版

石造物一覧表

(二) 深良地区 (I)

石造物の分布図

石造物写真・図版

石造物一覧表

(三) 深良地区 (II)

石造物の分布図

石造物写真・図版

石造物一覧表

石造物点描

(四) 久根地区

石造物の分布図

石造物写真・図版

石造物一覧表

石造物点描

(五) 公文名地区

石造物の分布図

石造物写真・図版

石造物一覧表

(六) 稻荷地区

石造物の分布図

石造物写真・図版

石造物一覧表

(七) 茶畑地区

石造物の分布図

石造物写真・図版

石造物一覧表

石造物点描

(八) 平松地区

石造物の分布図

石造物写真・図版

石造物一覧表

(九) 麦塚地区

石造物の分布図

石造物写真・図版

石造物一覧表

四 統計表

五 石造物の種類別解説

六 字体について

七 裾野の石造物の周辺(信州高遠石工と民衆の心)

八 編集後記

九 裾野市史編さん室関係者名簿

● 裾野市史調査報告書 第七集 裾野の石造物 中

目次

一 裾野市北西部の位置図と地区名

二 裾野市北西部地区の概要

三 調査地区

(一) 須山地区 (I)

石造物の分布図

石造物写真・図版

石造物一覧表

石造物点描

(二) 須山地区 (II)

石造物の分布図

石造物写真・図版

石造物一覧表

(三) 下和田地区

石造物の分布図

石造物写真・図版

石造物一覧表

石造物点描

(四) 今里地区

石造物の分布図

石造物写真・図版
石造物一覽表
石造物点描

(五) 金沢地区

石造物の分布図
石造物写真・図版
石造物一覽表
石造物点描

(六) 御宿地区

石造物の分布図
石造物写真・図版
石造物一覽表
石造物点描

(七) 上ヶ田地区

石造物の分布図
石造物写真・図版
石造物一覽表

(八) 葛山地区

石造物の分布図
石造物写真・図版
石造物一覽表
石造物点描

(九) 千福地区

石造物の分布図
石造物写真・図版
石造物一覽表

四 統計表

五 石造物の種類別解説

六 裾野市史編さん室関係者名簿

●裾野市史調査報告書 第八集 裾野の石造物 下

目次

一 裾野市中央・南西部の位置図と地区名

二 裾野市中央・南西地区の概要

三 調査地区

(一) 石脇地区

石造物の分布図
石造物写真・図版
石造物一覽表

(二) 佐野地区

石造物の分布図
石造物写真・図版
石造物一覽表
石造物点描

(三) 大畑地区

石造物の分布図

石造物写真・図版

石造物一覧表

(四) 桃園地区

石造物の分布図

石造物写真・図版

石造物一覧表

石造物点描

(五) 富沢地区

石造物の分布図

石造物写真・図版

石造物一覧表

石造物点描

(六) 二ツ屋地区

石造物の分布図

石造物写真・図版

石造物一覧表

(七) 水窪地区

石造物の分布図

石造物写真・図版

石造物一覧表

石造物点描

(八) 伊豆島田地区

石造物の分布図

石造物写真・図版

石造物一覧表

四 追補

五 統計表

六 石造物の種類別解説

七 石造物の周辺

八 まとめ

(一) 石造物調査の対象

(二) 石造物の種類について

(三) 法量について

(四) 石工について

(五) 石工の道具

(六) 石の産地

(七) 石造物統計表

九 編集後記

十 裾野市史編さん室関係者名簿

12 「裾野市史研究」総目次・執筆者

●創刊号

口絵 普明寺所蔵武田氏発給文書

発刊のことば

市史編さんと中世の裾野

裾野市内に於ける中世城館跡について(一)

東山の歴史(一断面)

近世初期徳川検地と東駿河

市史編さんと日本民俗学

編さん室日誌

●第2号

口絵 桃園尾畑遺跡出土の顔面把手付土器

金沢上川遺跡出土の矢柄研磨器

江戸時代裾野の生活・文化と女性・子供

裾野市内の遺跡概要

葛山氏と言われる人々〔歴史随想〕

深良用水開鑿と鉦山技術

く「かねほり甚左衛門」をめぐるく

近世における箱根用水の井組について

湯山半七郎の思想

く教導職時代を中心としてく

編さん室日誌

●第3号

口絵 大戦下における銃剣術の練習

〔講演会載録〕中学校と人材選抜

水配人と水利秩序の成立

く駿州深良用水におけるく

「入サ製糸所」とはどのような工場だったのか(その一)

〔歴史随想〕「駿東教育史」と裾野

小特集 裾野の戦中と戦後を生きて

〔座談会〕子供の見た戦争

く裾野・学童疎開の記録く

〔解説〕裾野の学童疎開

〔座談会〕おんなたちの座談会

戦中・戦後、変わりゆく裾野

く各世代が感じたたくらしの変化く

編さん室日誌

岩崎 信夫

久保 文和

有光 友學

中野 國雄

芹沢 充寛

関根 省治

岩田 重則

高橋 敏

渡瀬 治

入山 光信

脇野 博

柴 雅房

坂本 紀子

四方 一浜

菊池 邦彦

石田 義明

勝又 壽

勝又 壽

勝又 壽

勝又 壽

勝又 壽

●第4号

口絵 深良地区上原のオテントサン念仏

斉藤 弘美

深良地区上丹の梅花講

岩船地蔵搜索期

福田アジオ

〔講演会載録〕

地域のなかの戦争と裾野の昭和史

安田 常雄

スルガ国造とスルガ国

仁藤 敦史

「学制」期、裾野市における就学率の社会的背景

坂本 紀子

〔歴史随想〕

「市史資料編 深良用水」出版を祝福して

鈴木 強

御宿村・久根村・深良村を対象として

湯川 郁子

「騒擾」事件ノート

「裾野市史深良用水」を読む

〔研究余録〕

戦国時代の葛山氏

有光 友學

〔歴史随想〕

「静岡県教育史」と裾野

渡邊 藤男

〔その他〕

大庭景申先生を悼む

高橋 敏

編さん室日誌

葛山居館跡の発掘

中野 國雄

●第5号

口絵 葛山居館跡出土品

中野 國雄

戦死者の祀り

岩田 重則

黄瀬川と裾野市の民俗

松田香代子

中世駿東の歴史的位置

東島 誠

研究ノート

本茶モヨリ考

歴史随想

戦時中の学校

歴史講座の記録

『裾野市史考古』を読む

編さん室日誌

岩崎 信夫

歴史随想

飯尾宗祇と裾野

高橋 具美

杉山 繁雄

歴史講座の記録

『裾野市史近代Ⅰ』を読む

編さん室日誌

●第7号

口絵 十六ヶ村猪鹿除囲土手簾絵図部分

慶応元年奉献句額

講演

中世の裾野

↳新史料にみる戦国期の葛山氏

論文

大珠と顔面把手付土器

↳裾野の縄文時代と尾畑遺跡

元縮衆の深良用水開削事業撤退の背景

↳資金回収と用水管理を中心に

駿東(中・北駿)地域の吉田信仰

教育実践報告

深良用水の授業

有光 友學

論文

近世初期の村政について

↳御宿村を事例として

戦時体制下の初等教育

中世禅宗寺院における地方展開と法嗣意識

↳定輪寺の検討を中心として

深良用水における国役普請の要求過程

↳弘化三年の国役普請を中心に

歴史講座の記録

『裾野市史』資料編「古代・中世」を読む

高橋 敏

柴 雅房

西川 尚男

伊東 誠司

井口 俊靖

中村 恒之

厚地 淳司

杉村 斉

編さん室日誌

明治33年（一九〇〇年）の勝又半次郎絵日記より

●第9号

口絵 変圧器の運搬〜深良川第一発電所

講演載録

裾野における青年期の教育

四方 一瀨

論文

近世初期の年貢収取

関根 省治

村入用帳の史料論的検討

菊池 邦彦

↳駿河国駿東郡富沢村を例として

占領期における東富士演習場問題の展開

大串 潤児

史料紹介・解説

市内における近世教育関係資料の追加事例について

(その一) 伊東 誠司

依京寺本尊について

伊東 誠司

歴史講座の記録

『裾野市史』資料編「近世」を読む

編さん室日誌

●第10号

口絵 明治31年（二八九八年）の勝又半次郎絵日記より、

元旦の頁

講演載録

戦後裾野の暮らしと生活意識

安田 常雄

論文

駿河郡周辺の古代氏族

仁藤 敦史

駿河国近世初期検地の再評価

柴 雅房

↳駿東郡御宿村を事例として

小田原藩の村足軽について

厚地 淳司

↳軍役負担を中心に

歴史随想

大森氏に関わる地名の考察

羽田 勲

深良用水に感謝しよう

鈴木 強

鈴木強氏に哀悼の意を表す

四方 一瀨

編さん室日誌

●第11号

口絵 佐野上ヶ見遺跡内 出土墨書土器

講演載録

裾野にみる日本の東と西

福田アジオ

論文

鎌倉時代の葛山氏

松崎 真吾

↳葛山景倫を題材に

関東地方の龍爪信仰

聞き書き

裾野にやってきた土肥の大工

歴史随想

花さんぼ

く御厨の観音様く

歴史講座の記録

民俗を探る楽しさ

編さん室日誌

●第12号

口絵 大正4く5年の三越呉服店販売カタログ

(現三越百貨店)

書評『裾野市史』

第一巻 資料編 考 古

第二巻 資料編 古代・中世

第三巻 資料編 近 世

第四巻 資料編 近現代I

第五巻 資料編 近現代II

第六巻 資料編 深良用水

第七巻 資料編 民俗

論文

松田香代子

宮村田鶴子

岡田 憲明

裾野の石造物く庚申塔を中心にく

裾野地域のモヨリとその生活

くムラとモヨリく

村の生産と消費

く須山村の場合く

資料編『古代・中世』補遺

目録

葛山氏関係文書目録

葛山氏発給文書目録

歴史随想

大森氏の出自と初期居館地について

歴史講座の記録

裾野の近現代を知る

編さん室日誌

●第13号

口絵 裾野市全域絵図(一八七六年)

絶頂全図(弘化2年「富岳写真」)

一合目木立夜中之図(同右)

書評『裾野市史』

第八巻 通史編I

論文

瀬川裕市郎

斉藤 弘美

岩崎 信夫

小林 秀年

永原 慶二

永原 慶二

小田原藩の農民身分編成について

— 稲葉時代を中心に —

国境地帯の中世史

富士山信仰における須山口の位置

裾野市史編さん事業の歩み

1 裾野市史編さん基本要綱

2 裾野市史編さん委員会条例

3 裾野市史編さん事業機構図

4 歴代裾野編さん委員及び関係者

5 歴代裾野編さん専門委員・調査委員一覧

6 現・裾野市史編さん関係者名簿

7 裾野市史編さん事業経過報告

8 刊行図書一覧

9 「裾野市史」総目次・執筆者

10 「裾野市史資料叢書」総目次

11 「裾野市史調査報告書」総目次

12 「裾野市史研究」総目次・執筆者

13 「裾野市史だより」総目次・執筆者

杉村齊さんを悼む

編集後記

厚地 淳司

東島 誠

菊池 邦彦

13 「裾野市史だより」総目次・執筆者

●第1号（昭和六三年一月三〇日）

芦湖水神社（鈴木 強）

市史編さんにあたって（裾野市長 市川 武）

市史刊行計画

裾野市史編さんの開始にあたり

（市史編さん専門委員代表 有光 友學）

市史編さん専門委員・調査委員の紹介

市史編さん委員・地区協力員・教育委員会市史編さん室

市史に期待するもの（裾野市区長連合会長 鈴木 益雄）

編さん室日誌（抄）

編集後記

●第2号（平成元年三月一五日）

人力そり（写真提供者 葛山 坂田 政明）

かねほり甚左衛門（調査委員 脇野 博）

「佐野駅の思い出」（一）（佐野 持田陸太郎）

調査委員・地区協力員の紹介

資料を貸してくださった人

史料をさがしています

編さん室日誌(抄)
編集後記

●第3号(平成元年八月一五日)

現場功勞授与記念写真(写真提供・文 佐野 中西 保男)
私と庚申塔(平松 安田 弘)

深良用水隧道点検体験記(調査委員 斎藤 弘美)
調査委員の紹介

資料及び情報を提供してくださった人
さいと焼き(下和田 真田 林蔵)

「一趣味・一学習」(市史編さん室長 長谷川 博)
編さん室日誌(抄)

編集後記

●第4号(平成元年十一月一五日)

順礼供養塔(調査委員 石田 義明)

「いたきやあ」と訪う(調査委員 杉村 斉)

私と民俗調査く葛山民俗調査を終えてく

(臨時調査委員 小澤さと子)

今川氏真の花押く定輪寺所蔵今川氏真文書く

(調査委員 松崎 真吾)

専門委員・地区協力員の紹介

資料及び情報を提供してくださった人
裾野と私(平松 高木 トシ)

編さん室活動日誌(抄)
編集後記

●第5号(平成二年三月一五日)

石造物いろいろ

裾野の石造物く伊豆島田・堰原く

明治十二年の旅(調査委員・岩崎 信夫)

資料を提供してくださった方々

平成元年度中に調査・解説・史料整理にご協力頂いた方々
編さん室活動日誌(抄)

編集後記

●第6号(平成二年一〇月一五日)

葛山居館跡

倭名鈔・駿河郷そして裾野の郷

(沼津歴史民俗資料館主任学芸員 瀬川裕市郎)

裾野の石造物(二)く水窪く

新調査委員・地区協力員の紹介

資料及び情報を提供して下さった方々

調査・解説・資料整理にご協力頂いた方々

裾野と宗祇（佐野 高橋 具美）

活動日誌（抄）

編集後記

●第7号（平成三年二月一五日）

湯山家（御宿）の桐ダンス 大阪への旅

「喜和のダンス」（御宿・湯山家）を追って

（調査委員 杉村 齊）

新調査委員の紹介

石造物調査に参加して（千福ヶ丘 鈴木 康代）

資料及び情報を提供してくださった方々

活動日誌

編集後記

●第8・9号（平成四年一月一五日）

明治四三年三月の小泉尋常小学校卒業記念写真

（写真提供者 水窪 渡邊 俊一）

「深良用水開削請負手形」を読む

（筆耕・校正協力者 厚地 淳司）

先祖たちの伊勢参宮記く花岳の『道中之日記』よりく

（調査委員 杉村 齊）

長野「葛山城」を尋ねて（地区協力員 勝又 常一）

大庭景申先生を偲ぶ（市史編さん委員 芹沢 充寛）

歴史講座「深良用水を読む」

調査委員・地区協力員の紹介

資料を貸してくださった方

編さん室日誌（抄）

編集後記

●第10号（平成四年八月一五日）

富岡支所に残る関東大震災関係の資料綴

（写真提供者 御宿 勝又 茂美）

吉田神社を訪ねて（調査委員 松田香代子）

温情舎のこと（地区協力員 歌崎 久作）

編さん室日誌（抄）

編集後記

●第11号（平成四年一二月一五日）

裾野市建設業組合と太子講

葛山居館跡遺構確認調査を終えて（専門委員 中野 國雄）

葛山居館跡内遺構確認調査全体図

裾野における戦後青年団の消息く

旧富岡村の場合を中心として（地区協力員 勝又 茂美）

小さな探検（中村 恒之）

新調査委員の紹介

編さん室日誌（抄）

編集後記

●第12号（平成五年八月一五日）

佐野澤園の図（資料提供者 横山 正美）

千福が丘は皇室の土地だった

愛鷹山御料地払い下げの記録（地区協力員 西島 秀雄）

新調査委員と新地区協力員の紹介

●第13号（平成五年一二月一五日）

発見！ 源之丞の実印（調査委員 柴 雅房）

深良駒形神社と鰯口（地区協力員 小林 秀年）

裾野の歴史図書

●第14号（平成六年八月一五日）

大山通り今昔く大山通りの由来

深良用水、豊後堰の変革と発電事業

（地区協力員 小林 秀年）

古文書講座に学んで（小野恵津子）

新調査委員紹介

●第15号（平成六年一二月一五日）

岩波駅と蒸気機関車

学童集団疎開五十周年「定輪寺に集う会」を催して

（金剛地弘次）

講座・講演会の紹介

裾野市の歴史図書紹介

●第16号

石造物との出会い（山本けい子）

石造物調査にあたり（永野 武信）

市史編さん室一年目（市田 弘志）

古代・中世編の編纂作業を終えて

裾野市の歴史図書紹介

●第17号（平成七年一二月一五日）

久根東澤山安楽寺領内建立 天神社棟札

柳澤文溪とその妻について（地区協力員 小林 秀年）

一年目をふりかえって（今関 裕美）

編さん室日誌

新調査委員紹介

編集後記

●第18号 (平成八年二月一五日)

帝国海軍機の遭難く茶畑山「忠魂碑」く

故郷の思い出く昭和初期 桃園く (地区協力員 歌崎 久作)

裾野の民俗との出会い (木原 慎也)

裾野市歴史図書紹介

●第19号 (平成九年二月一五日)

路傍の石造物

「新発見! 裾野にもあった太閤検地帳」

(調査委員 柴 雅房)

囲炉裏について (地区協力員 植松甲子男)

裾野市の歴史図書紹介

●第20号 (平成一〇年八月一五日)

深良用水

学校をめぐる地域が対立 (調査委員 坂本 紀子)

「町震区について」 (地区協力員 倉沢 秀雄)

「下和田の大火」 (地区協力員 真田 林藏)

●第21号 (平成一〇年二月一五日)

今里 岩船地藏

道祖神について (地区協力員 大庭 三郎)

裾野市の歴史図書紹介

裾野市の歴史図書紹介

●第22号 (平成一一年八月一五日)

鉄管敷設工事と発電事業 (地区協力員 小林 秀年)

我が故郷、久根村 (地区協力員 窪田 恒男)

御宿における「三峰山行」今昔 (地区協力員 勝又 茂美)

裾野市の歴史図書紹介

●第23号 (平成一二年二月一五日)

江戸末期の「仮名手本忠臣蔵」の浮世絵版画

(資料提供者 御宿 勝又 重夫)

富士山須山口登山歩道沿革 (地区協力員 杉山 末雄)

桃園御嶽神社縁起 (地区協力員 歌崎 久作)

●第24号 (平成一二年八月一五日)

一七一三年 (正徳三年癸巳) の定輪寺村絵図

(資料提供者 大石 和己)

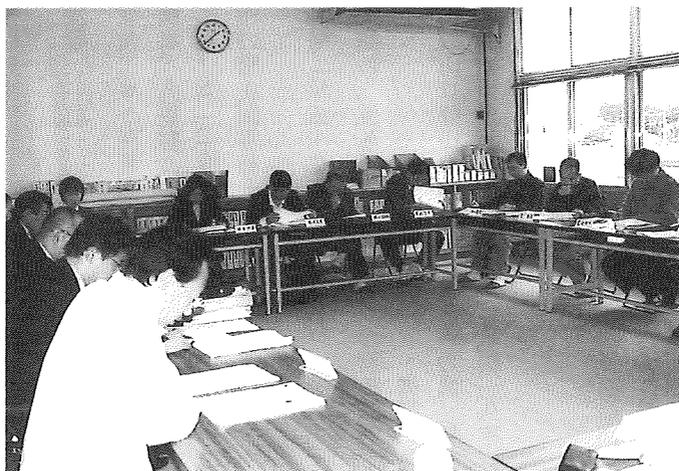
宗祇五百年祭によせて (市史編さん委員 芹沢 充寛)

富士山山開きに須山口登山歩道を歩く

(調査委員 松田香代子)



ある日の専門委員調査委員合同会議から（2000・12・3）



編集後記

『裾野市史研究』第十三号（最終号）をお届けします。

本号には、まず、東島調査委員の「国境地帯の中世史」、菊池調査委員の「富士山信仰における須山口の位置」、厚地調査委員の「小田原藩の農民身分編成について―稲葉時代を中心に―」のあわせて三編の研究論文を掲載いたしました。さらに、永原慶二先生の『裾野市史』第八巻「通史編I」を多面的な角度から分析していただいた書評を掲載いたしました。

また、平成十二年十月に調査委員の杉村齊氏が、ご逝去されました。生前のご協力に感謝し、心からご冥福をお祈りいたします。あわせて、福田専門委員から、「杉村齊さんを悼む」として追悼随想を寄稿いただきました。お忙しい中をご執筆いただきました皆様にあらためてお礼申し上げます。

さて、最終号となる本号には、「裾野市史編さん事業の歩み」と題し、これまでの市史編さん事業の経過を掲載しました。

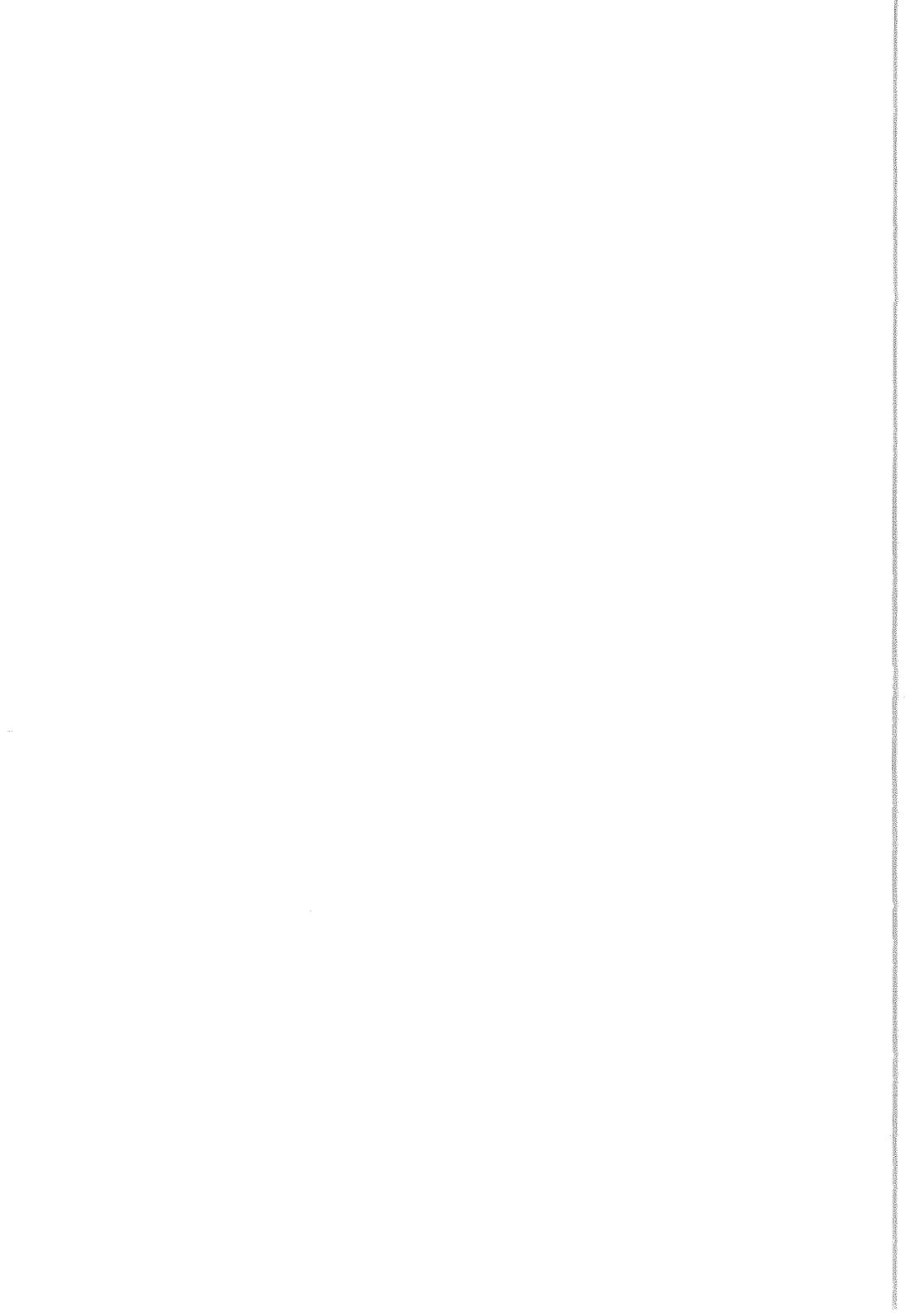
事業経過報告書にもありますように、本事業は昭和六十二年から始まり、今日までに資料編七巻、通史編二巻、資料叢書四冊、各種調査報告書八冊、市史研究十三号などを刊行してまいりました。当市の市史編さん事業は、先人達の築いた文化を歴史的に明らかにし、郷土の歴史資料の散逸・忘失を防ぎ、市の歩みを記録にとどめ、後世に残す目

的から始まりました。本事業によって当市の歴史がすべて解明されたというわけではありませんが、その成果は出版物にとどまらず、寄託された原史料十万点、写真・マイクロフィルム十万点、その他調書・文献など、調査収集資料は膨大な数に及んでいます。この市史編さん事業も、来年度を以って、事業としては完了します。しかし、これは市史編さんそのものの完結を意味するのでは決してないのです。今後、裾野市が脈々と発展する限り、絶え間なく、その歴史は刻々と刻み込まれ、先人から受け継がれてきたように、我々も後世の人々に伝えていかなければならないものです。二十世紀が終わり、まさに新世紀となった今だからこそ歴史を大切に伝承し、さらに単なる伝承にとどめず、その『過去』の歴史の中から『現在』そして『未来』を展望し創造していくことの重要性が問われていることと思えます。本事業が間もなく終わろうとしておりますが、このように多くの成果を残すことができましたのも、ひとえに市民の皆様および関係者各位のご理解、ご協力による賜と厚くお礼申し上げます。

平成十三年三月

裾野市教育委員会教育部

市史編さん室 主席主査 渡邊 学



裾野市史研究 第13号 (ISSN 0918-1342)
平成13年3月31日発行

編集・発行 裾野市教育委員会教育部
市史編さん室
裾野市茶畑399
電話 0559-93-7170

印刷 みどり美術印刷株式会社

(題字：裾野市長 大橋 俊二)